

明治二三年六月二〇日付の山県宛書簡<sup>\*64</sup>

「第二此勅語ニハ敬レ天尊神等ノ語ヲ避ケザルベカラズ何トナレハ此等ノ語ハ宗旨上ノ争端ヲ引起スノ種子トナルベシ」

↓「敬天」や「天意」を削除した。|| ⑧ ⑮の修正

「第六消極的ノ砭シレ愚戒レ悪之語ヲ用ウヘカラズ君主ノ訓戒ハ汪々トシテ大海ノ水ノ如クナルヘク浅薄曲悉ナルヘカラズ」

↓「不幸ニシテ」を削除した。|| ⑤の修正

「文部ノ立案ハ其ノ体ヲ得ズ如是勅語ハムシロ宗教又ハ哲学上ノ大知識ノ教義ニ類シ君主ノ口ニ出ツヘキモノニ非ス世人亦其ノ真ニ至尊ノ聖旨ニ出タル事ヲ信シテ感激スル者少カルヘシ」

↓「宗教又ハ哲学上ノ大知識ノ教義」にならないように、

- ・ 文章を簡潔にした。|| ④ ⑥ ⑦ ⑩ ⑫ ⑮ ⑱ ⑳ ㉔ ㉖ ㉗の修正
- ・ 漢字をひらがな・カタカナにして文章を易しくした。|| ① ㉓の修正
- ・ 指示語を明確にして文章をわかりやすくした。|| ⑨の修正

六月二五日付の山県宛井上書簡<sup>\*65</sup>

「福善禍淫とハ古文尚書の偽作ニ出たる文字なる事ハ清朝学者の証明ニ備ハル……此陳腐之語、一タヒ勅語の中ニ顕レナハ世間ニ一場之宗門の争端ヲ啓クベシ」

↓「善ニ福シ淫ニ禍スル」を削除した。|| ⑮の修正

その一方で、書簡に書かれていたわけではないが、皇室をさらに尊重し、忠君愛国を強調した。|| ② ③ ⑤ ⑦ ⑰の修正

海後は、井上が右の書簡で批判した「文部ノ立案」を、「乙案」より早い段階（草案四以前）の中村草案と見ている。そ

して、海後は、芳川らは右の書簡の内容を、「乙案」（本論文での「中村草案五―一」）を作成する前から知っていたが、それを無視して草案を上奏した、と次のように述べている。

中村草案は井上法制局長官によって既に批判されて、勅語の体をなさないとされたのである。しかるにここに「乙案」として中村案が浄書されているところを見ると、井上草案とならべて、恐らく併行して文部省内か或は中村との話し合いの下において修正が進められて、この最終文（「乙案」のこと―引用者注）にまで到達し、芳川文相としては、文部省案を断念していなかったであろう。<sup>\*66</sup>

右の六月二〇日付の井上書簡の文頭に、「被仰付候教育主義ノ件ニ付遅延ノ罪恐縮奉存候実ニ此事ニ付テハ非常ノ困難ヲ感シ候テ兩三日来苦心仕候」とあることから<sup>\*67</sup>、井上草案の初稿は同書簡に添えられていたと見られている<sup>\*68</sup>。そして、その初稿が推敲を重ねられて、「甲案」（本論文での「井上草案五―一」）になったと考えられている<sup>\*69</sup>。つまり、井上書簡（「文部ノ立案」批判）・初稿と「甲案」の間には、推敲のための時間が必要である。

「中村草案五」の考察で述べたように、海後は「用紙や浄書されてある形式からみて」、「甲案」と「乙案」が同時に天皇の内覧に供されたと推測している<sup>\*70</sup>。そうであれば確かに、井上が批判した「文部ノ立案」は、「乙案」より早い段階の中村草案ということになる。

しかし、井上書簡を踏まえた修正は、草案六―一において初めて見られる。また、「中村草案五」の考察で述べたように、「甲案」と「乙案」が同時に天皇に示されたとは言い切れない。すなわち、「乙案」は「甲案」より早い時期に上奏され、井上が批判した「文部ノ立案」は「乙案」であるとも考えられる。そのため、本節では、「文部ノ立案」は遅くとも中村草案五の段階のものであった、と見ておきたい。

草案六―一から、芳川が中村草案をどうしても残そうとしていたことがわかる。なぜなら、彼は「廃棄」とされた草案の

修正を中村に、単に続けさせたのではなく、上奏対決で負けた相手である井上からの批判を踏まえた形になるように、修正を続けさせたからである。芳川は井上に中村草案を認めてもらうため、すなわち、勝ちを譲ってもらうために、そのように修正を続けさせたと思われる。芳川は単に今までの努力を無駄にしたくないというのではなく、天皇から「教育上の基礎となるべき『箴言』を編めよといふ、極めて重要な御沙汰」を受けた一臣民として<sup>71</sup>、それをやり遂げようとしたと思われる。また、勅語を起草するという名誉を他人に横取りされたくないという気持ちも、彼にあったのではないだろうか。

(原本では中村による) 修正後の中村草案六一は次の通りである。傍線の——は書き改められた部分、……は朱で修正を加えられた部分を示す。

## 【中村草案六一】

忠孝ノ二者ハ、人倫ノ大本ナリ、殊ニ皇国ニ生ル、モノハ万世一系ノ<sup>①</sup>  
 ② 帝室ニ対シ、忠愛<sup>③</sup>の心ヲ以テ各々ツノ職分ヲ尽シ、自己ノ良心ニ愧サルヲ務ムヘキナリ、  
 父ハ子ノ天ナリ、君ハ臣ノ天ナリ、臣子ニシテ若シ君父ニ対シ不忠不孝ナレハ、罪ヲ天ニ得テ逃ルヘカラス、サレハ又  
 忠孝ヲ尽ストキハ自ラ天心ニ合ヒ福祉ヲ得ルノ道ナリ、或ハ<sup>⑤</sup>忠孝ノ為メニ禍害ヲ蒙むるときは美名<sup>⑦</sup>万古に万方ニ伝ハ  
 リ朽チざるべし、

⑧ 敬神ノ心ハ人々固有ノ性ヨリ生ス、恰モ耳目ノ官ニ視聴ノ性アルカ如ク、又木理石紋ノ如ク、愈々刮リ去レハ愈々顕  
 ハレ出ツ、この敬神<sup>⑨</sup>の心より君父ニ対シテハ忠孝トナリ、社会ニ向ヘハ仁愛トナリ、信義トナル、即チ万善ノ源ナリ、  
 ⑪ 深夜暗室ノ中ニ生スル一念ハ、ソノ善ソノ悪皆天地神明ノ照臨スル所ニシテ、青天白日公衆ノ前ニ發現シテ掩フヘカ  
 ラス、天人一致、内外洞徹、顕微間ナシ、神人ノ間感応影響<sup>⑫</sup>ヨリ捷ナリ、慎み畏れざるへけんや、  
 吾カ心ハ神ノ舍スル所ニシテ天ト通スルものナリ、天ヲ敬シ神ヲ敬センニハ先ツ吾心ヲ清浄純正ニセサルヘカラス、<sup>⑬</sup>  
 立憲政体<sup>⑭</sup>の下に立つ今日皇国ノ臣民タルモノハ益々忠君愛国ノ義ヲ拳々服膺すへきは勿論なり、智徳并ヒ長シ品行完善<sup>⑮</sup>

10

5

ナル人民トナリ、国ノ品位ヲ上進セシメ、外人ヲシテ望テ畏れしむるヲ期スヘシ<sup>21</sup>  
 自治ノ良民トナリ、団体上ヨリ富強ノ国タルコトヲ期シ、各自其本分たる職業を勉め艱難辛苦ヲ忍ヒ以テ一身一家及ヒ<sup>22</sup>  
 社会ノ福祉ヲ造ルヘシ、コレ即チ人々自己ノ任ナリ、<sup>23</sup> 他人ニ委ヌヘカラス、<sup>24</sup>  
 15 国ノ強弱ハ人民ノ品行ニ係ルコトナレハ、今日万国林立し、優勝劣敗の世ニ在リテハ、人民各自ニ忠臣ヲ主トシ、礼義<sup>25</sup>  
 ヲ重シシ、勤儉ヲ務メ、剛勇忍耐ノ氣象ヲ養ヒ、尊貴ナル品行ヲ植立スルコトヲ要ス、而シテ輕薄怠惰詐偽驕佚等ノ惡<sup>26</sup>  
 行を以て深く戒と為すべし、是皆国をして衰弱ならしむるものなり、<sup>27</sup>

## 中村草案七

中村草案六の次に書かれたと見られている草案は<sup>\*72</sup>、国会図書館憲政資料室所蔵『芳川顕正関係文書』の資料番号1であり、これを「中村草案七」とする。草案七は一〇行罫紙六頁に墨で、変体仮名交じりで書かれ、部分的に朱で修正を加えられている。海後は草案七について、「芳川文相が自からの考えで、井上書簡による批判をうけて書き改めたものとみて誤りないであろう」と述べている<sup>\*73</sup>。草案七の筆跡は、芳川の自筆と思われる、『芳川顕正関係文書』の中のいくつかの史料に付けられている付箋の文字と<sup>\*74</sup>、同じであると見られる。そのため、本節でも、芳川が草案七を書いたと考える。

この草案の右上欄外に墨で「第一案」と書かれており、この文字は中村草案五―一の「第二」、井上草案五―二の「第三」に対応すると見られている<sup>\*75</sup>。

中村草案六―一から草案七への修正点は次の通りである。これらは、芳川が草案七を書く際に改めた部分である。ひらがな・カタカナ変換のみ、読点・濁点のみの修正を除く。

- ① 右欄外に書かれていた「德育の主旨」を題にした。
- ② 「モノ」(1行目) ↓ 「者」
- ③ 「為メニ禍害ヲ蒙むる」(4行目) ↓ 「為に禍害を蒙る」

④ 「万方ニ」(4行目) ↓削除

⑤ 「深夜暗室」(8行目) の前で改行した。

⑥ 「捷」(9行目) ↓「捷ヤカ」

⑦ 「吾」(10行目の二つ目) ↓「吾か」

⑧ 「并ヒ」(11行目) ↓「並び」

⑨ 「望テ」(12行目) ↓「望んで」

⑩ 「コト」(13行目と16行目に一つずつ) ↓削除

⑪ 「委ヌヘカラス、」(14行目) の後で改行して、「神儒仏の三道ハ、勸善懲悪の主意に本づかさるハ無し、外教と雖とも、その要こゝに帰す、故に何の教道を信するを問はず、苟も帝国に忠順を誓ふ者ハ、皆皇国の善良なる臣民なり、」を加えた。

・ 稲田によれば、「外教」とはキリスト教のことである。<sup>\*76</sup>

・ この修正は井上からの、「世ニアラユル各派ノ宗旨ノ一ヲ喜ハシメテ他ヲ怒ラシムルノ語気アルヘカラズ」(明治二三年六月二〇日付の山県宛書簡) という批判を踏まえたものであると見られている。<sup>\*77</sup>

⑫ 「コト」(15行目) ↓「事」

⑬ 「忠臣」(15行目) ↓「忠信」

⑭ 「深く戒と為すべし、是」(17行目) ↓「深戒となすべし、是れ」

さらに、読点と濁点の位置を改めた。

芳川による修正後の中村草案七は次の通りである。傍線の——は書き改められた部分を示す。

### 【中村草案七】

徳育の大旨<sup>①</sup>

忠孝の二者ハ、人倫の大本なり、殊に皇国に生るゝ者ハ、万世一系の<sup>②</sup>

帝室に對し、忠愛の心を以て、各々その職分を尽し、自己の良心に愧ざるを務むべきなり、

父ハ、子の天なり、君ハ、臣の天なり、臣子にして、若し君父に對し、不忠不孝なれば、罪を天に得て逃るへからず、されハ、又忠孝を尽すときハ、自ら天心に合ひ福祉を得るの道なり、或ハ忠孝の為に禍害を蒙るときハ、美名万古に<sup>③</sup>伝ハリ朽ちさるへし

敬神の心ハ、人々固有の性より生ず、恰も耳目の官に視聽の性あるか如く、又木理石紋の如く、愈々刮り去れハ愈々顕ハれ出づ、この敬神の心より、君父に對してハ、忠孝となり、社会に向へハ仁愛となり、信義となる、即ち万善の源なり、

⑤ 深夜暗室の中に生する一念ハ、その善、その惡、皆天地神明の照臨する所にして、青天白日公衆の前に発現して掩ふへからず、天人一致、内外洞徹、顕微間なし、神人の間、感応影響より捷ヤカなり、慎み畏れざるべけんや  
吾が心ハ、神の舍する所にして、天と通ずるものなり、天を敬し、神を敬せんにハ、先づ吾か心<sup>⑦</sup>を、清淨純正にせざるへからず

15 立憲政体の下に立つ今日皇国の臣民たるものハ、益々忠君愛国の義を拳々服膺すべきハ、勿論なり、智徳並び長じ、品行完善なる人民となり、国の品位を上進せしめ、外人をして望んで<sup>⑨</sup>畏れしむるを期すべし

自治の良民となり、団体上より富強の国たる<sup>⑩</sup>を期し、各自其本分たる職業を勉め、艱難辛苦を忍び、以て一身一家及び社会の福祉を造るべし、これ即ち人々自己の任なり、他人に委ぬべからず

⑪ 神儒仏の三道ハ、勸善懲惡の主意に本づかさるハ無し、外教と雖とも、その要こゝに帰す、故に何の教道を信するを問はず、苟も帝国に忠順を誓ふ者ハ、皆皇国の善良なる臣民なり、

20 国の強弱ハ、人民の品行に係る事なれば、今日万国林立し、優勝劣敗の世に在りてハ、人民、各自に忠信<sup>⑬</sup>を主とし、礼

義を重んじ、勤儉を務め、剛勇忍耐の気象を養ひ、尊貴なる品行を植立する<sup>⑩</sup>を要す、而して軽薄怠惰、詐偽驕佚等の悪行を以て、深戒となすべし、是れ皆国をして衰弱ならしむるものなり、

中村草案は以上のように、井上からの批判を踏まえて修正され、「徳育の大意」という題も付けられたが、結局、国民に広められることにはならなかった。草案六と七は、芳川が中村草案を残そうとして、井上に妥協しながら中村と修正したものである。そのため、本当の意味での中村草案、すなわち、芳川ら文部省関係者が国民に本当に伝えようとした文章は、上奏された草案五―一であった。草案五―一はこの意味で重要なものであるため、中村草案のまとめとして、ここでその内容を確認しておきたい。草案五―一は九節から成っている。

一 「忠孝ノ二者ハ人倫ノ大本ナリ殊ニ皇国ニ生ル、者ハ万世一系ノ帝室ニ対シ常ニ忠順ノ心ヲ以テ各々ソノ職分ヲ尽シ自己ノ良心ニ愧チサルコトヲ務ムヘキナリ」

・ 忠と孝は、人倫（人間関係や道徳）の大本である。日本に生まれた者は、帝室に忠順な心を常に持って、各自の行うべきことをしっかりと行い、良心に恥じないようにしなければならない<sup>\*78</sup>。

二 「父ハ子ノ天ナリ君ハ臣ノ天ナリ臣子ニシテ若シ君父ニ対シ不忠不孝ナレハ罪ヲ天ニ得テ逃ルヘカラスサレハ又忠孝ヲ尽ストキハ自ラ天心ニ合ヒ福祉ヲ得ルノ道ナリ或ハ不幸ニシテ忠孝ノ為メニ禍害ヲ蒙ムルコトアルモ美名ハ自然ト万古ニ伝ハリテ長ク朽チス後世子孫必ス其余慶ヲ受クヘキナリ」

・ 父は子の天であり、君主は臣民の天である。もし臣民が君主に不忠で、子が父に不孝であれば、それは天に対する罪である。忠孝を尽くすことは、幸福を得ることに通じる。その際に禍害を被ることがあっても、その名誉は広く伝わり、後世まで必ずその恩恵を受けるものである。

三 「敬天敬神ノ心ハ人々固有ノ性ヨリ生ス恰モ耳目ノ官ニ視聴ノ性アルカ如ク又木理石紋ノ如ク愈々刮リ去レハ愈々顕ハレ出ツ斯ノ心君父ニ対シテハ忠孝トナリ社会ニ向ヘハ仁愛トナリ信義トナル即チ万善ノ本源ナリ教育ノ根元ナ

リ

・敬天敬神の心は、人間固有の性質から生じる。これを取り除くことはできない。この心は君父に対しては忠孝となり、社会に向かえば仁愛や信義となる。すなわち、この心はすべての善の本源であり、教育の根元である。

四

「深夜暗室ノ中ニ生スル一念ハソノ善ソノ悪皆天地神明ノ照臨スル所ニシテ青天白日公衆ノ前ニ發現シテ掩フヘカラス天人一致内外洞徹顕微間ナシ神人ノ間感應影響ヨリモ捷カナリ人々其独ヲ慎ミ之ヲ畏レサルヘケンヤ」

・天地神明は、人間の考えている善いことも悪いことも、すべてお見通しである。それゆえ、人々は一人でいる時も、慎み深くしていなければならない。

五

「吾カ心ハ神ノ舍スル所ニシテ天ト通スルナリ天ヲ敬シ神ヲ敬センニハ先ツ吾カ心ヲ清浄純正ニセサルヘカラス苟モ吾カ心清浄純正ナラサルトキハイカニ外面ヲ装ヘルモ天意ニ協ハス君父ニ対シテ忠孝トナラス世間ニ向ヒ仁愛トナラス信義トナラサルナリ」

・我々の心は神の宿る所であり、天と通じている。天と神を敬うためには、まず心を清浄純正にしなければならない。清浄純正でない心が、忠孝や仁愛や信義になることはできない。

六

「善ヲ好ミ悪ヲ悪ムハ人性ノ自然ニ出ツ而シテ善ニ福シ淫ニ禍スルハ天道ノ常ナリサレハ勸善懲悪ノ教規ニ服シ身ノ為メ国ノ為メ禍ヲ避ケ福ヲ求ムルハ人々須臾モ怠ルヘカラサル務ナリ故ニ何ノ教規ニ服スルヲ問ハス苟モ帝国ヲ愛護シ帝室ニ忠順ヲ致サント誓フ者ハ皆皇国ノ善良ナル臣民ナリ」

・人々は勸善懲悪の教えに従い、自分のため、国のために、禍を避け福を求めることを少しの間も怠ってはならない。帝国を愛護し帝室に忠順を誓う者は皆、日本の善良な臣民である。

七

「今日皇国ノ臣民タルモノハ忠君愛国ノ義ヲ拳々服膺シ仁愛信義ノ道ヲ念々忘ルヘカラス智徳并ヒ長シ品行完全ナル人民トナリ国ノ品位ヲ上進セシメ外人ヲシテ望ンテ畏レ敬セシムルコトヲ期スヘシ」

・日本の臣民は、忠君愛国の義や、仁愛信義の道を忘れずに、知識と道徳を磨き、行いの完全な人民となり、国

の品位を上げ、外国人から畏れ敬われるようにならなければならない。

八 「独立ノ良民トナリ団体上ヨリ富強ノ国タルコトヲ期シ艱難辛苦ヲ忍ヒ以テ一身一家及ヒ社会ノ福祉ヲ造ルヘシ是レ即チ人々自己ノ任ナリ決シテ他人ニ委ヌヘカラス」

・日本が独立した富強の国になるため、人々には困難や苦しみに耐え、自分と家族と社会を幸福にする責任がある。

九 「国ノ強弱ハ人民ノ品行ニ係ルコトナレハ今日万国対峙ノ世ニ在リテハ人民各自ニ忠信ヲ主トシ礼義ヲ重シ勤儉ヲ務メ剛勇忍耐ノ氣象ヲ養ヒ尊貴ナル品行ヲ植立スルコトヲ要ス而シテ輕薄怠惰詐偽驕佚等ノ悪行ノ萌芽ヲ發生セシメサルコトヲ務ムヘシ然ラサレハ是レ国ヲ衰弱ニ陥イレ万国ニ対峙スルコト能ハサルノミカ長ク強者ノ餌トナリ独立ノ良民トナルコト能ハサルヘシ深ク畏レ痛ク誠メサルヘケンヤ」

・国の強弱は、人民の行いと関わりがある。そのため、人民に忠信、礼儀、勤儉、剛勇、忍耐の気性を養わせ、尊い行いを教え込むことが必要である。彼らが輕薄、怠惰、詐偽、驕佚などの悪い行いに手を出さないように、力を尽くさなければならぬ。そうしなければ、国は衰弱し、外国と対峙することも、独立することもできないだろう。このことを人民によく戒めなければならぬ。

したがって、中村草案の特色は、「敬天敬神」を最も重視し、君父より天を上位に置いているところであると言える。

そして、本節において、各草案の修正点に付けたコメントの他に、先行研究と異なる見方をした点は次の九つである。

一つ目は、米騒動が教育勅語の成立に与えた影響は、ほとんどなかったと見たことである。

二つ目は、草案一における修正を、中村によるものと断定しなかったことである。

三つ目は、草案一の上欄外の△印は中村、あるいは、この草案を受け取った芳川が、その段落を残すかどうか迷っていたことを表している、と見たことである。先行研究では、この印の意味は触れられていない。

四つ目は、草案二における修正は、中村が実質的に加えたものであると見たことである。先行研究では、草案二において修正を加えた人物は明記されていない。

五つ目は、草案四における修正も、中村が実質的に加えたものであると見たことである。

六つ目は、草案六の原本では、中村本人が欄外の文字も本文も朱文字も書いていた、と見たことである。

七つ目は、中村は「箴言」ではなく「勅語」として起草していた、と捉えたことである。

八つ目は、「乙案」（本論文での「中村草案五―一」）は「甲案」（同「井上草案五―一」）より早い時期に上奏されたとも考えられると指摘し、井上が明治二三年六月二〇日付の山県宛書簡で批判している「文部ノ立案」は<sup>\*79</sup>、遅くとも中村草案五の段階のものであったと見たことである。

九つ目は、草案を廃棄された側の芳川の心情に言及したことである。先行研究では、この点は触れられていない。

それから、本節で示した草案における修正点の中で、特に政治に関係しているものは六点あり、これらは次の三つに分けられる。海後と稲田は、これらの修正点があることを示しているが、その背景には触れていない<sup>\*80</sup>。

一つ目は、「自治」についての修正である。

芳川は「自治」という言葉を、草案二から草案三への修正（⑩）で削除し、本文からなくした。「自治」はそれまで、日本が国際社会で自治・独立する、という意味で草案に入っていた。だが、藩閥政府の一員である芳川は、「自治」は国民に、自分たちで国を治めることや自由民権論を連想させるのではないかと恐れて、これを削除したのであろう。

ところが、（原本では）中村がこの言葉を、草案五―一から草案六―一への修正（⑫）で再び本文に入れた。中村はそれまで「独立」と書かれていた所を、「自治」に改めたのである。学者である彼は、藩閥政府に直接関係していなかったため、「自治」と自由民権論をくっつけて考えず、単に「独立」より「自治」の方が国民になじみやすいと考えたのであろう。

二つ目は、「立憲政体ノ下ニ立ツ」についての修正である。

芳川は「立憲政体ノ下ニ立ツ」という言葉を、草案二から草案三への修正（⑪）で熟考の末に削除し、本文からなくした。

これは、芳川が勅語と憲法・政治を分けようとしたためであると考えられる。

ところが、（原本では）中村がこの言葉を、草案五―一から草案六―一への修正（⑰）で再び本文に入れた。中村は、憲法の施行が近い中で、この言葉はやはり必要であると考えたのであろう。

三つ目は、「対立」「対峙」「林立」についての修正である。

まず、芳川が「対立」という言葉を、草案二から草案三への修正（⑬）で「対峙」に改めた。芳川は諸外国を必要以上に刺激しないように、「対立」という動的な表現をやめて、もう少し静的な表現に改めたと思われる。また、彼は、天皇の言葉が戦争を引き起こすようなことがあってはならないと考えたのであろう。

そして、その「対峙」を（原本では）中村が、草案五―一から草案六―一への修正（⑳）で「林立」に改めた。中村は諸外国をできるだけ刺激しないように、「対峙」よりもっと穏和な表現に改めたと思われる。

ここまで、中村ら文部省関係者による教育勅語草案の推敲過程を明らかにしてきたが、明治二三年六月になると、元田永孚が「教育大旨」と題して草案を書き始めた。次の節では、元田の基本的な思想について確認してから、元田草案の推敲過程について考察したい。

\*1 芳川顕正「教育勅語御下賜事情」（国民精神文化研究所編『教育勅語渙発関係資料集』第二巻、国民精神文化研究所、一九三九年、四五八頁）。

\*2 吉田熊次筆記「教育勅語發布ニ関スル山県有朋談話筆記」（同右、四五三―四五四頁）。

\*3 芳川顕正は、天保一二（一八四二）年一二月一〇日生く大正九（一九二〇）年一月一〇日没。明治一五年七月く明治一八年六月、内務少輔兼東京府知事を務め、東京の地区改正や築港に尽力した。明治二三年五月一七日、内務次官から文

- 部大臣に就任し、明治二四年六月一日、宮中顧問官へ転任した（金井之恭他『明治史料頭要職務補任録』上巻、成章堂、一九〇二年、二七頁。同史料は「国立国会図書館デジタル化資料」(<http://dl.ndl.go.jp>)で公開されており、参照箇所は54コマ。日本歴史学会編『明治維新人名辞典』吉川弘文館、一九八一年、一〇六五頁。白井勝美・高村直助・鳥海端・由井正臣編『日本近現代人名辞典』吉川弘文館、二〇〇一年、一一三三頁）。
- \*4 海後宗臣『教育勅語成立史の研究』東京大学出版会、一九六五年、一五三頁。稲田正次『教育勅語成立過程の研究』講談社、一九七一年、一七二〜一七四頁。
- \*5 この山王茶寮会には、元田永孚（侍講兼枢密顧問官）、佐々木高行（枢密顧問官）、副島種臣（同）、東久世通禧（同）、吉田清成（同）、浅野長勲（貴族院議員）、海江田信義（元老院議員）、谷干城（元学習院長兼華族女学校長）、西村茂樹（宮中顧問官兼華族女学校長）、三浦梧楼（学習院長）が同席していた（津田茂麿『明治聖上と臣高行』自笑会、一九二八年、六八八〜六八九頁）。
- \*6 同右、六八七〜六九〇頁。
- \*7 前掲『教育勅語成立史の研究』三五頁。
- \*8 梅溪昇『教育勅語成立史——天皇帝国家観の成立（下）——』青史出版、二〇〇〇年、七三頁。
- \*9 前掲、芳川顕正「教育勅語御下賜事情」（『教育勅語渙発関係資料集』第二巻、四五六頁）。
- \*10 前掲、吉田熊次筆記「教育勅語発布ニ関スル山県有朋談話筆記」（同右、四五四頁）。
- \*11 岩本努『教育勅語の研究』民衆社、二〇〇一年、二五頁。
- \*12 同右、二四頁。
- \*13 同右、二六頁。
- \*14 明治二三年六月二〇日付、同月二五日付の山県宛井上書簡（井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料篇第二、国学院

大学図書館、一九六八年、二三一〜二三三頁）。同年一〇月二二日付、同月二六日付、十一月二日付の元田宛井上書簡

（井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料篇第四、国学院大学図書館、一九七一年、六〇五〜六〇七頁）。

\*15 明治二三年八月二六日付、同月三一日付、九月五日付、一〇月二二日付の井上宛元田書簡（井上毅伝記編纂委員会編

『井上毅伝』史料篇第五、国学院大学図書館、一九七五年、二二〇〜二二三頁）。

\*16 明治二三年七月二三日付、九月二三日付、同月二九日付の井上宛山県書簡（同右、二六〇頁）。

\*17 明治二三年一〇月二二日付、同日夜付、同月二三日付、同月二四日付の井上宛芳川書簡（同右、二九三〜二九五頁）。

\*18 前掲『明治聖上と臣高行』七〇六頁。

\*19 前掲『教育勅語成立過程の研究』一七七頁。中村正直は、天保三（一八三二）年五月二六日生〜明治二四（一八九一）

年六月七日没。雅号は、敬宇、無思散人、無思陳人、無所争斎。明治七年一二月二五日、カナダメソジスト教会の宣

教師カックラン（George L Cochran, 一八三四年生〜一九〇一年没）より洗礼を受けた。明治一四年八月一日、東京

大学文学部教授に就任し（明治一九年一月八日まで）、明治一九年二月二六日、元老院議官に就任した（明治二三年一〇

月まで）。明治二一年六月七日、文学博士の学位を授与された（金井之恭他『明治史料顕要職務補任録』下巻、成章堂、

一九〇三年、五五三頁、六〇六頁。同史料は「国立国会図書館デジタル化資料」(<http://dl.ndl.go.jp>)で公開されており、

参照箇所は292コマ、319コマ。高橋昌郎『中村敬宇』吉川弘文館、一九六六年、二頁、二八七〜二八九頁。前掲

『明治維新人名辞典』七一〇頁。秦郁彦編『日本近現代人物履歴事典』東京大学出版会、二〇〇二年、三七五頁。カッ

クランについては、日外アソシエーツ編集部編『外国人物レファレンス事典 古代—一九世紀』第一巻、日外アソシエ

ーツ、一九九九年、六〇七頁を参照）。

\*20 前掲『教育勅語成立史の研究』一六五頁、一八三〜一八五頁。海後は、「中村以外に起草者が別にあったことは推定でき

ない」と述べている（同右、一六五頁）。

- \*21 前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』六二頁、六七頁。
- \*22 渡辺幾治郎『明治天皇の聖徳 教育』千倉書房、一九四一年、二八〇頁。
- \*23 西村茂樹は、文政一一年三月一三日生く明治三五年七月（資料によっては八月）一八日没。思想家・教育家。明治一九年二月、宮中顧問官に就任した（明治三三年一月まで）（前掲『明治維新人名辞典』七四五く七四六頁。朝日新聞社編『朝日 日本歴史人物事典』朝日新聞社、一九九四年、一二六二頁。前掲『日本近現代人物履歴事典』三八八く三八九頁）。
- \*24 川田剛は、文政一三年六月一三日生く明治二九年二月一日（資料によっては二日）没。雅号は、甕江。漢学者。明治二二年一月、諸陵頭に就任した（明治二六年六月まで）（前掲『明治維新人名辞典』三〇八く三〇九頁。前掲『朝日 日本歴史人物事典』四八六頁。前掲『日本近現代人物履歴事典』一七三頁）。
- \*25 三島毅は、文政一三年一二月九日生く大正八年五月一二日没。雅号は、中洲。漢学者・法律家。明治二二年三月、大審院検事に就任した（明治二三年一〇月まで）（前掲『明治維新人名辞典』九五頁。前掲『朝日 日本歴史人物事典』一六〇八頁。前掲『日本近現代人物履歴事典』四九三頁）。
- \*26 前掲『教育勅語成立史の研究』一六五頁。
- \*27 藤原喜代蔵『明治・大正・昭和和教育思想説人物史』第一卷（明治前期篇）、東亜政経社、一九四二年、七四四く七四五頁。
- \*28 前掲『教育勅語成立史の研究』一六五頁。
- \*29 「勅語衍義序文稿」の筆跡には、「民」の字の五画目が、上の「口」の部分縦に二分するように書かれているという特徴がある。
- \*30 前掲『教育勅語成立史の研究』一六六く一七一頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』一七七く一七九頁。

- \*31 前掲『教育勅語成立過程の研究』一七七頁。
- \*32 前掲『教育勅語成立史の研究』一七一〜一七三頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』一七九頁。
- \*33 「井上草案一」でも、削除の箇所が「」でくくられている（本論文第二章第三節を参照）。
- \*34 前掲『教育勅語成立史の研究』一七〇頁。
- \*35 本論文第二章第三〜四節を参照。
- \*36 前掲『教育勅語成立史の研究』一七三〜一七七頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』一七九〜一八〇頁。
- \*37 前掲『教育勅語成立過程の研究』一八〇頁。
- \*38 本論文第二章第二節の「井上草案四」を参照。
- \*39 前掲『井上毅伝』史料篇第五、二九四頁。教育勅語の下賜方法については、本論文第二章第四節を参照。
- \*40 明治二三年一〇月二四日付の井上宛芳川書簡（同右、二九五頁）。
- \*41 前掲『教育勅語成立史の研究』一七七〜一八〇頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』一八〇〜一八一頁。
- \*42 前掲『教育勅語成立史の研究』一七七頁。
- \*43 同右、一八〇頁。
- \*44 前掲『教育勅語成立過程の研究』一八一頁。
- \*45 前掲『教育勅語成立史の研究』一八〇頁。
- \*46 同右、一八〇〜一八三頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』一八一〜一八二頁。
- \*47 海後は中村草案五―一（「乙案」）を、「『甲案』」と記した井上草案の一つと共に、天皇の内覧に供したものと推測し（前掲『教育勅語成立史の研究』一八二頁）、稲田は草案五の二編を、「天皇に奉呈する用意をしたもの」と見ている（前掲『教育勅語成立過程の研究』一八一頁）。

- \*48 前掲『教育勅語成立史の研究』一八〇～一八二頁、二七一頁。
- \*49 前掲『教育勅語成立過程の研究』二二五頁。
- \*50 前掲『教育勅語成立史の研究』一八二頁。
- \*51 前掲『教育勅語成立過程の研究』二二五頁。
- \*52 前掲『教育勅語成立史の研究』一八一～一八二頁。
- \*53 同右、一八三～一八八頁。前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』六七～六九頁。
- \*54 この史料のマイクロフィルムは、国会図書館憲政資料室所蔵『元田永孚関係文書』の「元田永孚文書」三、リール番号二三、五～一〇コマ。
- \*55 前掲『教育勅語成立史の研究』四一七～四二二頁。
- \*56 この史料のマイクロフィルムは、前掲『元田永孚関係文書』の「元田永孚文書」三、リール番号二三、三コマ。
- \*57 前掲『教育勅語成立史の研究』一八八頁。
- \*58 国会図書館憲政資料室所蔵『芳川顕正関係文書』の資料番号30～31。
- \*59 前掲『教育勅語成立史の研究』一八七頁。
- \*60 同右、一八三～一八四頁。
- \*61 同右、一八四頁。
- \*62 同右。
- \*63 同右、一八七頁。
- \*64 前掲『井上毅伝』史料篇第二、二三一～二三二頁。漢字の右下に送りがなが小さく付けられている所があるが、原文のままである。

- \*65 同右、二三三頁。
- \*66 前掲『教育勅語成立史の研究』一八二頁。
- \*67 前掲『井上毅伝』史料篇第二、二三一頁。
- \*68 前掲『教育勅語成立史の研究』二五〇頁。
- \*69 同右、二五五〜二七三頁。
- \*70 同右、一八二頁。
- \*71 前掲、芳川顕正「教育勅語御下賜事情」(『教育勅語渙発関係資料集』第二卷、四五六頁)。
- \*72 前掲『教育勅語成立史の研究』一八八〜一九〇頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』一八二〜一八四頁。
- \*73 前掲『教育勅語成立史の研究』一九〇頁。
- \*74 前掲『芳川顕正関係文書』の資料番号8、資料番号9、資料番号29など。
- \*75 前掲『教育勅語成立史の研究』一八〇頁、一九〇頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』二二五頁。
- \*76 前掲『教育勅語成立過程の研究』一八三頁。
- \*77 前掲『教育勅語成立史の研究』一九〇頁。前掲『井上毅伝』史料篇第二、二三二頁。
- \*78 この「万世一系ノ帝室」という書き方は、大日本帝国憲法の第一条「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」を意識したものであると見られている(前掲『教育勅語成立史の研究』一九三頁)。
- \*79 前掲『井上毅伝』史料篇第二、二三二頁。
- \*80 前掲『教育勅語成立史の研究』一七五頁、一八五頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』一八〇〜一八一頁、一八三〜一八四頁。

### 第三節 元田永孚草案の推敲過程

前節では、「德育涵養ノ義ニ付建議」の後、教育勅語の起草に至った事情について確認してから、中村正直ら文部省関係者による教育勅語草案の推敲過程を明らかにした。本節では、元田永孚（侍講兼枢密顧問官）の基本的な思想について確認してから<sup>\*1</sup>、元田による教育勅語草案（「元田草案」）の推敲過程を明らかにし、それによって草案の背景にある彼の考えを従来の研究より明らかにしたい。

なお、元田の基本的な思想については、海後宗臣『元田永孚』（文教書院、一九四二年）、同『教育勅語成立史の研究』（東京大学出版会、一九六五年）、稲田正次『教育勅語成立過程の研究』（講談社、一九七一年）、梅溪昇『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』（青史出版、二〇〇〇年）などに詳しい。

元田の明治一〇年代の記述を整理すると、三つの主張が見えてくる。すなわち、一つ目は「学制」以降の德育状況への批判、二つ目は儒教の重視、三つ目は儒教に基づいた国教の樹立である。

まず、元田は「学制」以降の德育状況を次のように批判している。

・ 輓近専ラ智識才芸ノミヲ尚トヒ文明開化ノ末ニ馳セ品行ヲ破リ風俗ヲ傷フ者少ナカラス（「教学大旨」明治一二年八月頃）<sup>\*2</sup>

近年、日本は「智識才芸ノミ」を重んじてきたため、今の日本には、善くない行いをしたり、社会秩序を乱したりする者が少なくない。

・ 農商ノ子弟ニシテ其説ク所多クハ高尚ノ空論ノミ……此輩他日業卒リ家ニ帰ルトモ再タヒ本業ニ就キ難ク又高尚ノ空論ニテハ官ト為ルモ無用ナル可シ加之其博聞ニ誇リ長上ヲ侮リ県官ノ妨害トナルモノ少ナカラサルヘシ是皆教学ノ其

道ヲ得サルノ弊害ナリ故ニ農商ニハ農商ノ学科ヲ設ケ高尚ニ馳セス実地ニ基ツキ他日学成ル時ハ其本業ニ帰リテ益々其業ヲ盛大ニスルノ教則アラントコトヲ欲ス（「小学条目二件」明治一二年九月）<sup>\*3</sup>

「農商ノ子弟」には「高尚ノ空論」ではなく、「農商ノ学科」を教えるべきである。知識を鼻に掛けて、年上や目上の者をばかにして、役人の妨害をする者が少なくない現状は、教学がうまくいっていない結果である。

・専ら知識才芸をこれ務めば、則ち徳性を殞し、教化を傷る、其の害言ふに勝ふ可からず（「幼学綱要」の序、明治一四年六月）<sup>\*4</sup>。

「知識才芸」だけを重んじることは、道徳を損ない、教育を乱すという「害」を生じる。

右の「知識才芸」や「高尚ノ空論」は、具体的には「学制」第二章のことであると見られる。確認しておく、同章では尋常小学を「上下二等」とし、「下等小学ハ六歳ヨリ九歳マテ上等小学ハ十歳ヨリ十三歳マテニ卒業セシムルヲ法則」とすることや、それぞれの教科が次のように定められている。

下等小学の教科：…綴字、習字、単語、会話、読本、修身、書牘、文法、算術、養生法、地学大意、理学大意、体術、

唱歌（「当分之ヲ欠ク」）。

上等小学の教科：…「下等小学教科ノ上ニ左ノ条件ヲ加フ」。

史学大意、幾何学野画大意、博物学大意、化学大意。

「其他ノ形情ニ因テハ学科ヲ拡張スル為メ左ノ四科ヲ斟酌シテ教ルコトアルヘシ」。

外国語学ノ一二、記簿法、画学、天球学<sup>\*5</sup>。

このように「学制」下の教科は、寺子屋時代の読み・書き・そろばんという日常生活に直接役立つ教科と明らかに異なっ

ていた。

なお、元田は「古稀之記」（明治二二年）で、天皇は明治一一（一八七八）年八月三〇日〜十一月九日の北越巡幸の際に、「諸県学校ノ生徒」をご覧になり、「学制」が英語を日本語に翻訳できない生徒や、「家業モ知ラス高尚ノ生マ意気ノ演述」をする「農商ノ子弟」など、多くの「本末ヲ愆ルノ生徒」を育てるといふ害をもたらしたとおっしゃった、と次のように述べている。

北越 御巡幸諸県学校ノ生徒ヲ 御覧セラル、ニ英学ノ講釈ニ英語ハ能ク覚エタルニ之ヲ日本語ニ反訳セヨト仰セ付ケラレタレハ一切ニ能ハサリシナリ或ハ農商ノ子弟ニシテ家業モ知ラス高尚ノ生マ意気ノ演述ヲナス等皆本末ヲ愆ルノ生徒少ナカラス是全ク明治五年以来田中文部大輔カ米国教育法ニ拠リテ組織セシ学課ノ結果ヨリ此弊ヲ顕ハシタルナリト進講ノ次ニ 御諭アラセラレ誠ニ 御明鑑ニアラセラレタリト賛成シ奉リタルナリ<sup>\*6</sup>

しかし、これは榎本への箴言編纂命令より一〇年以上も前の話である。また、当時、元田が皇后宮大夫兼二等侍講兼二等侍補として天皇の側に仕えており<sup>\*7</sup>、右の天皇の言葉には、元田からの影響が大いにあると思われる。そのため、この天皇の言葉が、明治二三年の箴言編纂命令に直接つながったとは見られない。

元田は「学制」以降の徳育状況を批判する一方で、儒教道徳を次のように重視している。

・孔子ノ学ヲ学ヒテ、根本已ニ定マリタル後ハ、法律経済等、西洋ノ科学ヲモ学ヒ、識見ヲ博クスルハ可ナリト雖トモ、孔子ノ学ヲ後ニスル時ハ、根本立ス、遂ニ道徳ヲ損シ、人倫ニ悖リ、身修マラス、家斉ハスシテ、国治マラサルナリ（「論語学而首章講義」明治二一年）<sup>\*8</sup>、

国民が「法律経済等、西洋ノ科学」を学ぶことは良いが、その前に「孔子ノ学」を学んで「根本」を定めなければ

ば、国は治まらない。

・仁義忠孝ヲ後ニシ徒ニ洋風是競フニ於テハ将来ノ恐ルル所終ニ君臣父子ノ大義ヲ知ラサルニ至ランモ測ル可ラス是我邦教学ノ本意ニ非サル也故ニ自今以往祖宗ノ訓典ニ基ツキ専ラ仁義忠孝ヲ明カニシ道德ノ学ハ孔子ヲ主トシテ人々誠実品行ヲ尚トヒ（「教学大旨」）<sup>\*9</sup>

今のまま「仁義忠孝」を後回しにして、知育偏重教育を続けていたら、日本人は将来、「教学ノ本意」に反して、「君臣父子ノ大義」を知らなくなるかもしれない。そのため、今後は歴代天皇の教えに基づいて、「仁義忠孝」を明らかにして、孔子の教えを中心として、誠実な行いを重んじるべきである。

・仁義忠孝ノ心ハ人皆之有リ然トモ其幼少ノ始ニ其脳髓ニ感覺セシメテ培養スルニ非レハ他ノ物事已ニ耳ニ入り先入主トナル時ハ後奈何トモ為スコカラス……忠孝ノ大義ヲ第一ニ脳髓ニ感覺セシメンコトヲ要ス（「小学条目二件」）<sup>\*10</sup>

先入観のない幼少時に、「仁義忠孝ノ心」や「忠孝ノ大義ヲ第一ニ」覚えさせるべきである。

・廉恥を尚とび、礼讓を重んじ、倫理を篤くするの教育を施す時は、制行の敗れを救ふ可く、平易公正の論を主とし、激昂相凌ぐの風を戒め、人心を協和し、国体を扶植するの教育を施す時は、言論の敗れを救ふ可し、是 聖旨の本義にして、其要は仁義忠孝を明かにするに在る而已、……。修身の書、（西洋の―引用者注）多くは耶蘇教法に出づ、故に四書五経を主とし、加るに国書の倫理に関する者を用ひ、更に洋書の品行性理に完全なる者を採り取るべし（「教育議附議」明治二二年九月）<sup>\*11</sup>

倫理を重んじて、国体を植え付ける教育、すなわち、「仁義忠孝」を明らかにする教育を行えば、善くない行いも、過激な言論もなくなる。そのため、修身の教科書には「四書五経」を中心としたものを用いるべきである。

・道德に本づきて、智識に達し、彝倫に始まりて、事業に及ぼすは、教学の要なり。……則ち其の智の進む所、其の才の成る所、言辞に発し、行実に顕れ、施して事実となるもの、仁義忠孝に出でざるはなし（「幼学綱要」の序）<sup>\*12</sup>

「道德」と「仁義忠孝」が「教学の要」である。

そして、元田は儒教に基づいた国教を樹立しようと、次のように述べている。

・今 聖上陛下、君と為り師と為るの御天職にして、……且国教なる者亦新たに建るに非ず、祖訓を敬承して之を闡明するに在るのみ、……本朝 瓊々杵尊以降、欽明天皇以前に至り、其 天祖を敬するの誠心凝結し、加ふるに儒教を以てし、祭政教学一致、仁義忠孝上下二あらざるは、歴史上歴々証すべきを見れば、今日の国教他なし、亦其古に復せん而已（「教育議附議」）<sup>\*13</sup>

「君と為り師と為る」天皇がいらつしやる今、儒教によって歴代天皇の教えを承って明らかにすることが日本の「国教」であり、「祭政教学一致」とすべきである。

- ・ 一 大日本国は天孫一系の皇統万世に君臨す。
  - 一 日本国の人民は万世一系の 天皇を敬戴す、何等の事変ありとも此 天皇に背くことを得ず。
  - 一 国教は仁義礼讓忠孝正直を以て主義とす、君臣上下政憲法律此主義を離るゝことを得ず。
  - 一 天皇は神聖にして犯す可からず、何等の事変ありとも其神体に管せず。
  - 一 天皇は全国治教の権を統ぶ。
  - 一 天皇は全国人民の賞罰黜陟生殺の権を統ぶ、一に憲法に拠て処断す。
  - 一 人民は身体居住財産自由の権を有す、法律に非ざれば妄に其権を制することを得ず。
  - ……右の七条は皇国君民の間必要の目なり（「国憲大綱」明治一三年九月）<sup>\*14</sup>、
- 神の子孫である天皇が日本を治めること、仁義・礼讓・忠孝・正直を国教の中心として、政治も憲法も法律も、すべてこれらから離れてはならないことなど、日本には七つの必要なことがある。
- ・ 天祖の徳は智仁勇にして人心の神府に賦在す。……我邦の教育また他に求むべからずして、これを修身の標準、政治

の基本にして、人道の極致と言はざるべからざるなり。それ 天祖の誠心をもつて立つ。……これを拡充するに孔子の道徳をもつてし、これを補益するに欧学の格物を以てす。これを用ひて国教となし、普ねく文部に命じて教育となす。……積むに十年を以てすれば、則ち必ず將に風俗を一変するあらんとす（伊藤博文に宛てた「国教論」明治一七年八月）<sup>\*15</sup>。

主に「孔子の道徳」によって、智・仁・勇という「天祖の徳」を「修身の標準、政治の基本」である「国教」とすれば、一〇年後には必ず風俗を善くすることができる。

ここまで、元田の基本的な思想について確認してきた。

これから元田による教育勅語草案の推敲過程について考察を進めていくが、この諸草案は二種類に分けることができる。見られている<sup>\*16</sup>。一種類は、国会図書館憲政資料室所蔵『元田永孚関係文書』の資料番号110-36（本論文での「元田草案一」。文末に「明治廿三年六月十七日」とある）と、これを基にして推敲された二編の計三編であり、これらには「教育大旨」という題が付けられている。もう一種類は、宮内公文書館所蔵「教育勅語草案一二種／大正九年」に所収の「教育勅諭草案」の八番目の草案（本論文での「元田草案四」。文末に「六月廿九日」とある）と、これを基にして推敲された二編、及び、それらの写しの、計三種一二編であり、これらには井上毅による草案との共通点も見られる<sup>\*17</sup>。前者と後者では文章の書き方が大きく異なっているため、両者は別々に書かれたと思われる、日付から、前者の三編が書かれた後で、後者の三編が書かれたと見られる。本論文では、この六編の草案とその写し九編を「元田草案」と称する（付録一を参照）。

稲田は、「渡辺（幾治郎のこと―引用者注）、梅溪、海後三氏の著作に於て共通な点であるが、草案を中村案、元田案、井上案というように類別され、これによって起草過程が説明されているけれども（例えば六月二九日付の元田修正案は井上案の修正案と見ないなど）、この点問題があるのではないか。元田案と井上案は一連の草案として見るべきではないか」と考えている<sup>\*18</sup>。

しかし、右の六編には、「智ハ」「仁ハ」「勇ハ」という特徴的な書き方がある。そのため、本論文では、この六編を海後らと同様に「元田草案」と称することにしている。それでは、これから一五編の元田草案を六段階に分けて考察していく。

## 元田草案一

元田草案の中で最初に書かれたと見られている草案は<sup>\*19</sup>、国会図書館憲政資料室所蔵『元田永孚関係文書』の資料番号10—36であり、これを「元田草案一」とする。本節では、元田草案が先行研究で指摘されている通りの順番で作成されたのか、改めて検討した結果、その順番に間違いないと判断した。草案一は貴春の一〇行野紙一〇頁（中央上部に菊の御紋、中央下部に「貴春」と印字された野紙五枚が横につながれ、巻紙状に加工されているもの）に墨で書かれ、部分的に墨と朱で修正を加えられており、すべて元田によるものであると見られている<sup>\*20</sup>。

草案一の文末に「明治廿三年六月十七日 東塾起稿」と書かれているが、元田が草案を書き始めた経緯は、史料によって明らかにされていない。海後は、元田は「天皇の側近奉仕者であって、教育の基本方針について特に意見をもっていた」ため、「教育勅語にも自から執筆に当らうとしたことは当然とみななければならない」と考えて<sup>\*21</sup>、「元田草案は別に勅語起草を正式に依頼されて試稿したとはみられない。元田が天皇の側近奉仕者であったところから、勅語起草のことが問題となっっていることを知って、自からの決意で起草に着手した元田私案とみななければならない」と述べている<sup>\*22</sup>。梅溪も、「元田永孚が内密的にみずから案文を起草していた」と見ている<sup>\*23</sup>。そして、稲田は、元田は「井上毅自身から、あるいは山県（有朋のこと―引用者注）から、内密に勅語案の構想について意見を問われて、急に書き出した」か、「山県や井上毅からの求めによらず、単に将来、天皇あるいは政府筋から勅語案について意見を求められる場合があることを予想して、自分の構想をまとめるために『教育大旨』案を執筆した」かのどちらかであろうと推測している<sup>\*24</sup>。

しかし、「天皇の側近奉仕者」であったとはいえず、天皇に一言も相談なく自ら起草することなど、元田にできたのである<sup>\*25</sup>。それにより、天皇は芳川に「教育上の基礎となるべき『箴言』を編めよ」と命じたのである<sup>\*25</sup>。もし元田が自ら起草

したのであれば、彼は天皇の意思に逆らったということになる。それは考えられない。天皇から元田へ内密の起草命令があったと思われる。

また、海後は、「文部省からの中村草案が提出されていたので、推測するに元田も文部省立案に対しては井上と同意見で、これでは勅語案とはなり得ないと考え、自から筆をおろして起稿し始めた」と考えている<sup>\*26</sup>。つまり、元田は「乙案」（本論文での「中村草案五―一」）をきっかけにして、言い換えれば、「乙案」に対抗して起草を始めた、と海後は見ている。

しかし、「文部省からの中村草案が提出されていたので」という理由だけでは、元田に起草のきっかけを与えた草案Ⅱ「乙案」、と断定することはできない。他の中村草案であるかもしれない。元田が他の中村草案の内容を関係者から見聞きしていたとしても、不思議ではないからである。

本節では、草案の題に着目したい。「乙案」以前のの中村草案に題は付けられていないが、元田草案一には「教育大旨」、中村草案六には「徳育の大旨」と付けられている<sup>\*27</sup>。元田草案一の「教育大旨」は、「教学聖旨」・「教学大旨」を起草した元田らしい題である<sup>\*28</sup>。それに比べて、中村草案六の「徳育の大旨」は、右欄外に本文と違う色（朱）で後から足されたように書かれており、「教育大旨」を模したようにも見られる題である。

それゆえ、「乙案」↓元田草案一↓中村草案六の順に書かれたと考えられる。海後が言うように、元田は「乙案」をきっかけにして起草を始めたと見てよいだろう。

天皇の側に仕えていた元田は、文部省関係者が上奏した「乙案」では、「敬天敬神」が最も重視され、君父より天が上位に置かれていることを何かの折に知ったのであろう。先に、元田が強い儒教思想を持っていたことを確認したが、彼は「乙案」の内容に納得せず、儒教に基づいた勅語を完成させ、それを「国教」とすることによって、知育偏重の「学制」がもたらした弊を解決しようと考えて、天皇から内密に起草を命じてもらったと思われる。

元田に墨と朱で修正を加えられた後の草案一は次の通りである。なお、この草案には句読点を意味するような小さい○印が朱で付けられているが、修正とは異なるため、ここでは示さない。この○印は、元田が文章を細かく区切って、推敲しや

すくするために付けたものであろう。

## 【元田草案一】

### 教育大旨

我

天祖国ヲ開キ民ヲ育シ皇統一系天壤窮リ無シ我臣民ノ先祖我

天祖ヲ奉シ我子孫ニ伝ヘ億兆一心万世易ルコト無シ是我国体ニシテ皇祖皇宗ノ教ト為ス所天下臣民ノ共ニ道トスル所ナリ

天下ノ達道五ツ君臣ヲ第一トス父子兄弟夫婦朋友之ヲ合セテ五倫ノ道トシ天下臣民共ニ由ル所ナリ

君愛シ臣敬シ君臣一体ニシテ義其間ニ行ハル故ニ君臣義有リト云父慈ニ子孝ニ父子相離レスシテ親其間ニ行ハル故ニ父子親アリト云兄弟ノ順序アル夫婦ノ和シテ淫セス朋友ノ信ヲ以テ相交ハル之ヲ五倫ノ要義ト為ス

10 五倫ノ要義ヲ行フニ三ツノ徳アリ智仁勇ナリ此ノ三徳ハ  
天祖伝フル所ノ鏡璽劍ノ三器ニ顕ハレテ天下後世ニ示ス者昭トシテ日月星ノ如シ此ノ三徳アリ以テ五倫ノ要義ヲ行ヒ推シテ以テ天下万事ノ根本ト為スナリ

智ハ明ラカニシテ分別スルヲ徳トス善悪ヲ知り公私ヲ知り長短ヲ知り利害ヲ知り善ヲ取リテ悪ヲ舍テ公ヲ取リテ私ヲ舍テ長ヲ取リテ短ヲ舍テ利ヲ取リテ害ヲ舍テ扱フコトノ精シク守ルコトノ堅キ之ヲ知ノ徳トス徒ニ多聞博識分別スル所無キハ以テ知トナスヘカラス

15 仁ハ公誠ニシテ博愛スルヲ徳トス第一吾君ヲ愛シ吾父ヲ愛シ兄弟夫婦朋友相愛シ以テ天下ノ人民ニ及ヒ以テ天下ノ事物ニ及ヒ悉ク愛育保合シテ温和慈良ノ一団結ト成ルヲ仁ノ徳トス優柔姑息ハ以テ仁ト為スヘカラス  
勇ハ義アリテ剛果決断アルヲ徳トス其善ノ為スヘキヲ為シ悪ノ為スヘカラサルヲ為サス取ルヘキヲ取リ取ルヘカラサル

20

ヲ取ラス臣ト為テハ忠ニ死シ子ト為テハ孝ニ死シ不義ニシテハ万金モ取ラス仁ニ当テハ大敵モ懼ル、コト無キヲ勇ノ徳トス粗暴激昂人ヲ侮リ上ヲ凌クカ如キハ是血氣ノ所為勇ノ徳ニ非サルナリ

智仁勇ノ三徳之ヲ統フルニ一ヲ以テス一ハ誠ナリ祖宗惟神ノ道誠ヲ思フハ人ノ道ナリ之ヲ誠ニスルハ人心ノ忠信ニアリ故ニ浮華輕薄虚誕詐偽痛ク戒ムル所ナリ

25

国体ニ由リテ道アリ道ニ由テ教アリ教育ハ我国人ヲ養成スル所以ナリ我国人ヲ養成セント欲シテ異国ノ風ヲ模擬スルカ如キハ国ノ衰頹ヲ招ク所以ナリ譬へハ独逸国人ニシテ仏蘭西国人ヲ模擬シ露西亜国人ニシテ英吉利国人ヲ模擬センカ其国ノ損害火ヲ見ルカ如クニシテ其決シテ模擬ヲ欲セサルハ論ヲ待タサルナリ嗚呼我日本臣民亦自ラ異国人タラサランコトヲ思ハサルヘケンヤ

30

日本人ヲ養成スルハ何ヲ以テ先トスル日本人ノ精神ナリ氣魄ナリ徳性ナリ風俗ナリ国体ヲ明ニシテ忠孝節義ヲ励マシ敬神報本ヲ勸ムルハ精神ヲ養フ所以ナリ義ヲ重ンシ利ヲ輕ンシ武ヲ尚トヒ勇ヲ貴フハ氣魄ヲ養フ所以ナリ礼義廉恥ヲ守リ敦厚節儉ヲ行フハ徳性ヲ養フ所以ナリ老ヲ尊ヒ幼ヲ慈ミ婚娶ノ礼ヲ正シ親族ノ交ヲ篤クシ財ヲ通シ力ヲ合セ郷隣相助ケ患難相救フハ風俗ヲ養フ所以ナリ

35

人ノ脳髓精神ヲ堅クスルハ幼稚ノ始メニ在リ忠孝ノ道仁義ノ旨父母ノ懷口中ヨリ教育スルヲ緊要トス之ヲ輔クルニ聖賢ノ記伝古今ノ歴史其年序ニ順ヒテ涉獵諳記セハ習ヒ性トナリ長スルニ随テ益々盛大ナルヘシ  
 中学ハ智ヲ發キ徳ヲ進ムルノ階梯ナリ諸科ノ学其才質ニ随テ学フヘシ然トモ其繁ニシテ雜ナランヨリハ寧口簡ニシテ精ナランコトヲ欲ス其博ニシテ泛ナランヨリハ寧口約ニシテ達センコトヲ欲ス虚文ヲ去リテ実業ヲ勉メ空論ヲ斥ケテ真理ヲ究ムヘシ

智育德育体育ト分ツハ初学ノ事ナリ智体皆徳ヲ離レス徳行ハ畢生ノ業俛焉孳々斃而後已ム聖賢ト為リ大人君子ト成ラサレハ敢テ至レリト云ヘカラス

師範学校ハ天下生徒ノ師表タリ宜シク中正良純標準タルヘキノ人ヲ鑄造スヘシ

大学ハ将来補弼ノ器経綸ノ材ヲ出スノ地ナリ宜シク卓識碩学徳量特異ノ人ヲ製出スヘシ

凡ソ学令校則教師ノ訓導ハ此大旨ヲ遵行シテ更ニ發揚拡充シ敢テ違フコト無カルヘシ

以上

明治廿三年六月十七日 東塾起稿

## 元田草案二

元田草案一の次に書かれたと見られている草案は<sup>\*29</sup>、国会図書館憲政資料室所蔵『元田永孚関係文書』の資料番号110—37であり、これを「元田草案二」とする。草案二は貴春の一〇行罫紙一一頁（罫紙六枚が横につながれ、巻紙状に加工されているもの）に墨で書かれ、部分的に墨と朱で修正を加えられており、すべて元田によるものであると見られている<sup>\*30</sup>。

元田草案一から草案二への修正点は次の通りである。（書き改め）は元田が草案二を書く際に改めた部分、（墨）は墨で修正を加えた部分、（朱）は朱で修正を加えた部分である。濁点のみの修正を除く。

- ① 「皇統一系」（3行目）の前に、スペースを入れた（書き改め）。
  - ・ 皇室をさらに立てたのであろう。
- ② 「無シ」（3行目）の後に、「君猶父ノ如ク民ハ猶子ノ如シ君民密着一体ニナラズ」を加えた（朱）。
  - ・ 君民一体を説いた。
- ③ 「皇祖」（4行目）、「皇宗」（4行目）の前で改行した（書き改め）<sup>\*31</sup>。
  - ・ 皇室をさらに立てたのであろう。
- ④ 「為ス」（4行目）↓「スル」（書き改め）
- ⑤ 「臣民」（6行目）↓「臣民ノ」（書き改め）
  - ・ 「天下臣民共ニ」では、漢字が続いて読みにくいため、「ノ」を入れて読みやすくしたのであろう。

- ⑥ 「有り」(7行目) ↓ 「アリ」(書き改め)
- ・ 「君臣義有り」では、漢字が続いて読みにくいため、「有」をカタカナにして読みやすくしたのであろう。
- ⑦ 「相離レス」(7行目) ↓ 「相合」(書き改め)
- ⑧ 「鏡璽劍ノ三器」(10行目) ↓ 「三種ノ神器」(書き改め)
- ・ 読んだ時の音を短くしたのであろう。
- ⑨ 「示ス者昭トシテ日月星ノ如シ」(10行目) ↓ 「示シ人々天性ノ固有ニ存ス」(書き改めと朱)
- ・ 比喩の部分削り、文章を簡潔にした。
- ⑩ 「推シ」(10 ↓ 11行目) ↓ 「推」(書き改め)
- ⑪ 「為ス」(11行目) ↓ 「ナス者」(書き改め)
- ・ 「根本ト為ス」では、漢字が続いて読みにくいため、「為」をカタカナにして読みやすくしたのであろう。
- ⑫ 「徳トス」(12行目)の後に、「広ク万物ノ理ヲ知り」を加えた(墨)。
- ⑬ 「知り善ヲ取りテ悪ヲ捨テ公ヲ取りテ私ヲ捨テ長ヲ取りテ短ヲ捨テ利ヲ取りテ害ヲ捨テ」(12 ↓ 13行目) ↓ 「知ル而シテ能ク善ヲ取りテ悪ヲ捨テ公ニ従ヒ私ヲ去リ長ヲ用ニ短ヲ棄テ利ニ就キ害ヲ避ケ」(書き改めと朱)
- ・ 「○ヲ取りテ×ヲ捨テ」を繰り返すので文章が単調になったため、言葉を繰り返さないように改めたのであろう。
- ⑭ 「知」(13行目と14行目に一つずつ) ↓ 「智」(書き改め)
- ・ 三徳の一つの「智」と知識の「知」を区別したのであろう。
- ⑮ 「多聞博識分別スル所無キ」(13 ↓ 14行目) ↓ 「理ヲ知りテ義ヲ知ラス博識ニシテ約ヲ得サル」(書き改め)
- ・ 文章をわかりやすくして、「理」(知識)より「義」(道徳)が大事であると説いた。
- ⑯ 「天下ノ」(15行目の一つ目) ↓ 「天下」(書き改め)

・「天下ノ人民」は「天下ノ事物」と対になっていが、それをやめた。

⑰ 「姑息ハ以テ仁ト為ス」(16行目) ↓ 「不断ハ以テ仁トナス」(書き改め)

・「優柔不断」という四字熟語にして、文章をわかりやすくした。また、「以テ仁ト為ス」では、漢字が続いて読みにくいため、「為」をカタカナにして読みやすくしたのである。

⑱ 「善ノ為スヘキヲ為シ悪ノ為スヘカラサルヲ為サス取ルヘキヲ取り取ルヘカラサルヲ取ラス」(17～18行目) ↓ 「義理ノ為スヘキハ進テ為シ不義ノ為スヘカラサルハ敢テ為サス」(書き改め)

・「善」を「義理」、「悪」を「不義」と改めていることから、元田が義を重視していることがわかる。

⑲ 「不義ニシテハ万金モ取ラス」(18行目) ↓ 「取ルヘカラサルハ万金モ塵芥ノ如ク」(書き改め)

・不義な方法で金を入れること、すなわち、金に釣られて人や国を裏切るようなことをしないように、より強く戒めたのであろう。

⑳ 「懼ル、コト無キ」(18行目) ↓ 「避ケサル」(書き改め)

㉑ 「是血氣ノ所為勇ノ徳ニ非サルナリ」(19行目) ↓ 「勇トナスヘカラス」(書き改め)

・「智トナスヘカラス」と「仁トナスヘカラス」と、書き方を揃えた。

㉒ 「祖宗惟神ノ道」(20行目) ↓ 「誠ハ祖宗惟神ノ道ナリ」(書き改め)

㉓ 「之ヲ誠ニスルハ人心ノ忠信ニアリ故ニ浮華輕薄虚誕詐偽痛ク戒ムル所ナリ」(20～21行目) ↓ 「神ノ道ニ随フヲ云ナリ神ノ道ニ随フハ忠信ヲ主トシ浮薄輕虚妄詐欺ノ行為ヲ戒シム之ヲ誠ヲ思フノ道ト云ナリ」(書き改めと墨)

㉔ 「異国ノ風ヲ模擬スルカ如キハ国ノ衰頹ヲ招ク所以ナリ譬ヘハ独逸国人ニシテ仏蘭西人ヲ模擬シ露西亜国人ニシテ英吉利国人ヲ模擬センカ」(22～23行目) ↓ 「我国体二本ツカス我皇道ニ由ラス我祖宗ノ教ニ率カハスシテ専ラ異国ノ文物理学ヲ採用スルハ猶魂魄ナキノ人ヲ粧飾スルカ如シ国家ヲ挙テ将ニ魂魄無ラシメントス国家ノ害是ヨリ太甚シキハナシ今独逸人ヲシテ仏蘭西人ニ模擬シ露西亜人ヲシテ英吉利国人ニ模擬セシメントセン乎」(書き改め)

- ・「異国ノ文物理学ヲ采用スル」ことの害を詳しく述べることによって、日本人は皇室を尊重すべきであると説いた。
- ②⑤ 「模擬」(24行目) ↓ 「模擬スル」(書き改め)
  - ・その前に「模擬シ」「模擬セシ」という「模擬スル」の活用形があるため、「模擬スル」に改めて文章の調子を整えたのであろう。
- ②⑥ 「臣民亦自ラ異国人タラサランコトヲ思ハサルヘケン」(24く25行目) ↓ 「人ニシテ亦自ラ甘ンシテ異国人タラント欲シテ可ナラン」(書き改め)
  - ・その前に「独逸人」「仏蘭西人」「露西亜人」「英吉利国人」とあるため、これらに合わせて「日本臣民」を「日本人」に改めたのであろう。
- ②⑦ 「日本国」(26行目の一つ目) ↓ 「我国」(書き改め)
  - ・日本は単なる一国家ではなく、「我国」であると説いた。
- ②⑧ 「日本人」(26行目の二つ目) ↓ 「日本国」(書き改め)
- ②⑨ 「国体ヲ明ニシテ忠孝節義ヲ励マシ敬神報本ヲ勸ムルハ精神ヲ養フ」(26く27行目) ↓ 「我国体ヲ明カニシ忠君愛国ヲ奨励スルハ精神ヲ養成スル」(書き改め)
  - ・文章を簡潔にした。
- ③⑩ 「尚トヒ勇ヲ貴フ」(27行目) ↓ 「励マシ勇ヲ尚フ」(朱)
- ③⑪ 「養フ」(27行目の二つ目、28行目と29行目に一つずつ) ↓ 「養成スル」(書き改め)
- ③⑫ 「礼義廉恥ヲ守リ敦厚」(27く28行目) ↓ 「礼讓ヲ先ニシ廉恥ヲ守リ敦厚ヲ務メ」(書き改め)
  - ・文章をわかりやすくした。
- ③⑬ 「尊ヒ幼ヲ慈ミ」(28行目) ↓ 「尊トヒ幼ヲ慈ミ祭祀ヲ慎ミ神祇ヲ敬シ」(書き改めと朱)

・ 神を祀ることを重んじた。本文に「誠ハ祖宗惟神ノ道ナリ」とあることから(②を参照)、この「祭祀」と「神祇」は「祖宗」を指していると思われる。

③④ 「正シ親族ノ交ヲ篤クシ財ヲ通シカヲ合セ郷隣相助ケ患難相救フ」(28〜29行目) ↓ 「正クシ郷隣ノ交ヲ厚クスル」(書き改めと朱)

・ 文章を簡潔にした。「相助ケ」「相救フ」という同義語の重複をやめて、「交ヲ厚クスル」にまとめた。

③⑤ 「所以ナリ」(29行目)の後で改行して、「物皆本末アリ学問ノ要本末ヲ明カニスルヲ先キトス 皇室ハ本ナリ天下ハ末ナリ我国ハ本ナリ海外諸国ハ末ナリ君父ハ本ナリ社会ハ末ナリ德行ハ本ナリ文芸ハ末ナリ国体風俗ハ本ナリ政事法律ハ末ナリ教育ハ本ナリ事業ハ末ナリ故ニ道德ヲ明カニシテ知識ヲ達シ彝倫ニ基ヒテ事業ニ及ホスヲ本末ヲ愆マラズトス本末ヲ云ヘハ德育ヲ本トシ知育ヲ次トシ体育ヲ末トス先後ヲ云ヘハ体育ヲ先キトシ知育ヲ次トシ德育ヲ後トス然トモ体育知育モ徳ヲ離ルヘカラス故ニ德育ハ三ツノ者ヲ貫ク者トス」を加えた(書き改め)。

・ 皇室と德育は非常に大事であると説いた。

③⑥ 「始メニ在リ」(30行目) ↓ 「始ニアリ」(書き改め)

・ 「幼稚ノ始メニ在リ」では、漢字が続いて読みにくいため、「在」をカタカナにして読みやすくしたのであろう。

③⑦ 「懐口中ヨリ教育スルヲ緊要トス之ヲ輔クルニ聖賢ノ記伝古今ノ歴史其年序ニ順ヒテ涉獵諳記セハ習ヒ性トナリ長スルニ随テ益々盛大ナル」(30〜31行目) ↓ 「懐ロノ中ヨリ養成スルヲ第一ノ教育トス国体ノ成立スル所以聖帝明君ノ創業ノ艱難忠賢義烈ノ事歴等諳熟諷誦セシメテ脳髓ヲ感覺シ自然ノ徳性ヲ養成ス」(書き改め)

・ 「国体ノ成立」を子供の頃から「感覺」として教え込むことを説いた。

③⑧ 「智」(32行目) ↓ 「知」(書き改め)

・ 三徳の一つの「智」と知識の「知」を区別したのであろう。

③⑨ 「階梯ナリ諸科ノ学其才質ニ随テ学フヘシ然トモ其繁ニシテ雑ナランヨリハ寧ロ簡ニシテ精ナランコトヲ欲ス其博ニシ

テ泛ナランヨリハ寧ロ約ニシテ達センコトヲ欲ス虚文ヲ去リテ実業ヲ勉メ空論ヲ斥ケテ真理ヲ究ムヘシ 智育德育体育ト分ツハ初学ノ事ナリ智体皆徳ヲ離レス德行ハ畢生ノ業俛焉孳々斃而後已ム聖賢ト為リ大人君子ト成ラサレハ敢テ至レリト云ヘカラス」(32〜36行目) ↓「要路」(書き改め)

・文章を簡潔にした。

④ 「師範学校」(37行目)の前で改行しなかった(書き改め)。

④ 「師表タリ宜シク中正良純標準タルヘキノ人ヲ鑄造ス」(37行目) ↓「方針ヲ定ムル所ナリ皆宜シク中正純良ノ人ヲ鑄造スルヲ目的トス」(書き改め)

・「標準タルヘキノ人ヲ鑄造ス」には、師範学校は標準的な同じタイプの人を作り出す所であって、標準より優秀な人を輩出していないというイメージがあるため、「標準タルヘキ」を削ったのであろう。

④ 「経綸ノ材ヲ出スノ地ナリ」(38行目) ↓「経国ノ才ヲ出スノ地タリ」(書き改め)

・「経綸」では、国を治めるという意味が漢字自体からわかりにくいため、「経国」に改めたのであろう。

④ 「特異ノ人ヲ製出スヘシ 凡ソ学令校則教師ノ訓導ハ此大旨ヲ遵行シテ更ニ発揚拡充シ敢テ違フコト無カルヘシ」(38〜39行目) ↓「俊秀ノ人ヲ養成スヘシ決シテ理学哲学化学等ノ諸科ノ芸技ノ達特ニアラサルナリ」(書き改め)

・「特異ノ人ヲ製出スヘシ」には、大学は風変わりな人をモノのように製造しているというイメージがあるため、「俊秀ノ人ヲ養成スヘシ」に改めたのであろう。この「俊秀ノ人」とは知識の面だけでなく、道德の面でも優れた人のことである。

右の修正によって、草案二は草案一より文章が全体的にわかりやすくなっている。元田はこの文章の受け手である国民のことを、草案一の時よりよく考えて書いたと見られる。

また、右の修正から、元田草案の主題が「皇室尊重・祖宗崇拜・道德重視」であることがわかる。それに対して、「元田草案一」の考察で述べたように、文部省関係者が上奏した「乙案」(本論文での「中村草案五―」)では、「敬天敬神」が

最も重視され、君父より天が上位に置かれている。強い儒教思想を持つ元田は、「乙案」の内容に対抗して起草を始めたと考えられる。

ただし、草案二で一〇行野紙一頁にわたって「皇室尊重・祖宗崇拜・道徳重視」を説くということは、七三歳の元田（翌明治二四年一月に死去）にとって、非常にエネルギーのいる作業であつたと思われ、他にも動機があつたと考えられる。それは、自分より先に起草した文部省関係者へのライバル意識である。本節の初めに確認したように、元田はすでに明治一〇年代から教育に強い関心を持っていた。彼は他の誰でもなく、自分の手で勅語を完成させたいという思いが、人一倍強かつたと思われる。

元田による修正後の元田草案二は次の通りである。傍線の——は書き改められた部分、——は墨で修正を加えられた部分、⋮⋮は朱で修正を加えられた部分を示す。草案二には、上欄外に朱で九つの○印が付けられている。この○印は、元田がその段落を残して、他の段落を削除しようとしていたことを表していると見られるが、○印が付けられていない段落の文章も次の草案三に書かれているため、ここでは○印と共に全文を挙げておく。また、草案一と同様に、句読点を意味するような小さい○印が朱で付けられているが、修正とは異なるため、ここでは示さない。この小さい○印は、元田が文章を細かく区切って、推敲しやすくするために付けたものであろう。

## 【元田草案二】

### 教育大旨

○ 我

天祖国ヲ開キ民ヲ育シ<sup>①</sup> 皇統一系天壤窮リ無シ我臣民ノ先祖我

天祖ヲ奉シ我子孫ニ伝ヘ億兆一心万世易ルコト無シ君<sup>②</sup>猶父ノ如ク民ハ猶子ノ如シ君民密着一体二ナラズ是我国体ニ

シテ

25

○ 国体ニ由リテ道アリ道ニ由テ教アリ教育ハ我国人ヲ養成スル所以ナリ我国人ヲ養成セント欲シテ我国体ニ本ツカス<sup>24</sup>

20

○ 勇ハ義アリテ剛果決断アルヲ徳トス其義理ノ為スヘキハ進テ為シ不義ノ為スヘカラサルハ敢テ為サス臣ト為テハ忠ニ死シ子ト為テハ孝ニ死シ取ルヘカラサルハ万金モ塵芥ノ如ク仁ニ当テハ大敵モ避ケサルヲ勇ノ徳トス粗暴激昂人ヲ侮リ上ヲ凌クカ如キハ勇トナスヘカラス<sup>21</sup>

○ 智仁勇ノ三徳之ヲ統フルニ一ヲ以テス一ハ誠ナリ誠ハ<sup>22</sup>

祖宗惟神ノ道ナリ誠ヲ思フハ人ノ道ナリ神ノ道ニ随フヲ云ナリ神ノ道ニ随フハ忠信ヲ主トシ浮薄輕佻虚妄詐欺ノ行

15

ヲ取リ惡ヲ捨テ公ニ從ヒ私ヲ去リ長ヲ用申短ヲ棄テ利ニ就キ害ヲ避ケ扱フコトノ精シク守ルコトノ堅キ之ヲ智ノ徳トス徒ニ理ヲ知リテ義ヲ知ラス博識ニシテ約ヲ得サルハ以テ智トナスヘカラス<sup>15</sup>

○ 仁ハ公誠ニシテ博愛スルヲ徳トス第一吾君ヲ愛シ吾父ヲ愛シ兄弟夫婦朋友相愛シ以テ天下人民ニ及ヒ以テ天下ノ事物ニ及ヒ悉ク愛育保合シテ温和慈良ノ一団結ト成ルヲ仁ノ徳トス優柔不断ハ以テ仁トナスヘカラス<sup>17</sup>

10

○ 智ハ明ラカニシテ分別スルヲ徳トス広ク万物ノ理ヲ知リ善惡ヲ知リ公私ヲ知リ長短ヲ知リ利害ヲ知ル而シテ能ク善ヲ取リ惡ヲ捨テ公ニ從ヒ私ヲ去リ長ヲ用申短ヲ棄テ利ニ就キ害ヲ避ケ扱フコトノ精シク守ルコトノ堅キ之ヲ智ノ徳トス徒ニ理ヲ知リテ義ヲ知ラス博識ニシテ約ヲ得サルハ以テ智トナスヘカラス<sup>15</sup>

○ 天祖伝フル所ノ三種ノ神器ニ顯ハレテ天下後世ニ示シ人々天性ノ固有ニ存ス此ノ三徳アリ以テ五倫ノ要義ヲ行ヒ推テ以テ天下万事ノ根本トナス者ナリ<sup>11</sup>

○ 五倫ノ要義ヲ行フニ三ツノ徳アリ智仁勇ナリ此ノ三徳ハ<sup>8</sup>

○ 君愛シ臣敬シ君臣一体ニシテ義其間ニ行ハル故ニ君臣義アリト云父慈ニ子孝ニ父子相合シテ親其間ニ行ハル故ニ父子親アリト云兄弟ノ順序アル夫婦ノ和シテ淫セス朋友ノ信ヲ以テ相交ハル之ヲ五倫ノ要義ト為ス<sup>6</sup>

○ 天下ノ達道五ツ君臣ヲ第一トス父子兄弟夫婦朋友之ヲ合セテ五倫ノ道トシ天下臣民ノ共ニ由ル所ナリ<sup>5</sup>

○ 皇宗ノ教トスル所天下臣民ノ共ニ道トスル所ナリ<sup>4</sup>

○ 皇祖<sup>3</sup>

我皇道ニ由ラス我

祖宗ノ教ニ率カハスシテ専ラ異国ノ文物理学ヲ採用スルハ猶魂魄ナキノ人ヲ粧飾スルカ如シ国家ヲ挙テ将ニ魂魄無  
ラシメントス国家ノ害是ヨリ太甚シキハナシ今独逸人ヲシテ仏蘭西人ニ模擬シ露西亜人ヲシテ英吉利国人ニ模擬  
セシメントセン乎其国ノ損害火ヲ見ルカ如クニシテ其決シテ模擬スルヲ欲セサルハ論ヲ待タザルナリ嗚呼我日本  
人ニシテ亦自ラ甘ンシテ異国人タラント欲シテ可ナランヤ

○  
我国人ヲ養成スルハ何ヲ以テ先トスル日本国ノ精神ナリ気魄ナリ徳性ナリ風俗ナリ我国体ヲ明カニシ忠君愛国ヲ獎  
励スルハ精神ヲ養成スル所以ナリ義ヲ重ンシ利ヲ輕ンシ武ヲ励マシ勇ヲ尚フハ気魄ヲ養成スル所以ナリ礼讓ヲ先  
ニシ廉恥ヲ守リ敦厚ヲ務メ節儉ヲ行フハ徳性ヲ養成スル所以ナリ老ヲ尊トヒ幼ヲ慈ミ祭祀ヲ慎ミ神祇ヲ敬シ婚娶  
ノ礼ヲ正クシ郷隣ノ交ヲ厚クスルハ風俗ヲ養成スル所以ナリ

物皆本末アリ学問ノ要本末ヲ明カニスルヲ先キトス 皇室ハ本ナリ天下ハ末ナリ我国ハ本ナリ海外諸国ハ末ナリ君  
父ハ本ナリ社会ハ末ナリ德行ハ本ナリ文芸ハ末ナリ国体風俗ハ本ナリ政事法律ハ末ナリ教育ハ本ナリ事業ハ末ナ  
リ故ニ道德ヲ明カニシテ知識ヲ達シ彝倫ニ基ヒテ事業ニ及ホスヲ本末ヲ愆マラズトス

本末ヲ云ヘハ德育ヲ本トシ知育ヲ次トシ体育ヲ末トス先後ヲ云ヘハ体育ヲ先キトシ知育ヲ次トシ德育ヲ後トス然ト  
モ体育知育モ徳ヲ離ルヘカラス故ニ德育ハ三ツノ者ヲ貫ク者トス

人ノ脳髓精神ヲ堅クスルハ幼稚ノ始ニアリ忠孝ノ道仁義ノ旨父母ノ懐ロノ中ヨリ養成スルヲ第一ノ教育トス国体ノ  
成立スル所以聖帝明君ノ創業ノ艱難忠賢義烈ノ事歴等諳熟諷誦セシメテ脳髓ヲ感覺シ自然ノ徳性ヲ養成スヘシ  
中学ハ知ヲ發キ徳ヲ進ムルノ要路 師範学校ハ天下生徒ノ方針ヲ定ムル所ナリ皆宜シク中正純良ノ人ヲ鑄造スルヲ  
目的トスヘシ

大学ハ将来補弼ノ器經国ノ才ヲ出スノ地タリ宜シク卓識碩学徳量俊秀ノ人ヲ養成スヘシ決シテ理学哲学化学等ノ諸  
科ノ芸技ノ達特ニアラサルナリ

### 元田草案三

海後によれば、「他の文書とは別に元田文書中『仁寿山房草稿』の中に」、「草案二に加えられた朱筆の訂正や削除の結果によって修文」されたものがあるという<sup>\*32</sup>。この文書の現在の所蔵場所を確認することはできず、海後による図版もないが、本論文ではこれを「元田草案三」とする。

海後は草案三について、草案二から「全文一字も改めたところがない浄書となっている」と述べている<sup>\*33</sup>。だが、草案二と、海後に引用された草案三を比べると、次の五か所が異なっている。

- ① 「採用」(27行目) ↓ 「採用」
- ② 「待タザル」(29行目) ↓ 「待タサル」
- ③ 「政事」(36行目) ↓ 「政治」
- ④ 「知識」(37行目) ↓ 「智識」
- ⑤ 「愆マラズ」(37行目) ↓ 「愆マラス」

右の五か所が元田による修正か、海後による写し間違いか明らかでないが、ここに元田草案三を引用しておく。傍線の―は草案二と異なっている部分を示す。

#### 【元田草案三】

教育大旨

我

天祖国ヲ開キ民ヲ育シ 皇統一系天壤窮リ無シ我臣民ノ先祖我  
 天祖ヲ奉シ我子孫ニ伝ヘ億兆一心万世易ルコト無シ君猶父ノ如ク民ハ猶子ノ如シ君民密着一体ニナラズ是我国体ニシテ

## 皇祖

皇宗ノ教トスル所天下臣民ノ共ニ道トスル所ナリ

天下ノ達道五ツ君臣ヲ第一トス父子兄弟夫婦朋友之ヲ合セテ五倫ノ道トシ天下臣民ノ共ニ由ル所ナリ

君愛シ臣敬シ君臣一体ニシテ義其間ニ行ハル故ニ君臣義アリト云父慈ニ子孝ニ父子相合シテ親其間ニ行ハル故ニ父子親アリト云兄弟ノ順序アル夫婦ノ和シテ淫セス朋友ノ信ヲ以テ相交ハル之ヲ五倫ノ要義ト為ス

五倫ノ要義ヲ行フニ三ツノ徳アリ智仁勇ナリ此ノ三徳ハ

天祖伝フル所ノ三種ノ神器ニ顕ハレテ天下後世ニ示シ人々天性ノ固有ニ存ス此ノ三徳アリ以テ五倫ノ要義ヲ行ヒ推テ以テ天下万事ノ根本トナス者ナリ

智ハ明ラカニシテ分別スルヲ徳トス広く万物ノ理ヲ知り善悪ヲ知り公私ヲ知り長短ヲ知り利害ヲ知ル而シテ能ク善ヲ取リ悪ヲ捨テ公ニ従ヒ私ヲ去リ長ヲ用キ短ヲ棄テ利ニ就キ害ヲ避ケ扱フコトノ精シク守ルコトノ堅キ之ヲ智ノ徳トス徒ニ理ヲ知リテ義ヲ知ラス博識ニシテ約ヲ得サルハ以テ智トナスヘカラス

仁ハ公誠ニシテ博愛スルヲ徳トス第一吾君ヲ愛シ吾父ヲ愛シ兄弟夫婦朋友相愛シ以テ天下人民ニ及ヒ以テ天下ノ事物ニ及ヒ悉ク愛育保合シテ温和慈良ノ一団結ト成ルヲ仁ノ徳トス優柔不断ハ以テ仁トナスヘカラス

勇ハ義アリテ剛果決断アルヲ徳トス其義理ノ為スヘキハ進テ為シ不義ノ為スヘカラサルハ敢テ為サス臣ト為テハ忠ニ死シ子ト為テハ孝ニ死シ取ルヘカラサルハ万金モ塵芥ノ如ク仁ニ当テハ大敵モ避ケサルヲ勇ノ徳トス粗暴激昂人ヲ侮リ上ヲ凌クカ如キハ勇トナスヘカラス

智仁勇ノ三徳之ヲ統フルニ一ヲ以テス一ハ誠ナリ誠ハ

祖宗惟神ノ道ナリ誠ヲ思フハ人ノ道ナリ神ノ道ニ随フヲ云ナリ神ノ道ニ随フハ忠信ヲ主トシ浮薄輕佻虚妄詐欺ノ行為ヲ戒シム之ヲ誠ヲ思フノ道ト云ナリ

国体ニ由リテ道アリ道ニ由テ教アリ教育ハ我国人ヲ養成スル所以ナリ我国人ヲ養成セント欲シテ我国体ニ本ツカス我皇

25

道ニ由ラス我

祖宗ノ教ニ率カハスシテ専ラ異国ノ文物理学ヲ採用スルハ猶魂魄ナキノ人ヲ粧飾スルカ如シ国家ヲ挙テ将ニ魂魄無ラシメントス国家ノ害是ヨリ太甚シキハナシ今独逸人ヲシテ仏蘭西人ニ模擬シ露西人ヲシテ英吉利国人ニ模擬セシメントセン乎其国ノ損害火ヲ見ルカ如クニシテ其決シテ模擬スルヲ欲セサルハ論ヲ待タサルナリ嗚呼我日本人ニシテ亦自ラ甘ンシテ異国人タラント欲シテ可ナランヤ

30

我国人ヲ養成スルハ何ヲ以テ先トスル日本国ノ精神ナリ気魄ナリ徳性ナリ風俗ナリ我国体ヲ明カニシ忠君愛国ヲ奨励スルハ精神ヲ養成スル所以ナリ義ヲ重ンシ利ヲ輕ンシ武ヲ励マシ勇ヲ尚フハ気魄ヲ養成スル所以ナリ礼讓ヲ先ニシ廉恥ヲ守リ敦厚ヲ務メ節儉ヲ行フハ徳性ヲ養成スル所以ナリ老ヲ尊トヒ幼ヲ慈ミ祭祀ヲ慎ミ神祇ヲ敬シ婚娶ノ礼ヲ正クシ郷隣ノ交ヲ厚クスルハ風俗ヲ養成スル所以ナリ

35

物皆本末アリ学問ノ要本末ヲ明カニスルヲ先キトス 皇室ハ本ナリ天下ハ末ナリ我国ハ本ナリ海外諸国ハ末ナリ君父ハ本ナリ社会ハ末ナリ徳行ハ本ナリ文芸ハ末ナリ国体風俗ハ本ナリ政治法律ハ末ナリ教育ハ本ナリ事業ハ末ナリ故ニ道徳ヲ明カニシテ智識ヲ達シ彝倫ニ基ヒテ事業ニ及ホスヲ本末ヲ愆マラストス<sup>⑤</sup>

本末ヲ云ヘハ德育ヲ本トシ知育ヲ次トシ体育ヲ末トス先後ヲ云ヘハ体育ヲ先キトシ知育ヲ次トシ德育ヲ後トス然トモ体育知育モ徳ヲ離ルヘカラス故ニ德育ハ三ツノ者ヲ貫ク者トス

40

人ノ脳髓精神ヲ堅クスルハ幼稚ノ始ニアリ忠孝ノ道仁義ノ旨父母ノ懐ロノ中ヨリ養成スルヲ第一ノ教育トス国体ノ成立スル所以聖帝明君ノ創業ノ艱難忠賢義烈ノ事歴等諳熟諷誦セシメテ脳髓ヲ感覺シ自然ノ徳性ヲ養成スヘシ

中学ハ知ヲ發キ徳ヲ進ムルノ要路師範学校ハ天下生徒ノ方針ヲ定ムル所ナリ皆宜シク中正純良ノ人ヲ鑄造スルヲ目的トスヘシ

大学ハ将来補弼ノ器經国ノ才ヲ出スノ地タリ宜シク卓識碩学徳量俊秀ノ人ヲ養成スヘシ決シテ理学哲学化学等ノ諸科ノ芸技ノ達特ニアラサルナリ<sup>\*34</sup>

## 元田草案四

「元田草案一」の考察に入る前に述べたように、元田草案には三編の「教育大旨」案の他に、井上草案との共通点も見られる三種一二編の草案がある。そして、その中で最初に書かれたと見られている草案は四編（所蔵を確認できたものは三編）ある<sup>\*35</sup>。本論文では、宮内公文書館所蔵「教育勅語草案一二種／大正九年」（臨時帝室編修局による複写本）に所収の「教育勅諭草案」の八番目の草案を「元田草案四―一」、早稲田大学中央図書館特別資料室所蔵『元田永孚書翰・建言・教育勅語関係文書』（臨時帝室編修局にいた渡辺幾治郎が収集した複写本）の二冊目に所収の「教育勅諭草案」の八番目の草案を「元田草案四―二」<sup>\*36</sup>、国会図書館憲政資料室所蔵『元田永孚関係文書』の「教育勅諭草案 一二種 元田永孚の控」（海後宗臣による複写本）の八番目の草案を「元田草案四―三」、稲田が元田の初稿修正案と見ている草案（現在の所蔵場所は不明で、図版もない）を「元田草案四―四」とする<sup>\*37</sup>。

草案四―一と草案四―二は無野紙三頁に墨で書かれ、部分的に墨で修正（上欄外の文字も含む）を加えられており、文末に「六月廿九日」とある。草案四―三は一二行野紙三頁に墨で書かれ、朱で修正を加えられている。草案四―四は「宮内省野紙」に書かれていると見られている。

右の一―三は写しであり、これらの原本は大正一一年頃に元田家から宮内省に献納されたと見られているが<sup>\*38</sup>、二〇一三年三月現在、一般公開されていない。そのため、本節では草案四―一について考察する。草案四の原本では、本文も修正もすべて元田によって書かれていたと見られている<sup>\*39</sup>。

次に示す明治二三年六月二九日付の井上宛元田書簡によれば、井上は六月二八日に元田を訪問し、「別紙ハ初稿ノ試筆ニテ固ヨリ不可分ノ物ニ有之、高慮概略明後朝マテニ御示教被給候へハ、安心奉存候」と書いた同日付の書簡と<sup>\*40</sup>、教育勅語草案を渡した。それに対して、元田は井上への同意を示してから、国家のために「一字一言」をよく考えたいので「明三日朝迄」に返事をする、と述べている。

昨日は御来話忝く奉存候、然ば御草案御別紙御贈示忝くとくと拝見仕、意見も有之候へば、具申可致、如貴論飽迄意必之癖を去り、天下万世に亘り、国家之為を考申度、一字一言大切之事と奉存候、明後朝迄ニ拝答仕候様承知仕候処、六月廿八日と御認めに而相考へ候得ば、明三十日朝迄之御期限歟と存候間、明朝返上可仕候<sup>\*41</sup>

元田草案四―一と井上草案一と井上草案二の、初めと終わりの部分を次のように比べると<sup>\*42</sup>、稲田が指摘しているように<sup>\*43</sup>、井上は六月二八日に井上草案一を元田へ渡し、元田はその返事として元田草案四（文末に「六月廿九日」とある）を書き、井上はそれを受け取った後で井上草案二を書いた、と見てよいだろう。

井上草案一……「我カ祖我カ宗……立教ノ異同ト風氣ノ変遷トヲ問ハズ以テ古今ニ伝ヘテ謬ラズ以テ中外ニ施シテ悖ラザルヘシ」

元田草案四―一……「朕惟フニ我皇祖皇宗……立教ノ異同ト風氣ノ変遷トヲ問ハス以テ古今ニ伝ヘテ中外ニ施シテ悖ラス」

※右の「朕惟フニ」は、後から加えられたように書かれている。

井上草案二……「朕惟フニ我カ皇祖皇宗……古今ノ異同ト風氣ノ変遷トヲ問ハス以テ上下ニ伝ヘテ謬ララス以テ中外ニ施シテ悖ラサルベシ」

元田は井上草案を受け取った後で元田草案四を書いた、と見る根拠は、草案四―一において「悖ラサルベシ」と書かれた所が、その上から墨で「悖ラス」に改められていることである（右の波線部分）。この部分については明治二三年一〇月二四日の裁可直前まで、元田は「悖ラス」、井上は「悖ラサルベシ」とするように主張しているため<sup>\*44</sup>、元田が自分から「悖ラ

サルベシ」と書いたとは考えられない。

草案四―一の上欄外に、「教育ノ要ハ三徳ト達道トヲ養成シテ国威ヲ充大ニスルニアリ」と書かれているが、この句は次の草案五―一の修正で使われている。

(原本では元田による) 修正後の草案四―一は次の通りである。

#### 【元田草案四―一】

朕惟フニ我皇祖皇宗国ヲ肇メ民ヲ育シ厥徳深厚厥道久遠天壤窮リ無シ汝臣民汝ノ祖先ニ継キ克ク忠ニ克ク敬ニ億兆一心万世易ラス是我国ノ体ヲナス所人ノ道トスル所而シテ教ノ本トスル所ナリ

天下ノ達道五ツ君愛シ臣忠ナルヨリ大ナルハ莫ク父慈ニ子孝ナルヨリ重キハ莫シ兄弟ノ順ナル夫婦ノ和ナル朋友相信スル之ヲ合セテ五倫ノ道トス此ノ五倫ヲ本トシテ以テ他ニ及ホシ己カ欲セサル所ハ以テ人ニ施スコト無ク親族相親ミ郷隣相助ケ国人相保チ以テ万衆ヲ協和スルハ我国ノ達道ニシテ汝臣民ノ共ニ由ル所ナリ

人ノ徳ハ智仁勇ヨリ大ナルハ無シ知識ヲ開発シ仁義ヲ精熟シ勇武ヲ練磨シ以テ我国固有ノ善性美質ヲ拡張スヘシ教育ノ要ハ三徳ト達道トヲ養成シテ国威ヲ充大ニスルニアリ

智ハ事物ノ理ヲ窮メ世界古今ニ通達シ機敏鋭発善ニ明カニ私ヲ去リ進テ止マサルニアリ

仁ハ天地万物ヲ包含シテ愛セサルコト無ク富貴ニ驕ラス貧賤ヲ侮ラス民業ヲ広メ国益ヲ興シ万衆ヲ協和スルニアリ

勇ハ仰テ天ニ愧チス俯シテ人ニ忤チス敢為邁往剛果決断武ヲ尚ビ義ヲ守リ臣ト為テハ忠ニ死シ子ト為テハ孝ニ死シ国家ヲ扞衛シテ富岳ノ安キニ置クニアリ

凡教育ノ要ハ知ヲ開キ徳ヲ成シ業ヲ広メ国ヲ安ンスル所以ニシテ其要ハ三徳ト達道トニアリ皆人心ノ良能純誠ニ本ツカサルハナシ斯道ノ則祖宗ノ遺訓我国臣民ヲ養成スル所以ニシテ立教ノ異同ト風氣ノ変遷トヲ問ハス以テ古今ニ伝ヘ謬ラス以テ中外ニ施シテ悖ラス朕汝臣民ト俱ニ永久ニ率由シテ失ハサランコトヲ庶幾フ

## 元田草案五

元田草案四の次に書かれたと見られている草案は四編（所蔵を確認できたものは三編）ある<sup>\*45</sup>。本論文では、宮内公文書館所蔵「教育勅語草案一二種／大正九年」に所収の「教育勅諭草案」の九番目の草案を「元田草案五―一」、早稲田大学中央図書館特別資料室所蔵『元田永孚書翰・建言・教育勅語関係文書』の二冊目に所収の「教育勅諭草案」の九番目の草案を「元田草案五―二」<sup>\*46</sup>、国会図書館憲政資料室所蔵『元田永孚関係文書』の「教育勅諭草案 一二種 元田永孚の控」の九番目の草案を「元田草案五―三」、稲田が「仁ハ」以下の元田自筆の修正別案と見ている草案（図版なし）を「元田草案五―四」とする<sup>\*47</sup>。ただし、稲田が草案五―四の用紙について記していないため、草案五―四は右の三編のどれかと重複しているのか、別の場所にある草案であるのか不明である。

草案五―一と草案五―二は無罫紙二頁に墨で書かれ、部分的に墨で修正（「」も含む）を加えられている。草案五―三は一〇行罫紙二頁に墨で書かれ、朱で修正を加えられている。「」でくくられた言葉が次の「元田草案六」にないため、この「」は削除を意味していると見られている<sup>\*48</sup>。

右の一―三は写しであり、これらの原本は大正一一年頃に元田家から宮内省に献納されたと見られているが<sup>\*49</sup>、二〇一三年三月現在、一般公開されていない。そのため、本節では草案五―一について考察する。草案五の原本では、本文も修正もすべて元田によって書かれていたと見られている<sup>\*50</sup>。

「元田草案四」の考察で述べたように、元田は六月二十九日付の井上宛書簡で「明三十日朝迄」に返事をするとして述べて、その返事として草案四を書いたと見られている。だが、草案五と、次の草案六があるということは、一日しか時間がなかったこともあり、彼が草案四に満足していなかったということであろう。これから考察するように、草案五は六月二十九日付の草案四に、少し修正が加えられたものである。そのため、文筆家の元田であれば、「明三十日朝迄」に一日で草案四と草案五

を書くことは、可能であったと思われる。

しかし、元田が「明三十日朝迄」にする返事として使ったものは、草案四であったと考えられる。なぜなら、草案五の前半が残されていないからである<sup>51</sup>。今日、元田に関する大量の文書が『元田永孚関係文書』として国会図書館憲政資料室に残されているように、彼は文書の整理にきちんとした人であった。もし草案五が、元田が井上に宛てた草案であれば、彼はそれを大事に残していると思われる。

元田は自分の草案二または草案三の文章を勅語として国民に広めようとしていたが、井上から彼の草案に対する意見を求められたため、井上草案の文章もある程度取り入れて、二人で協力して、よりすばらしい勅語を完成させた方がよいと考えようになつたのであろう。

元田草案四——から草案五——への修正点は次の通りである。(書き改め)は(原本では元田が)草案五——を書く際に改めた部分、(墨)は墨で修正を加えた部分である。濁点のみの修正を除く。

① 「無ク」(9行目) ↓ 「ナク」(書き改め)

・ 文章を易しくした。

② 「侮ラス民業ヲ広メ国益ヲ興シ」(9行目) ↓ 「侮トラス民業ヲ興シ国益ヲ広メ」(書き改め)

③ 「臣ト為テハ忠ニ死シ子ト為テハ孝ニ死シ」(10行目) ↓ 「子ト為テハ孝ニ死シ臣ト為テハ忠ニ死シ」(書き改め)

・ この文章の受け手である国民には、自分が「臣」であるという意識より、「子」であるという意識の方が身近である。元田は考えて、言葉の順序を入れ替えたのであろう。

④ 「凡」(12行目) ↓ 墨の「」でくくった(削除)。

・ その文章全体の意味を強くした。

⑤ 「成シ」(12行目) ↓ 「進メ」(書き改め)

⑥ 「達道トニアリ皆人心」(12行目) ↓ 「達道トヲ養成シテ国威ヲ充大ニスルニアリ皆一ツ心」(墨)

⑦ 「斯道ノ」(13行目) ↓ 「斯道ハ」(書き改め)

・「斯道ハ」すなわち「祖宗ノ遺訓」である、とした方が、日本語として適切であると考えたのであろう。

⑧ 「遺訓我国臣民ヲ養成スル所以ニシテ」(13行目) ↓ 「遺訓ニシテ我カ国臣民ノ確信シテ勉励スヘキ所ナリ万国」(墨)

⑨ 「伝ヘ」(13行目) ↓ 「伝ヘテ」(書き改め)

・文章を易しくした。

右の①③⑨の修正から、元田はこの文章の受け手である国民のことを、草案四の時よりよく考えて書いたと見られる。右の修正でも、先の草案一から草案二への修正でも、元田は自ら文章をわかりやすく改めている。これは、元田がそれだけ強く、この文章を国民に広めたいと考えていたことの表れであり、その背景には本節の初めに述べたように、彼が儒教を重視し、儒教に基づいた国教を樹立しようとしていたことがあると思われる。

(原本では元田による)修正後の元田草案五——は次の通りである。傍線の——は書き改められた部分、——は墨で修正を加えられた部分を示す。

【元田草案五——】

仁ハ天地万物ヲ包含シテ愛セザルコトナク富貴ニ驕ラス貧賤ヲ侮トラス民業ヲ興シ国益ヲ広メ万衆ヲ協和スルニアリ

勇ハ仰テ天ニ愧チス俯シテ人ニ忤チス敢為邁往剛果決断武ヲ尚ビ義ヲ守リ子ト為テハ孝ニ死シ臣ト為テハ忠ニ死シ国家ヲ扞衛シテ富岳ノ安キニ置クニアリ

④ 教育ノ要ハ知ヲ開キ徳ヲ進メ業ヲ広メ国ヲ安ンスル所以ニシテ其要ハ三徳ト達道トヲ養成シテ国威ヲ充大ニスルニアリ皆一ツ心ノ良能純誠ニ本ヅカザルハナシ斯道ハ則祖宗ノ遺訓ニシテ我カ国臣民ノ確信シテ勉励スヘキ所ナリ万国立教ノ異同ト風氣ノ変遷トヲ問ハス以テ古今ニ伝ヘテ謬ラス以テ中外ニ施シテ悖ラス朕汝臣民ト俱ニ永久ニ率由シテ失ハザランコトヲ庶幾フ

## 元田草案六

元田草案四が元になっていると見られているが<sup>\*52</sup>、それとかなり異なる草案が四編（所蔵を確認できたものは三編）ある。

本論文では、宮内公文書館所蔵「教育勅語草案一二種／大正九年」に所収の「教育勅諭草案」の七番目の草案を「元田草案六―一」、早稲田大学中央図書館特別資料室所蔵『元田永孚書翰・建言・教育勅語関係文書』の二冊目に所収の「教育勅諭草案」の七番目の草案を「元田草案六―二」<sup>\*53</sup>、国会図書館憲政資料室所蔵『元田永孚関係文書』の「教育勅諭草案 一二種 元田永孚の控」の七番目の草案を「元田草案六―三」、稲田が元田の初稿再修正案と見ている草案（現在の所蔵場所は不明で、図版もない）を「元田草案六―四」とする<sup>\*54</sup>。

草案六―一と草案六―二は無罫紙三頁に墨で書かれ、部分的に墨で修正を加えられている。草案六―三は一〇行罫紙三頁に墨で書かれ、朱で修正を加えられている。草案六―四は「宮内省罫紙」に書かれていると見られている。

右の一―三は写しであり、これらの原本は大正一一年頃に元田家から宮内省に献納されたと見られているが<sup>\*55</sup>、二〇一三年三月現在、一般公開されていない。そのため、本節では草案六―一について考察する。草案六の原本では、本文も修正もすべて元田によって書かれていたと見られている<sup>\*56</sup>。

明治二三年七月一八日付の井上宛元田書簡に、「過日文箱入ニ而一書呈上之処、御旅行中ニ而御受取置被下、教育上之愚見草案御覽被下候と奉存候」とあり<sup>\*57</sup>、この「草案」が元田草案六であると見られている<sup>\*58</sup>。ところが、どの井上草案の中にも、元田草案六から影響を受けたと見られる所はない。そのため、元田から受け取った草案の文章を取り入れないということが、二五歳も年下の井上（元田は七三歳、井上は四八歳）にできたのかという疑問が出てくる。

しかし、井上は同年六月末に、自分の草案に対する意見を元田に求め<sup>\*59</sup>、その後も二人は書簡を通じて、修正意見をたびたび出し合っている。これらのことから、彼らの間には年の差を越えた信頼関係があったと見られる。それゆえ、井上は草案六を元田から受け取っても、その文章を自分の草案に無理に取り入れずに、自由に推敲を進めることができたと考えられ

る。

(原本では元田による) 修正後の草案六一は次の通りである。

【元田草案六一】

我皇祖皇宗国ヲ肇メ民ヲ育シ厥徳宏遠天壤窮リ無シ我臣民ノ祖先克ク忠ニ克ク敬シ万世易ラス是我国体ニシテ人道ノ基礎教育ノ本原ナリ

5 君ハ臣民ヲ愛シテ腹心股肱トナシ臣民ハ君ヲ敬シテ元首父母トナス父慈ニ子孝ニ兄友ニ弟恭ニ夫婦和順朋友相信ス之ヲ合セテ五倫ノ道トス此ノ五倫ヲ本トシテ推シテ他ニ及ホシ己カ欲セサル所ハ以テ人ニ施スコト無ク親族相睦シク郷隣相助ケ国人相保チ以テ億兆ヲ協和スルハ我国ノ大道ニシテ汝臣民ノ共ニ由ル所ナリ

此ノ大道ニ由ラント欲セハ智ヲ開キ仁ヲ体シ勇ヲ養ナハザルベカラス智ハ万物ノ理ヲ究メテ善ニ明カニ義ニ精シク進ンテ息マサルニアリ仁ハ国家万民ヲ保愛シテ公誠私無ク力行倦マサルニアリ勇ハ仰テ天ニ愧チス俯シテ人ニ忤チス剛果決断敢為撓マザルニアリ此三ツヲ以テ人ノ大徳トシ人性ノ固有ニシテ我国ノ善風美俗ヲ為ス所以ナリ

10 斯道斯徳ハ則祖宗ノ遺訓我国臣民ヲ教育スルノ原理ニシテ各国立教ノ異同ト風氣ノ変遷トヲ問ハス以テ古今ニ照シテ謬ラス以テ中外ニ施シテ悖ラス汝臣民ト共ニ永久ニ率由シテ失ハサランコトヲ庶幾フ

元田草案の最終的な浄書は現存せず、「元田草案はそのものとしては後に退いたが、井上草案に融合して完成文に到達した」と解釈されている<sup>\*60</sup>。そして、これまで見てきたように、井上からの影響を受けていない元田草案は、草案一〜三であり、元田自身の考えは草案三の段階で一通りまとまっていたと見られる。ただし、草案三の現在の所蔵場所を確認できなかったため、ここでは元田草案のまとめとして、草案二の内容を確認しておきたい。草案二は一二節から成っている。

一 「我 天祖国ヲ開キ民ヲ育シ 皇統一系天壤窮リ無シ我臣民ノ先祖我 天祖ヲ奉シ我子孫ニ伝ヘ億兆一心万世易ルコ

ト無シ君猶父ノ如ク民ハ猶子ノ如シ君民密着一体ニナラズ是我国家ニシテ 皇祖 皇宗ノ教トスル所天下臣民ノ共ニ道トスル所ナリ」

・天祖（天皇の祖先）が国を開き、民を育てた。天皇の家系は永遠に続く。臣民は心を一つにして天祖を永遠に敬い、君主と臣民は父と子のように密着する。これが日本の国体であり、皇祖皇宗の教えであり、臣民の進むべき道である。

二 「天下ノ達道五ツ君臣ヲ第一トス父子兄弟夫婦朋友之ヲ合セテ五倫ノ道トシ天下臣民ノ共ニ由ル所ナリ」

・世の中の不変の道德は、五倫である。

三 「君愛シ臣敬シ君臣一体ニシテ義其間ニ行ハル故ニ君臣義アリト云父慈ニ子孝ニ父子相合シテ親其間ニ行ハル故ニ父子親アリト云兄弟ノ順序アル夫婦ノ和シテ淫セス朋友ノ信ヲ以テ相交ハル之ヲ五倫ノ要義ト為ス」

・君主は臣民を愛し、臣民は君主を敬う。父は子を慈しみ、子は父に孝行する。兄弟はその順序を守る。夫婦は睦まじくする。朋友は信じ合う。これらが五倫の主意である。

四 「五倫ノ要義ヲ行フニ三ツノ徳アリ智仁勇ナリ此ノ三徳ハ 天祖伝フル所ノ三種ノ神器ニ顕ハレテ天下後世ニ示シ人々天性ノ固有ニ存ス此ノ三徳アリ以テ五倫ノ要義ヲ行ヒ推テ以テ天下万事ノ根本トナス者ナリ」

・五倫の主意を行うためには、智・仁・勇という三つの徳が必要である。人間はこの三徳を生まれつき持つており、三徳を基として五倫の主意を行うことが、世の中すべての根本である。

五 「智ハ明ラカニシテ分別スルヲ徳トス広ク万物ノ理ヲ知り善悪ヲ知り公私ヲ知り長短ヲ知り利害ヲ知ル而シテ能ク善ヲ取り悪ヲ捨テ公ニ従ヒ私ヲ去リ長ヲ用キ短ヲ棄テ利ニ就キ害ヲ避ケ扱フコトノ精シク守ルコトノ堅キ之ヲ智ノ徳トス徒ニ理ヲ知りテ義ヲ知ラス博識ニシテ約ヲ得サルハ以テ智トナスヘカラス」

・智は、物事を明らかにして分別する徳である。無駄に理屈っぽいことは智ではない。

六 「仁ハ公誠ニシテ博愛スルヲ徳トス第一吾君ヲ愛シ吾父ヲ愛シ兄弟夫婦朋友相愛シ以テ天下人民ニ及ヒ以テ天下ノ事

物ニ及ヒ悉ク愛育保合シテ温和慈良ノ一団結ト成ルヲ仁ノ徳トス優柔不断ハ以テ仁トナスヘカラス」

・仁は、誠実で博愛する徳である。優柔不断は仁ではない。

七 「勇ハ義アリテ剛果決断アルヲ徳トス其義理ノ為スヘキハ進テ為シ不義ノ為スヘカラサルハ敢テ為サス臣ト為テハ忠ニ死シ子ト為テハ孝ニ死シ取ルヘカラサルハ万金モ塵芥ノ如ク仁ニ当テハ大敵モ避ケサルヲ勇ノ徳トス粗暴激昂人ヲ侮リ上ヲ凌クカ如キハ勇トナスヘカラス」

・勇は、君主のために思い切った決断をする徳である。粗暴な態度や、激昂したり人を侮ったりすることは勇ではない。

八 「智仁勇ノ三徳之ヲ統フルニ一ヲ以テス一ハ誠ナリ誠ハ 祖宗惟神ノ道ナリ誠ヲ思フハ人ノ道ナリ神ノ道ニ随フヲ云ナリ神ノ道ニ随フハ忠信ヲ主トシ浮薄輕佻虚妄詐欺ノ行為ヲ戒シム之ヲ誠ヲ思フノ道ト云ナリ」

・智・仁・勇の三徳をまとめるものは、誠である。誠は主に忠と信のことであり、浮薄、輕佻、虚妄、詐欺などの行為を戒めることである。

九 「国体ニ由リテ道アリ道ニ由テ教アリ教育ハ我国人ヲ養成スル所以ナリ我国人ヲ養成セント欲シテ我国体ニ本ツカス我皇道ニ由ラス我 祖宗ノ教ニ率カハスシテ専ラ異国ノ文物理学ヲ採用スルハ猶魂魄ナキノ人ヲ粧飾スルカ如シ国家ヲ挙テ将ニ魂魄無ラシメントス国家ノ害是ヨリ太甚シキハナシ今独逸人ヲシテ仏蘭西人ニ模擬シ露西人ヲシテ英吉利国人ニ模擬セシメントセン乎其国ノ損害火ヲ見ルカ如クニシテ其決シテ模擬スルヲ欲セサルハ論ヲ待タザルナリ嗚呼我日本人ニシテ亦自ラ甘ンシテ異国人タラント欲シテ可ナランヤ」

・教育は日本人を養成する拠り所である。日本の国体に基づかない外国の教育方法では、魂のある日本人を養成することはできない。

一〇 「我国人ヲ養成スルハ何ヲ以テ先トスル日本国ノ精神ナリ氣魄ナリ徳性ナリ風俗ナリ我国体ヲ明カニシ忠君愛国ヲ奨励スルハ精神ヲ養成スル所以ナリ義ヲ重ンシ利ヲ輕ンシ武ヲ励マシ勇ヲ尚フハ氣魄ヲ養成スル所以ナリ礼讓ヲ

先ニシ廉恥ヲ守リ敦厚ヲ務メ節儉ヲ行フハ徳性ヲ養成スル所以ナリ老ヲ尊トヒ幼ヲ慈ミ祭祀ヲ慎ミ神祇ヲ敬シ婚娶ノ礼ヲ正クシ郷隣ノ交ヲ厚クスルハ風俗ヲ養成スル所以ナリ」

・日本人を養成する際には、まず、彼らに日本の精神・氣迫・徳性・風俗を身に付けさせなければならない。

一一 「物皆本末アリ学問ノ要本末ヲ明カニスルヲ先キトス 皇室ハ本ナリ天下ハ末ナリ我国ハ本ナリ海外諸国ハ末ナリ君父ハ本ナリ社会ハ末ナリ德行ハ本ナリ文芸ハ末ナリ国体風俗ハ本ナリ政事法律ハ末ナリ教育ハ本ナリ事業ハ末ナリ故ニ道德ヲ明カニシテ知識ヲ達シ彝倫ニ基ヒテ事業ニ及ホスヲ本末ヲ愆マラズトス 本末ヲ云ヘハ徳育ヲ本トシ知育ヲ次トシ体育ヲ末トス先後ヲ云ヘハ体育ヲ先キトシ知育ヲ次トシ徳育ヲ後トス然トモ体育知育モ徳ヲ離ルヘカラス故ニ徳育ハ三ツノ者ヲ貫ク者トス」

・物事には皆、本末がある。教育においては、徳育が本、知育がその次、体育が末である。

一二 「人ノ脳髓精神ヲ堅クスルハ幼稚ノ始ニアリ忠孝ノ道仁義ノ旨父母ノ懐ロノ中ヨリ養成スルヲ第一ノ教育トス国体ノ成立スル所以聖帝明君ノ創業ノ艱難忠賢義烈ノ事歴等諳熟諷誦セシメテ脳髓ヲ感覺シ自然ノ徳性ヲ養成スヘシ 中学ハ知ヲ発キ徳ヲ進ムルノ要路師範学校ハ天下生徒ノ方針ヲ定ムル所ナリ皆宜シク中正純良ノ人ヲ鑄造スルヲ目的トスヘシ 大学ハ将来補弼ノ器経国ノ才ヲ出スノ地タリ宜シク卓識碩学徳量俊秀ノ人ヲ養成スヘシ決シテ理学哲学化学等ノ諸科ノ芸技ノ達特ニアラサルナリ」

・人々には忠孝と仁義を幼少期からしっかりと教え込むべきである。中学では知識や道徳心を発達させ、師範学校では中正で純良な人を養成すべきである。大学は将来の日本の指導者を出す所であり、知識と道徳心を兼ね備えた俊秀な人を養成すべきである。

したがって、元田草案の特色は、国体を教育の源とし、五倫・三徳を中心に述べているところであると言える。そして、本節において、各草案の修正点に付けたコメントの他に、先行研究と異なる見方をした点は次の七つである。

一つ目は、元田は天皇から内密に起草命令を受けていた、と見たことである。

二つ目は、元田に起草のきっかけを与えた草案、すなわち、元田草案一の直前に書かれた草案は、他の中村草案ではなく「乙案」（本論文での「中村草案五―一」）である、と見る根拠として、草案の題を挙げたことである。

三つ目は、元田の修正の背景には、「乙案」の内容への対抗意識と、文部省関係者へのライバル意識がある、と指摘したことである。

四つ目は、草案二の上欄外の○印は、元田がその段落を残して、他の段落を削除しようとしていたことを表している、と見たことである。先行研究では、この印の意味は触れられていない。

五つ目は、元田は井上草案を受け取った後で元田草案四を書いた、と見る根拠として、元田草案四―一において「悖ラサルベシ」と書かれた所が、その上から墨で「悖ラス」に改められていることを挙げたことである。

六つ目は、元田が明治二三年六月「三十日朝迄」に井上にする返事として書いた草案は<sup>\*61</sup>、草案五ではなく草案四である、と見る根拠として、草案五の前半が残されていないことを挙げたことである。

七つ目は、元田と井上の信頼関係について言及したことである。先行研究では、この点は触れられていない。

ところで、本節の初めに述べたように、元田は儒教に基づいた国教を樹立し、「祭政教学一致」とすべきであると主張していた<sup>\*62</sup>。その一方で、元田は草案一から草案二への修正（<sup>35</sup>）で、「国体風俗ハ本ナリ政事法律ハ末ナリ教育ハ本ナリ」という言葉を加えている。すなわち、侍講兼枢密顧問官であった元田は、政治から一步離れていたため、政教一致を主張している、政治と教育を混合せずに、基本的には両者を分けて考えていたと思われる。

以上、本章では教育勅語の起草の契機と、勅語の成立過程の前半に着目し、第一節で、明治五年から二〇年頃までの德育事情について確認してから、教育勅語の起草の契機として、府県知事一同が明治二三年に「德育涵養ノ義ニ付建議」を出した要因を明らかにした。第二節で、同建議の後、教育勅語の起草に至った事情について確認してから、中村正直ら文部省関係者による教育勅語草案の推敲過程を明らかにし、第三節で、元田永孚の基本的な思想について確認してから、元田による

教育勅語草案の推敲過程を明らかにした。

本章第二節の「中村草案六」の考察で少し述べたように、井上は中村草案を批判する一方で、山県有朋から命令を受けて教育勅語を起草した。そして、直接的には、教育勅語は彼の草案を基にして成立したのである。井上の草案は、どのような推敲過程をたどったのであろうか。次の章では、この点について考察したい。

- \*1 元田永孚は、文政元（一八一八）年一〇月一日生く明治二四（一八九一）年一月二一日没。雅号は、東野、茶陽。明治一四年五月、一等侍講に就任し、明治二一年五月、枢密顧問官に就任した（日本歴史学会編『明治維新人名辞典』吉川弘文館、一九八一年、一〇〇一頁。秦郁彦編『日本近現代人物履歴事典』東京大学出版会、二〇〇二年、五二〇頁）。
- \*2 文部省編『学制百年史』資料編、ぎょうせい、一九七二年、七頁。教学大旨については、本章第一節の初め（明治五年から二〇年頃までの徳育事情）を参照。土屋忠雄は、「明治五年の「学制」は、その教育内容において、著しく徳育を軽視していた。……『教学大旨』に指摘されたように知育に偏向していたことは事実であった」と指摘している（土屋忠雄『明治前期教育政策史の研究』文教図書、一九六二年、三五九頁）。
- \*3 前掲『学制百年史』資料編、七頁。小学条目二件については、本章第一節の初め（明治五年から二〇年頃までの徳育事情）を参照。
- \*4 海後宗臣『元田永孚』文教書院、一九四二年、一五九頁。
- \*5 前掲『学制百年史』資料編、一四頁。
- \*6 元田竹彦・海後宗臣編『元田永孚文書』第一卷（自伝・日記）、元田文書研究会、一九六九年、一七六〜一七七頁。「古稀之記」の執筆年については、同右、一七三頁を参照。東山・北陸・東海三道の巡幸については、本山幸彦『明治国家

- の教育思想』思文閣出版、一九九八年、一四九頁を参照。
- \*7 前掲『日本近現代人物履歴事典』五二〇頁。
- \*8 元田竹彦・海後宗臣編『元田永孚文書』第二卷（進講録）、元田文書研究会、一九六九年、一一二～一一三頁。執筆年については、同右、三六二～三六三頁を参照。
- \*9 前掲『学制百年史』資料編、七頁。
- \*10 同右。
- \*11 前掲『元田永孚』一四一～一四二頁。教育議附議については、本章第一節の初め（明治五年から二〇年頃までの德育事情）を参照。
- \*12 同右、一五九頁。
- \*13 同右、一四二～一四三頁。
- \*14 同右、一四五～一四六頁。
- \*15 同右、二〇四～二〇六頁。
- \*16 海後宗臣『教育勅語成立史の研究』東京大学出版会、一九六五年、二一五頁。
- \*17 本論文第二章第二節の「井上草案一」と「井上草案二」を参照。
- \*18 稲田正次『教育勅語成立過程の研究』講談社、一九七一年、八頁。
- \*19 前掲『教育勅語成立史の研究』二二六～二二三頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』一八八～一九三頁。梅溪昇『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』青史出版、二〇〇〇年、七三～七四頁。
- \*20 前掲『教育勅語成立史の研究』二一七頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』一九三頁。
- \*21 前掲『教育勅語成立史の研究』二一六頁。

- \*22 同右、二四九頁。
- \*23 前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』七二頁。
- \*24 前掲『教育勅語成立過程の研究』一九二～一九三頁。
- \*25 芳川顕正「教育勅語御下賜事情」（国民精神文化研究所編『教育勅語渙発関係資料集』第二卷、国民精神文化研究所、一九三九年、四五六頁）。
- \*26 前掲『教育勅語成立史の研究』二一五頁。
- \*27 本章第二節の「中村草案六」を参照。
- \*28 本章第一節の初め（明治五年から二〇年頃までの德育事情）を参照。
- \*29 前掲『教育勅語成立史の研究』二二三～二二七頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』一九三～一九五頁。
- \*30 前掲『教育勅語成立史の研究』二二三～二二四頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』一九三頁。
- \*31 皇祖は天照大神から神武天皇まで、皇宗は綏靖天皇から前代までの歴代の天皇を指している（野口伐名『井上毅の教育思想』風間書房、一九九四年、三一六頁）。
- \*32 前掲『教育勅語成立史の研究』二二七頁。
- \*33 同右。
- \*34 同右、二二七～二二九頁。
- \*35 同右、二三六～二四一頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』二一二～二一五頁。前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』七四～七七頁。
- \*36 この史料のマイクロフィルムは、国会図書館憲政資料室所蔵『元田永孚関係文書』の「元田永孚文書」三、リール番号23、53～55コマ。

- \*37 前掲『教育勅語成立過程の研究』二二二～二二五頁。
- \*38 同右、一〇頁。
- \*39 前掲『教育勅語成立史の研究』二三七頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』二一二頁。
- \*40 井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料篇第四、国学院大学図書館、一九七一年、六〇二頁。
- \*41 井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料篇第五、国学院大学図書館、一九七五年、二一九～二二〇頁。
- \*42 「井上草案一」と「井上草案二」については、本論文第二章第二節を参照。
- \*43 前掲『教育勅語成立過程の研究』二一一～二一二頁、二一四～二一五頁。
- \*44 本論文第二章第三～四節を参照。
- \*45 前掲『教育勅語成立史の研究』二四一～二四二頁。
- \*46 この史料のマイクロフィルムは、前掲『元田永孚関係文書』の「元田永孚文書」三、リール番号23、56～57コマ。
- \*47 前掲『教育勅語成立過程の研究』二一三頁。
- \*48 前掲『教育勅語成立史の研究』二四二頁。
- \*49 前掲『教育勅語成立過程の研究』一〇頁。
- \*50 前掲『教育勅語成立史の研究』二四二頁。
- \*51 「元田草案五」はもともと二枚の紙に書かれていたが、前半の一枚は紛失されたと見られている（同右）。
- \*52 同右、二四三～二四五頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』二二三～二二六頁。前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』七八頁。
- \*53 この史料のマイクロフィルムは、前掲『元田永孚関係文書』の「元田永孚文書」三、リール番号23、50～52コマ。
- \*54 前掲『教育勅語成立過程の研究』二二三～二二六頁。

- \*62 \*61 \*60 \*59 \*58 \*57 \*56 \*55  
 同右、一〇頁。
- 前掲『教育勅語成立史の研究』二四三頁。
- 前掲『井上毅伝』史料篇第五、二二〇頁。
- 前掲『教育勅語成立過程の研究』二一五頁。
- 明治二三年六月二八日付の元田宛井上書簡（前掲『井上毅伝』史料篇第四、六〇二頁）。
- 前掲『教育勅語成立史の研究』二四六頁。
- 明治二三年六月二九日付の井上宛元田書簡（前掲『井上毅伝』史料篇第五、二一九～二二〇頁）。
- 元田永孚「教育議附議」（前掲『元田永孚』一四二～一四三頁）。

## 第二章 井上毅草案の推敲過程

### 第一節 井上毅の思想形成

本章では、教育勅語の成立過程の後半について考えたい。第一節で、井上毅（法制局長官）の青少年期とその後の思想との関連を明らかにし、第二～四節で、井上の起草理由について確認してから、彼の教育勅語草案（明治二三年六月二〇日付の山県有朋宛井上書簡に添えられた草案）を基とした諸草案（「井上草案」）の推敲過程と、井上の役割を明らかにすることを試みる。そして、最後に教育勅語の下賜方法の決定について確認しておく。

井上草案の推敲過程は二〇段階に及ぶ。本章では、それを三つに分けて、第二節で「草案一」から「草案五」まで（井上の起草から、一回目の上奏案の作成まで）、第三節で「草案六」から「草案一五」（複写版の作成）まで、第四節で「草案一六」から「草案二〇」（草案の完成）までを考察する。

井上草案を見る前に、本節では、井上の青少年期とその後の思想との関連について考察しておきたい。

井上は教育勅語草案をはじめ、様々な文書において儒教を重視し、その一方でキリスト教を批判している。例えば、井上は「儒教ヲ存ス」（明治一四～一五年頃）で、キリスト教が怪しいものであるのに対して、儒教は立派な教えである、と次のように述べている。

其（キリスト教のこと―引用者注）所謂聖書ナルモノヲ讀ミ、耶蘇伝ヲ一閱スルニ及ンテ、始テ其浅近ニシテ、取ルニ足ラサルヲ知ル、……其説亦天神ヲ仮托シ、自ラ神子ト称シ、密法幻術ヲ行ヒ、未来ノ賞罰ヲ転シテ、更ニ現世ノ神通ヲ示ス、一生ノ言行、一ノ神怪ナラサルハナシ、……其（孔子と孟子のこと―引用者注）言、布帛菽粟、一毫ノ神怪ナク、一点ノ禍胎ナシ、真ニ千古ノ卓見ト云フヘシ、……余宇内ノ書ヲ読テ、断然トシテ、儒教ヲ以テ正大第一トス、……

：仰キ願クハ、今日ニ在テ広く万国ノ長短ヲ鑑ミ、治具、民法、農工、百般ハ、之ヲ西洋ニ取り、支那ノ衰風ヲ刪リ、又倫理名教ノ事ニ至テハ、断然天下ニ布キ示シ、古典国籍ヲ以テ父トシ、儒教ヲ以テ師トシ、…以テ百世ノ後、論定ルヲ待チ給ハンコトヲ<sup>\*1</sup>

井上は西洋のものをすべて否定しているわけではない。だが、彼によれば、キリスト教は浅くて、取るに足らない怪しいものである。それに対して、儒教は真に永遠の卓見であり、世の中で最も正しくて立派な教えであり、師とすべきものである。儒教には怪しいところや、災いを招くようなところがまったくない、と井上は捉えている。

その後、井上は大日本帝国憲法体制において忠と孝を重視し、「今我國民ノ習慣上何物カ尤モ此ノ憲法ノ首腦ト關係アルヤト尋ヌルニ父子ノ關係是レナリト答フベシ…夫レ家ハ小国家ニシテ父子ハ小君臣ナリ…未タ家ニ孝ニシテ国ニ忠ナラサルモノアラズ…父子ノ關係ハ君臣ノ關係ニ影響ヲ及スヘキ固ヨリ明ナリ」と述べている<sup>\*2</sup>。あるいは、彼は教育勅語草案の初稿から一貫して、その中心に五倫を書いたり<sup>\*3</sup>、文部大臣時代に「五倫は人とし人たるものゝ世に生活する為に必履み行ふべき道」であると述べたりしている<sup>\*4</sup>。

このような井上の儒教思想の基盤は、青少年期に形成されたと見られており、彼の青少年期については、野口伐名『井上毅の教育思想』（風間書房、一九九四年）、木野主計『井上毅研究』（続群書類従完成会、一九九五年）、家永三郎「教育勅語」（家永三郎『家永三郎集』第三卷、道徳思想史論、岩波書店、一九九八年）などで考察されている。

しかし、これらの研究では、井上の青少年期とその後の思想との関連について、まだ明らかにされていない部分がある。したがって、本節では、井上の青少年期を五つ――①長岡監物の必由堂<sup>\*5</sup>、②木下鞆村の木下塾<sup>\*6</sup>、③時習館菁莪齋（肥後藩の藩校）、④横井小楠と安井息軒<sup>\*7</sup>、⑤欧州視察――に分けて、井上がその環境で何をどのように学習し、それが彼にどのように影響したのかについて明らかにしたい。

長岡監物の必由堂（井上、一〇〇一五歳。嘉永五年一月〜安政四年七月）

天保一四年一月一日（一八四四年二月六日）、井上毅は飯田権五兵衛と美恵の三男として熊本坪井で生まれ<sup>\*8</sup>、幼名を多久馬といった<sup>\*9</sup>。古城貞吉によれば、「先生（井上のこと―引用者注）の生家飯田氏は、肥後細川公の三家老の一として、禄高一万五千石を食みたる長岡監物（今の米田男爵家）の家臣で中小姓を勤め、年米二十五俵を受けられたが、家は甚々貧困で、其の住宅も余り広からざる茅屋であった」という<sup>\*10</sup>。なお、彼の姓が井上になったのは、慶応二（一八六六）年二月二一日、井上茂三郎（肥後藩士）の養子になってからのことであるが<sup>\*11</sup>、本論文では「井上」で統一する。

「幼穉の時から穎悟絶倫」であった井上は、嘉永五（一八五二）年一月一日、数え年で一〇歳の時、長岡が塾長を務める米田家の家塾「必由堂」に入門し、そこで「初歩の教育」を授けられた<sup>\*12</sup>。

必由堂は「大体に於て徂徠先生、南郭先生以来の学風」であったと伝えられており<sup>\*13</sup>、井上は儒学の中でも、古学派の古文辞学派の儒学を授けられていたと見られる<sup>\*14</sup>。後に、井上は教育勅語草案の推敲過程において、『詩経』『春秋左氏伝』『尚書』『中庸』にある言葉をそのまま勅語に取り入れるように、元田永孚に求めている<sup>\*15</sup>。経書を重んじる井上の考え方は、必由道の教育によって形成されたと思われる。

そして、「必由堂に於ける文芸の修業は時習館と其順序を異にせるが、但し大学より先きは時習館に於けると同じ」という程度の高いものであったが<sup>\*16</sup>、その中でも井上は「十二三歳の頃には、早くも無点の文選」や「左伝・史記など」を「流暢に誦読し」、「諸人皆舌を捲いて驚嘆した」ほど優秀な生徒であったと見られている<sup>\*17</sup>。

このような井上を指導していた長岡は、横井小楠と共に肥後実学党の指導者であった<sup>\*18</sup>。肥後実学党は「専ら治平の学を究め、利用厚生の術を講じ、力を経国済民、殖産興業に致し」ていたと見られている<sup>\*19</sup>。また、長岡は「忠孝の一致」・「文武の兼修」・「学問と事業の一致（実践性）」などを特色とした水戸学に深く傾倒した人であったと見られており<sup>\*20</sup>、平山岩彦は、「必由堂教育の主張は『和魂漢才に水戸学風真の髓を加へて人物を作るにあり』といふので尽きるようである」（傍点原文）と述べている<sup>\*21</sup>。

そして、水戸学は井上を通じて教育勅語の中に入っていると見られる。教育勅語の中に「我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ」、「学ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓発シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ広メ世務ヲ開キ」という言葉があるが、前者は「忠孝の一致」、後者は「学問と事業の一致」であると言える。野口が言うように、井上は「かれの人間形成や思想的骨格の形成において、長岡監物を通じて水戸学思想の深い影響を受けていた」と見てよいだろう<sup>\*22</sup>。

したがって、井上が経書や「学問と事業の一致」を重視していることは、一〇〜一五歳頃に五年六か月にわたって、長岡から古文辞学派・水戸学系の教育を受けたことによると考えられる。ただし、ある研究によれば、人間は一五歳くらいにならないと、抽象的な事柄を正確に理解できないと言われている<sup>\*23</sup>。そのため、いくら井上が優秀であったとはいえ、長岡の教えの中の抽象的な部分については、当時はまだ正確に理解できていなかったと思われる。

#### 木下鞆村の木下塾（井上、一五〜二〇歳。安政四年七月〜文久二年一〇月）

必由堂で「非常の勉学を以て」優秀であった井上は<sup>\*24</sup>、安政四（一八五七）年七月二四日、一五歳の時に長岡から薦められて、木下鞆村（犀潭）の「木下塾（鞆村書屋）」に入門した<sup>\*25</sup>。長岡が井上を木下に託した理由について、野口は、「（一）長岡監物がかねてから木下犀潭の学問と教育に絶大なる信頼を置いていたことと、（二）木下犀潭の教学が、時習館の教官にあつては異例な、しかも独自の実学派に属していたことに事由があつた」と推測している<sup>\*26</sup>。木下は時習館の訓導を務める傍ら、自分の塾を開き、また、必由堂で安政三（一八五六）年三月から月に三回、儒学の勉強会を指導していた<sup>\*27</sup>。つまり、井上は少なくとも、必由堂にいた一四歳の時から木下塾を出るまでの六年七か月間は、木下の下で学んでいたということである（井上が時習館でも木下から学んでいたかは、明らかでない）。

塾の中で群を抜いていた井上は<sup>\*28</sup>、竹添進一郎（光鴻）・木村弦雄と共に「木門の三秀才」と称され、木下からも、「彼れ年幼なるも、筆を執つては、関西に並ぶ者なかるべし」と高く評価されていた<sup>\*29</sup>。

木下は朱子学に固執せず、世界の大勢を通観し、兵略を講究するために洋学を奨励していたと見られている<sup>\*30</sup>。木下の教

学について、竹添は「木下先生行状」で、「先生ノ学主ニ洛閩（朱子学のこと―引用者注）、而シテ墨守為サズ」（原漢文）、  
 「西人ニ及ブノ学興リ、門人或ハ其ノ書ヲ講ズル者有リ、勉ヲ以テ大勢ヲ通觀シ、兵略ヲ講究ス」（原漢文）と述べ<sup>\*31</sup>、安井  
 息軒も、木下が江戸を去る際の「送別の辞」で、「其ノ学、宋儒（朱子学のこと―引用者注）ヲ純守シ……其ノ学、時ニ洛  
 閩ニ於テ溢レル」（原漢文）と述べている<sup>\*32</sup>。

また、野口は、「木下犀潭が渋江松石、桑満伯順（桑満は木下の師、渋江は桑満の師―引用者注）を通じて、『古学派の徂  
 徠学派』を学んだことは明らかで、後の大成した犀潭学に徂徠学の經世済民の思想が継承されていることは想像に難くな  
 い」と指摘している<sup>\*33</sup>。

木下が師の桑満から、徂徠学（古文辞学派）の「經世済民の思想」を継いでいた、と見るのは自然である。また、実学重  
 視の長岡が、自分の塾（必由堂）で開く勉強会に木下を師として招いたり、井上という優秀な弟子を彼に託したりしている  
 ことから、木下は「經世済民の思想」を持っていたと考えられる。つまり、木下は単に朱子学に固執していなかったのだ  
 はなく、学派の枠にはまらずに儒学に通じ、かつ洋学にも通じた、視野の広い人物であったと見られる。

そして、竹添によれば、木下は生徒に対して一定の尺度を用いずに、一人一人の資質を見て指導し、「孔子の下では、弟  
 子はそれぞれの器量に合わせて科を分けられ、皆が世の中に適するように指導されたが、現在の教育は、これとまさに反対  
 で、実用的な才能を育てることが難しい」と語っていた。竹添は「木下先生行状」で、「人才ヲ造就シ、資稟ヲ視テ近キ所  
 ニ之ヲ誘フ、一定ノ繩尺ヲ以テ律セズ、嘗テ曰ク、……聖門ノ教、器ニ随ヒ科ヲ分ケ、皆以テ世ニ適シテ用ヒルニ足ル、後  
 世門戸ノ学、与此レト正ニ相反ス、実才ノ所以テ得難キ也」（原漢文）と述べている<sup>\*34</sup>。

このような木下の個性尊重教育は、「其の説全く近代教育学の力説する個性完成と符合している」<sup>\*35</sup>、あるいは、「かの自  
 学自習を奨励し生徒をして自ら啓発する所あらしむる所謂自発活動主義は断じてダルトンプラン（Dalton Laboratory Plan  
 のこと―引用者注）の独占物ではない」と高く評価されている<sup>\*36</sup>。

ところで、井上の儒教思想は現実的・実践的であると見られる。例えば、本節の初めに述べたように、彼は「儒教ヲ存

ス」で、儒教には怪しいところがまったくないと述べているが、『春秋左氏伝』は「伝奇小説」のように怪しい、と例外を認めて、「左伝、神怪不経、恐クハ占卜家ノ手ニ成ル、後世伝奇小説ノ類ナルノミ」と述べている<sup>\*37</sup>。また、井上は実践力に乏しい儒教を批判し、時習館居寮生の頃（文久三年元旦）、「章ヲ摘ミ句ヲ取ルハ兒戯タルヲ知ル、更ニ単刀ヲ要シ本根ヲ截ツ」（原漢文）と述べたり<sup>\*38</sup>、その後、「儒教ヲ存ス」で、「後世儒教変シテ、文字癖トナリ、陳編ニ沈ミ、詞章ニ泥ミ、科学ヲ知ラス、実業ヲ忘ル、学者盛年ノ精神、一切之ヲ虚文ニ用牛徒二人ヲ愚ニスルニ足ルノミ」と述べている<sup>\*39</sup>。

そのため、井上は伊藤博文から、「明治維新以来沢山の学者が居たが井上の如く経国の事に涉りて学問を實際に応用した者は恐らくなからう」と評されたり<sup>\*40</sup>、小早川秀雄から、「先生（井上のこと―引用者注）の学問は学問としての学問にあらず総て経世有用の学問也」と評されたりしている<sup>\*41</sup>。

井上は教育勅語草案に関しても現実的であった。彼は宗教的な争いを避けるため、儒教を草案の前面に出さないようにしている<sup>\*42</sup>。あるいは、彼は草案の初稿に、「各々其ノ器ヲ成シ小ニシテハ生計ヲ治メ大ニシテハ公益ヲ広メ」という言葉を入れて<sup>\*43</sup>、「公」の土台として「各々」に目を向けている。

したがって、井上が現実的・実践的な儒教思想を身に付け、個人を尊重していることは、長岡から水戸学系（学問と事業の一致）の教育を受けた後、さらに一四〇歳頃に六年七か月にわたって、木下から視野の広い経世済民の教育と、個性尊重教育を受けたことによると考えられる。

### 時習館菁莪齋（井上、二〇〇〜二三歳。文久二年一〇月〜慶応元年十一月）

文久二（一八六二）年一〇月二十九日、井上は二〇歳の時に米田家から、「時習館居寮被仰付、弥以学問研究イタシ候様被仰付旨、御奉行ヨリ御直ニ御達之段可申聞旨、被仰渡候事」と達せられ<sup>\*44</sup>、時習館菁莪齋への入門を許可された。

時習館は下から順に、一〇歳頃からの「句読齋・習書齋」、「蒙養齋」、「講堂」、「菁莪齋」と四級に分かれており<sup>\*45</sup>、漢学、習字、習礼、算術、音楽、古実などが教えられていた<sup>\*46</sup>。これを現代の教育制度に当てはめると、句読齋・習書齋は初等科、

蒙養齋は中等科、講堂は高等科、菁莪齋は研究科に相当すると見られている<sup>\*47</sup>。小早川によれば、菁莪齋の門下生は将来「藩政の要地」に就く者として期待された、「僅かに十人にも達せざる少数」であった。彼らは藩から学費を給付され、「居寮生」と称された通り、寮に入って学問に専念した。小早川は、「居寮生とは幾多藩中の子弟より学力才幹の衆に秀で群を抜き<sup>（ハツマ）</sup>将来有望の目ある者を探りて之を特待し学費を給し優遇を為して館中の寮舎に居らしめ学問を勉強せしめ他日之を重用して藩政の要地に立たしむる者にして其数は僅に十人にも達せざる少数なれば此待遇を受くるは学生無上の名誉にして又登龍門に躋りたる者なり」と述べている<sup>\*48</sup>。

菁莪齋には時習館「講堂生の篤学者」や<sup>\*49</sup>、千石以上の肥後藩士の嫡子は優先的に入門することができ、また、訓導などから推薦された、藩の中で優秀な者は試験の結果次第で入門することができた<sup>\*50</sup>。井上は長岡や木下から推薦されたと見られている<sup>\*51</sup>。居寮生には大抵、細川家の直参が選ばれており、井上のように「陪臣より採用するの例は古来極めて僅少にして、之を絶無と称するも差支なき程」であった<sup>\*52</sup>。なお、下田一喜編『稿本肥後文教史』（共力舎、一九二三年）では、米田家の「臣下の中極めて稀に時習館に出でたるもあるが、井上梧陰先生の如きは藩公より招かれて居寮生となる、他に類例なしといふ」（傍点引用者）と述べられ<sup>\*53</sup>、井上毅伝編纂委員会編『井上毅伝』史料篇第三（国学院大学図書館、一九六九年）でも、井上は「藩命によつて藩費時習館居寮生となつてゐる」と見られている<sup>\*54</sup>。だが、木野は木下韓村の文久二（一八六二）年閏八月二四日の日記から、井上は少なくとも二日間にあたる試験を受けて入門したと考えている<sup>\*55</sup>。

ところで、アメリカにおけるある研究では、教育程度・学歴の高い人々には、次のような政治的傾向があると見られている<sup>\*56</sup>。

- 一 自分は政治過程に影響を及ぼすことができ、政府は自分のこと・自分の見解を考慮しており、政治権力への接近の途は自分にも開かれていると考える。
  - 二 政治的問題に強い関心を持ち、それに深く係わっている。
- さらに別の研究では、教育程度の高い人々には、宗教上の反対意見を持つ人々の言論の自由を支持する傾向があると見ら

れている。<sup>\*57</sup>

井上について見てみると、彼は「思付いたことは、必ず言つて隠す所」のない、<sup>\*58</sup>「剛直不屈の氣象」であつたと見られており、<sup>\*59</sup>「辛未学制意見」（明治四年一月）、官吏改革に関する無題の意見書（明治七年四月）、「試草呈大久保公」（明治七年）、「十四年 進大臣」（明治一四年一月七日）などで自分の意見を積極的に述べ、<sup>\*60</sup>さらに、明治二二年には、大隈重信（外務大臣）の条約改正案（特に外国人の法官任用条項）に猛然と反対している。<sup>\*61</sup>

その一方で、本節の初めに述べたように、井上はキリスト教を取るに足らない怪しいものとして批判しているが、キリスト教の即刻排除までは唱えていない。例えば、井上は時習館居寮生の頃（元治元年）、キリスト教は仏教より「倫理ヲ敗ルコト」が少ないと見て、横井小楠との対話（「沼山問答」）の中で、「仏ノ害耶蘇ニ比ヘ候エハ倫理ヲ敗ルコト甚シク候義尤ノコトニ被存候」と述べている。<sup>\*62</sup>

井上は官僚になつてからも、キリスト教に対して穏健な考えを示していた。彼は日本ではキリスト教をまだしばらく放つておいてよいと考えて、「為山県内務卿代草」（明治一七年）で、「我国仏教ノ外其他ノ宗教ニ至テハ未タ教会ヲ認可スルノ資格ニ達セサルナリ、其故一ハ、信仰ノ数、仍ホ甚タ低度ニ居ル、二ハ、外国ノ宣教ニ倚頼シ、教会ノ中心ハ外国ニ在テ内国ニ在ラズ、三ハ、未タ教会ノ組織ヲ構成スルニ足ラズ、此ノ三ノ理由ニ因リ、姑ク之ヲ不問ニ附シテ可ナリ」と述べている。<sup>\*63</sup>また、井上は「神祇局意見 宗教論」第三書（明治一七年四月一九日）で、治安維持のため、仏教徒とキリスト教徒の「軋轢」への対策として、「法律上各宗旨ノ自由ヲ許ス」ことを提言している。<sup>\*64</sup>あるいは、彼は、キリスト教がヨーロッパの人々の精神を育てていると見て、「故森文部大臣の教育主義」（明治二二年三月九日）で、「欧羅巴には宗旨（キリスト教のこと―引用者注）があつて少年の精神を確むる故に、其結果を得て居る」と述べている。<sup>\*65</sup>

したがって、井上が自分の意見を積極的に表したり、キリスト教との共存を提言したりしていることは、二〇〜二三歳頃に三年一か月にわたつて、時習館菁莪齋というエリート養成機関で学んだことによると考えられる。

横井小楠と安井息軒（井上、二二〜二六歳。元治元年一〇月〜慶応四年三月）

元治元（一八六四）年一〇月末、井上は時習館居寮生であった二二歳の時、沼山津の草廬に横井小楠を訪ねて<sup>\*66</sup>、横井から、争いの元になるキリスト教を絶対に日本に入れてはならない、と次のように説かれている。なお、この対話は「沼山問答」と呼ばれている。

此ニ一ツノ慮ルベキコト御座候仏日本ニ入シ以来其教深ク民心ニ染タリ今耶蘇教ト姑ク其説ノ是非ヲ論ゼズ只耶蘇若モ日本ニ入込候エバ必仏トノ宗旨争ヲ起シ乍ニ乱ヲ生シ生靈ノ塗炭ト相成可レ申此患顕然タルコトニテ何分ニモ耶蘇教ヲ入レ込候テハ相成マジク被存候全体宗旨乱ト申スコト成程不慮ノ変ヲモ起シ至極恐ルベキモノニ候日本ノ神道ナドモ尤害アルモノニテ近来水戸長州ノ滅亡ヲ取候ニテ知ラレ候<sup>\*67</sup>

横井は、もしキリスト教が日本に入れば、必ず仏教との「宗旨争」が起こり、これが国全体に広がって「宗旨乱」になれば「不慮ノ変」も起こり、「至極恐ルベキモノ」になると考えていた。

そして、井上は「沼山問答」から間もない頃に、開国によって日本の風習や国体が変わることだけでなく、キリスト教が日本人の心に「伝染」することを非常に恐れている。彼は交易に関する意見書で、「今外国ト、全体ノ国体不レ同ヲモ顧ズ、交易シテ彼此ヲ平均セバ、不レ久人心モ彼ニ平均サレテ、風習モ変シ、国体モ失ヒ、終ニハ耶蘇教ヲモ伝染スル様ニ成果ツベキナリ、大ニ可レ恐コトナラズヤ、……彼ノ大砲モ恐ル、ニ足ズ、巨艦モ恐ル、ニ足ズ、只恐ルベキハ此邪説ナリ、古人ノ邪説之害甚於洪水猛獸ト云シコト、思合サレタリ」と述べている<sup>\*68</sup>。

ところで、時習館菁莪齋には、優秀な成績での満期（三年）を迎えた者は、藩から遊学を許可されるという制度があった<sup>\*69</sup>。井上はこれに該当し、慶応元（一八六五）年一月、菁莪齋を満期で退寮する際に米田家から、「退寮イタシ候テモ、不相変赴館イタシ、居寮生同様相心得勤学致候様、御奉行ヨリ御直ニ御達有之候、此段可申聞旨被仰付候事」と達せられ<sup>\*70</sup>、

その後も居寮生と同様に学問に励むことになった<sup>\*71</sup>。そして、慶応二年六く九月、井上は第二次長州戦争に「宿舍係の一員」として小倉へ従軍した後<sup>\*72</sup>、慶応三年九月く慶応四年四月、横浜や江戸へ仏語遊学をし、林正十郎（開成所の教授職並）などから学んだと見られている<sup>\*73</sup>。

その間の慶応三年一二月く慶応四年三月、井上は二五く二六歳の時、江戸の安井息軒の三計塾で学んだ<sup>\*74</sup>。

安井はキリスト教排斥論者であった。彼は、「耶蘇已マズンバ陥ツテ無君無父ノ人ト為ル。邪説ノ人ヲ惑ハス、阿片ノ飲夢ヲ醸スガ如シ」と述べている<sup>\*75</sup>。安井の『弁妄』（明治六年五月）は、キリスト教が「君と父、国と家をないがしろにすることを非難し、また天地創造やアダム、イブ物語りを妄誕であると主張したものである」と見られており<sup>\*76</sup>、安井が「耶蘇教に対する世間の迷妄を啓こうとして」著したものであるとか<sup>\*77</sup>、「日本の旧き思想を以て新しき信仰を批判したる最も聡明なもの」であるとか<sup>\*78</sup>、「明治初年におけるキリスト教排斥の最大の論文」であると評されている<sup>\*79</sup>。

安井がキリスト教を排斥した主な理由は、隅谷三喜男によれば、次の三つである<sup>\*80</sup>。一つ目は、聖書の記述は荒唐無稽であるから。二つ目は、キリスト教は忠孝の道を軽んじるものであるから。三つ目は、キリスト教は破壊的で、至る所に争論の種子を播くからである。

井上は遊学後、単にキリスト教を批判するのではなく、あらゆる宗教・宗派による争いを警戒している。例えば、彼は「儒教ヲ存ス」で、ヨーロッパ諸国における「中世ノ大乱」の多くは、キリスト教の「教旨」に限らず、様々な「教旨」が原因になっている、と次のように述べている。

洋史ノ載スル所、十字軍百年ノ戦、新旧三十年ノ争、皆人ヲ殺スコト幾千万、其他、羅馬法王ノ専裁、僧門ノ横暴、各國中世ノ大乱、大抵皆教旨ノ禍、其惨酷ナルコト、実ニ洪水猛獸ノ比フヘキニアラス、……専ラ教旨ヲ以テ兵ヲ用ユルノ機械トシ、東西二万余里ヲ侵シ奪ヒタリ、是蓋シ神教ノ通患、独リ耶蘇ノミニアラス、凡ソ神明ヲ仮リ、人民ヲ誘フモノ、流传スルコト、必ス易シ、而シテ其害ハ血ヲ流スニ至ル<sup>\*81</sup>、

また、井上は教育勅語の起草の際には、この勅語が「宗旨上ノ争端ヲ引起スノ種子トナル」ことを避けるため、これに「敬レ天尊神等ノ語」や一つの宗旨に偏った語を入れないように、山県有朋へ注意を促している<sup>\*82</sup>。

したがって、井上がキリスト教を批判したり、宗教・宗派による争いを警戒したりしていることは、二二〜二六歳頃に、横井と安井からキリスト教排斥論を説かれたことによると考えられる。梅溪昇や野口は、井上のキリスト教排斥態度の形成には、安井からの影響が大きかったと見ているが<sup>\*83</sup>、横井からの影響もあると思われる。

#### 欧州視察（井上、三〇〜三一歳。明治五年九月〜明治六年九月）

横浜や長崎での仏語遊学を終えた井上は、明治三（一八七〇）年九月二〇日、大学小舎長に任ぜられ、明治五年二月一五日、司法中録に任ぜられた<sup>\*84</sup>。そして、彼は欧州各国の司法制度を調査するため、明治五年九月から一年間、三〇〜三二歳の時、河野敏鎌（司法少丞）、鶴田皓（明法助）、岸良兼養（司法権中判事）、益田克徳（司法省八等出仕）、沼間守一（司法省七等出仕）、名村泰蔵（司法省七等出仕）、川路利良（警保助）らと共に洋行した<sup>\*85</sup>。

井上ら一行は明治五年九月一三日に横浜を出航し、一〇月二八日にマルセイユ、十一月一日にパリに到着した<sup>\*86</sup>。明治六年、井上は鶴田、岸良らと共に、パリ大学でボアソナードから三か月にわたって「憲法及び刑法」を学び<sup>\*87</sup>、同年九月六日に帰国した。野口は、「井上毅が、この欧行を通じて、西欧における近代的な人間観に直接肌で触れたことによって、近代的な人間観を形成・確立していったその意義は極めて大きい」と指摘している<sup>\*88</sup>。

井上は帰国後、人権を尊重する記述を残している。ヨーロッパで、国民の「身体ノ自由、家宅ノ不侵」を「治罪ノ原則」としていることを実感した井上は、『治罪法備考』上編第一（明治七年八月）の緒言で、日本でも「断シテ拷訊ヲ廃スル」べきである、と次のように述べている。

毅等、命ヲ奉シ西航スルノ日、目視ル所ニ据ルニ、囚ノ獄ニ在ルハ、幾ント兵ノ營ニ在リ、兎ノ鬢ニ在ルニ等シ、衢ニ縛ヲ受ルノ賊ヲ見ズ、訟廷対理、衣髮常ノ如シ、之ヲ問テ後ニ、方ニ其何レカ罪人タルコトヲ知ル、絶エテ菜色鬼面ナシ、退イテ其然ル所以ヲ問フニ、蓋シ各国建国法、首メニ身体ノ自由、家宅ノ不侵ヲ掲ケテ、以テ治罪ノ原則トシ、凡ソ被告人、其ノ裁判宣告ノ日ニ至ルマテ、視テ無罪人トシ、不法ノ拏捕勾留必ズ重律ヲ以テ嚴究ス、……（日本では引用者注）但タ凡ソ罪ヲ定ムルハ、必ズ口供結案ニ据ル、是レ拷訊ノ用ヒ仍ホ已ムコトヲ得ザル所以ニシテ、其ノ実所謂口供結案ナル者、即チ正ニ隋唐以来ノ陋風ニ坐スルナリ、話聖東氏ワシントン、亜墨利加ノ建国法ヲ定ム、曰、何等ノ罪ニ於テモ、自ラ己レニ害スルノ証拠ヲ為スコトヲ強ユベカラズト、……歐洲各国、罪人ノ口供ハ、甘服承認スル者ト云ドモ、視テ以テ証款ノ一端トスルニ過キズシテ、据テ以テ結案トスルコトナンママ、話聖東ノ此ノ原則ヲ定ムル、即チ断シテ拷訊ヲ廢スル所以ナリ、今マ拷訊ヲ廢セント欲セバ、先ツ口供結案ヲ廢セザルベカラズ（ルビ原文）<sup>\*89</sup>、

井上によれば、アメリカの建国法では、自白の強要が禁止されている。そして、ヨーロッパでは、容疑者の供述は証拠の一つにすぎない。それに対して、日本では、たとえ拷訊によるものであっても、容疑者の供述が決定的な証拠として扱われている。まず、この古い習慣を廃止しなければ、日本から拷訊はなくなならない、と彼は考えた。

また、井上は右の著書において、自由権や平等権のあるフランスの一七九一年建国法に言及し、その第一条「凡ソ人タル者ハ、其ノ権利ニ於テ、自由ニシテ、且平等ニ、是ヲ以テ生レ、是ヲ以テ止マル」について、「天生固有ニシテ、又確定不拔ナルヲ云」と共感を示している<sup>\*90</sup>。

それから、井上は日本の憲法にも、法の下での平等や拷訊の永久禁止を入れようと考えて、「憲法私案」（明治一五年）で、「第四条 凡ソ国民タル者ハ法律ノ定ムル所ニ従ヒ、平等ニ公権及私権ヲ有シ、同一ノ保護ヲ受クベシ。文武ノ官職ハ門地ニ拘ラズ」（句読点引用者）、「第五条 人身及財産ハ法律ヲ以テ之ヲ保護ス。治罪法及其他ノ法律ニ定メタル規程ニ依ルヲ除ク外、人身ヲ拏捕勾禁シ及人家ヲ搜索シ、物件ヲ追取スルコトヲ得ズ。拷訊ハ何等ノ罪犯ニ拘ラズ、永久ニ禁止ス」（句

読点引用者」と述べている<sup>\*91</sup>。さらに、彼は教育勅語草案においても、その初稿に「隣里相保チテ相侵サズ」、「己レカ欲セザル所ハ以テ人ニ施サズ」という言葉を入れている<sup>\*92</sup>。

したがって、井上が帰国後に人権の尊重を唱えていることは、三〇〜三一歳頃に、ヨーロッパで人権が尊重されていることを実感したことによると考えられる。

以上から、教育勅語草案などに見られる井上の思想は、彼の青少年期の環境や経験のうち、特に次の五つのが影響していると言える。一つ目は、長岡から古文辞学派・水戸学系の教育を受けたこと。二つ目は、木下から視野の広い経世済民の教育と、個性尊重教育を受けたこと。三つ目は、時習館菁莪齋というエリート養成機関で学んだこと。四つ目は、横井と安井からキリスト教排斥論を説かれたこと。五つ目は、ヨーロッパで人権が尊重されていることを実感したことである。

ここまで、井上の青少年期とその後の思想との関連を明らかにしてきた。次の節から三節にわたって、井上草案の推敲過程について考察していきたい。

\*1 井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料篇第三、国学院大学図書館、一九六九年、四九八〜五〇〇頁。

\*2 井上毅「憲法制定ニ関スル意見書」(国学院大学図書館調査室梧陰文庫整理委員会編『梧陰文庫井上毅文書』国学院大学図書館調査室、一九六三年、リール番号40、文書番号B-1858の二〜三コマ目)。この文書は大日本帝国憲法制定の直前に書かれたと見られている(梅溪昇『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立(下)——』青史出版、二〇〇〇年、一五六頁)。

\*3 本章第二〜四節を参照。

\*4 井上毅「五倫と生理との関係」（前掲『井上毅伝』史料篇第三、六四一頁）。『井上毅伝』史料篇第三に所収の「五倫と生理との関係」は、井上が『教育時論』第三五一号（開発社、明治二八年一月一五日）に発表した後、補筆したものである（同右、七三〇頁）。

\*5 長岡監物は、文化一〇（一八一三）年二月一日生く安政六（一八五九）年八月一〇日没。諱は、米田是容（日本歴史学会編『明治維新人名辞典』吉川弘文館、一九八一年、六九一頁）。米田家は代々、家老職に就き、当主は「長岡監物」を襲名した（野口伐名『井上毅の教育思想』風間書房、一九九四年、三二頁）。

\*6 木下韓村は、文化二（一八〇五）年八月五日生く慶応三（一八六七）年五月六日没。諱は、木下業広。雅号は、韓村、犀潭、澹翁（前掲『明治維新人名辞典』三三六頁。前掲『井上毅の教育思想』五一頁。市古貞次他編『国書人名辞典』第二卷、岩波書店、一九九五年、四九頁）。木下は、嘉永元（一八四八）年一〇月に藩の学校方奉行より時習館への出講を命じられ、嘉永二年に訓導、安政六（一八五九）年に助教之助になり（前掲『井上毅の教育思想』三六頁。木野主計『井上毅研究』続群書類従完成会、一九九五年、一〇頁）、栃原伯立と共に時習館の「巨擘」と称されていた（山崎正董『横井小楠』上巻（伝記篇）、明治書院、一九三八年、八二頁）。

\*7 横井小楠は、文化六（一八〇九）年八月一三日生く明治二（一八六九）年一月五日没。諱は、横井時存（山崎正董『横井小楠伝』上巻、日新書院、一九四二年、五頁。前掲『明治維新人名辞典』一〇五六頁）。安井息軒は、寛政一一（一七九九）年一月一日生く明治九（一八七六）年九月二三日没。諱は、安井朝衡（または衡）（前掲『明治維新人名辞典』一〇一七頁）。

\*8 前掲『井上毅研究』四四七頁。井上は、明治二八（一八九五）年三月一五日没（同右、四九五頁）。雅号は、梧陰。  
\*9 安政元（一八五四）年八月の算数のノートに「飯田毅」の名が残されているが（同右、四四八頁）、井上は明治二年頃まで多久馬を通称としていた（梧陰文庫研究会編『古城貞吉稿井上毅先生伝』木鐸社、一九九六年、三五〜三六頁）。

- \*10 前掲『古城貞吉稿井上毅先生伝』三七頁。古城は大正八年頃に井上家から毅の伝記の執筆を依頼され、昭和一六年頃にこの原稿を書き上げた（同右、三頁）。
- \*11 前掲『井上毅研究』四五二頁。
- \*12 前掲『古城貞吉稿井上毅先生伝』三七頁。必由堂は「専ら藩学の規模に準じて」いたと見られている（同右）。
- \*13 下田一喜編『稿本肥後文教史』（共力舎より一九二三年刊の複製）第一書房、一九八一年、二九〇頁。荻生徂徠（一六六六年生く一七二八年没）については、吉川幸次郎『仁斎・徂徠・宣長』（岩波書店、一九七五年）などに詳しい。服部南郭（一六八三年生く一七五九年没）は、荻生徂徠の門下生である。必由堂の教育については、前掲『井上毅の教育思想』一六く一九頁を参照。
- \*14 古学派の古文辞学派とは、孔子や孟子らの真意を明らかにするためには、古典の文章や言葉を学び、経書（『論語』『孟子』など）を直接研究しなければならないと考える儒学の一派である。荻生徂徠がこの考えを最初に唱えた。
- \*15 本章第三節の「井上草案一一」と「井上草案一二」を参照。
- \*16 前掲『稿本肥後文教史』二九〇頁。
- \*17 前掲『古城貞吉稿井上毅先生伝』三七く三八頁。『文選』は中国の詩文集である。周から梁までの約千年間の代表的な詩・賦・文章七六〇編が、文体別・時代順に三七部門に収録されている。もともとは全三〇巻であったが、唐の李善が注を付けて全六〇巻とした。左伝とは『春秋左氏伝』（全三〇巻）のことであり、これは『春秋』（中国の春秋時代の歴史書）の注釈書である。『史記』は上古の黄帝から前漢の武帝まで、二千数百年間の中国の通史（全一二〇巻）である。紀元前九一年頃に前漢の司馬遷がこれを著した。
- \*18 前掲『井上毅の教育思想』二二頁。
- \*19 赤星典太（熊本県教育会長）の記述（熊本県教育会編『熊本県教育史』上巻、熊本県教育会、一九三一年、序の三頁）。

\*20 同書は「国立国会図書館デジタル化資料」(<http://dl.ndl.go.jp>)で公開されており、引用箇所は5コマ。

\*21 前掲『井上毅の教育思想』一四頁、二九～三〇頁。

\*22 前掲『熊本県教育史』上巻、二九五頁。「国立国会図書館デジタル化資料」では、169コマ。

\*23 前掲『井上毅の教育思想』二九頁。

\*24 エーデルソンとロバート・オニールによる研究(R・ドーンソン、K・プルウィット、K・ドーンソン(加藤秀治郎・中村

昭雄・青木英実・永山博之訳)『政治的社会的な市民形成と政治教育——芦書房、一九八九年、九七頁(原書: Dawson,

Richard E. and Prewitt, Kenneth and Dawson, Karen S., *Political Socialization: an analytic study*, Little, Brown and Company, 2nd ed., 1977)。

\*25 前掲『古城貞吉稿井上毅先生伝』三八頁。安政四(一八五七)年六月、井上は米田家から、「読書拔群相進ミ候ニ付、為

修業毎歳御心附米式俵宛被下置、学問ヲ主ニイタシ、向後弥以相励可申」と達せられ(同右)、学費を給与されて学問研

究を命じられた。古城は、「是は先生の主君が特に其の学費を給与せられたもので、先生の家は、貧困であつたとはいへ、纔

かに十五歳の少年に対しては異数の賞励で、而かも其れが大器を成就さすべき主家の楽しき心遣であつた」(ルビ原文)

と述べている(同右)。

\*26 前掲『井上毅の教育思想』三四～三五頁。

\*27 同右、三五頁。

\*28 前掲『井上毅研究』九頁。

文久二(一八六二)年一月、井上は米田家から、「読書拔群相進候ニ付、米式俵宛被下置候処、其後心掛厚く出精イタシ、  
学業拔群進歩致候ニ付、尚為御心付毎歳米三俵宛増被下置候間、向後弥以相励可申旨、御達御座候」と達せられ(前掲  
『古城貞吉稿井上毅先生伝』四〇頁)、学費の給与を増やされた。

\*29 同右、三八〜三九頁。

\*30 前掲『井上毅の教育思想』四二頁。

\*31 原文は、「先生学主洛閩、而不為墨守」、「及西人之学興、門人或有講其書者、勉以通觀大勢、講究兵略」（武藤敵男『肥後先哲偉蹟』後篇、肥後先哲偉蹟刊行会、一九二八年、四四〜四五頁）。洛閩とは、洛陽の程顥、その弟の程頤、閩中の朱熹のことであるが、ここでは朱子学のことである。なお、「木下先生行状」は、野田寛口述、山本十郎編『肥後文教と其城府の教育』熊本市教育委員会、一九五六年、一四〇〜一四二頁にも所収。

\*32 原文は、「其学純守宋儒……其学时溢於洛閩」（前掲『肥後文教と其城府の教育』一三六頁）。宋儒とは、程顥、程頤、朱熹など、中国の宋代の儒学者の総称であるが、ここでは朱子学のことである。安井と木下は、佐藤一斎の門で親交があったと見られている（前掲『井上毅の教育思想』四二頁）。

\*33 前掲『井上毅の教育思想』四四頁。

\*34 原文は、「造就人才、視資稟所近而誘之、不律以一定繩尺、嘗曰、……聖門之教、隨器分科、皆足以適世用、後世門戸之学、与此正相反、実才之所以難得也」（前掲『肥後先哲偉蹟』後篇、四四頁）。

\*35 山口泰平「木下韓村」（荒木精之編『肥後先哲評伝』日本談義社、一九四一年、一一四頁）。

\*36 前掲『肥後文教と其城府の教育』一三七頁。「ドルトンプラン」とは、ドルトン実験室案（ドルトン・プラン）のことであり、これは、パーカースト（Helen Parkhurst、一八八七年生〜一九七三年没、アメリカの教育者）が一九二〇年にアメリカのマサチューセッツ州ドルトンのハイスクールで実施した、生徒の自主性や自学を尊重した教育方法である。自分で計画・実行することのできる人間を育成するため、彼女は学校を従来の教師主体の組織から、生徒主体の「実験室」にすることを提唱した。このプランでは、生徒は自主的に学習し、教師は主にもそのアドバイザーになる（細谷俊夫・奥田真丈・河野重男・今野喜清編集代表『新教育学大事典』第五卷、第一法規出版、一九九〇年、三七二〜三七三頁）。

- \*37 井上毅「儒教ヲ存ス」(前掲『井上毅伝』史料篇第三、四九七頁)。
- \*38 原文は、「摘章取句知児戯、更要単刀截本根」(前掲『古城貞吉稿井上毅先生伝』四一頁)。
- \*39 前掲『井上毅伝』史料篇第三、四九七頁。
- \*40 井上の一〇年祭での伊藤博文の言葉(熊本県教育会編『熊本県教育史』中巻、熊本県教育会、一九三一年、一七〇一八頁)。
- \*41 同書は「国立国会図書館デジタル化資料」(<http://dl.ndl.go.jp>)で公開されており、引用箇所は18〜19コマ。小早川秀雄「井上梧陰先生」(平田信治編『元田井上両先生事蹟講演録』元田井上両先生頌徳会、一九一三年、二〇頁)。
- \*42 同書は「国立国会図書館デジタル化資料」(<http://dl.ndl.go.jp>)で公開されており、引用箇所は48コマ。本章第二〜四節を参照。
- \*43 本章第二節の「井上草案一」を参照。
- \*44 前掲『古城貞吉稿井上毅先生伝』四〇頁。
- \*45 前掲『井上毅の教育思想』一六頁。
- \*46 「古実」は「故実」(昔の儀式・法令・作法など)と同意であると思われる。時習館の学科には他に、馬術、気合、薙刀、剣術、槍術、砲術、射術、軍学、柔術、棒、陣貝、太鼓、犬追物、遊泳(五〜八月のみ)などがあつた(前掲『稿本肥後文教史』二〇四頁、二三〇頁)。
- \*47 後文教史』二〇四頁、二三〇頁)。
- \*48 前掲『井上毅の教育思想』一六頁。
- \*49 前掲、小早川秀雄「井上梧陰先生」(『元田井上両先生事蹟講演録』六頁)。「国立国会図書館デジタル化資料」では、41コマ。
- \*49 「講堂生の篤学者は擢んでられて、菴菴齋に入るの経路順序であつた」と伝えられている(前掲『稿本肥後文教史』一八九頁)。

- \*50 前掲『井上毅研究』一五〇―一六頁。肥後藩の学制によって、他藩の者は時習館に入門することはできなかったが（同右、一三頁）、肥後藩の者であれば、軽輩・陪臣や農民・商人でも入門することができた。肥後藩が時習館（学寮）と東西両樹（武芸所）を創設する際に出した「宝曆四（一七五四―引用者注）年十二月達文」に、「今度申附候稽古場之儀、学寮は時習館、武芸所は、東西両樹と可レ称候 一、知行取の子弟、中小姓の嫡子、凡士席以上は、大小身之無ニ差別一、時習館両樹へ可ニ罷出一候 一、軽輩陪臣たりとも拔群之者、内膳承届罷出申附候 一、農商も同断」と述べられている（宇野哲人「細川靈感公と時習館」（宇野哲人・乙竹岩造他『藩学史談』文松堂書店、一九四三年、三〇頁））。
- \*51 前掲『井上毅研究』一六頁。
- \*52 \*51 前掲、小早川秀雄「井上梧陰先生」（『元田井上両先生事蹟講演録』六頁）。「国立国会図書館デジタル化資料」では、41コマ。
- \*53 前掲『稿本肥後文教史』二九二頁。
- \*54 \*55 \*54 \*53 「横井沼山問答書留」の解題（前掲『井上毅伝』史料篇第三、七一二頁）。
- \*56 \*55 \*54 \*53 前掲『井上毅研究』一六〇―一七頁。
- \*56 前掲『政治的社会化―市民形成と政治教育―』二四〇頁。同様の結果は、アーモンドとヴァーバによる国際比較研究や（同右、二四一―二四二頁）、ラントンが示している研究にも見られる（K・P・ラントン（岩男寿美子・真鍋一史・山口晃訳）『政治意識の形成過程』勁草書房、一九七八年、一二九―一三〇頁（原書：Langton, Kenneth P., *Political Socialization*, Oxford University Press, 1969））。
- \*57 前掲『政治意識の形成過程』一二九―一三〇頁。
- \*58 前掲『古城貞吉稿井上毅先生伝』四三―四四頁。
- \*59 前掲『熊本県教育史』中巻、一九頁。「国立国会図書館デジタル化資料」では、19コマ。

\*60 「辛未学制意見」などは、井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料篇第一、国学院大学図書館、一九六六年に所収。

ただし、同史料篇における見出しと、井上本人が文書に付けた題は異なっており、「辛未学制意見」は「学制意見案」（同右、一〇九頁）、官吏改革に関する無題の意見書は「官吏改革意見」（同右、一四〇―一九頁）、「試草呈大久保公」は「台湾事件対清通牒案」（同右、二五〇―二六頁）、「十四年 進大臣」は「人心教導意見案」（同右、二四八―二五一頁）、という見出しで所収されている。「辛未学制意見」で、外国人教師による外国語中心の教育を重んじる明治政府の文教政策を批判したことが、井上の大学南校中舎長の辞任（明治四年二月一日）を引き起こしたと見られている（前掲『井上毅の教育思想』一三二頁。前掲『古城貞吉稿井上毅先生伝』四四頁）。

\*61 前掲、小早川秀雄「井上梧陰先生」（『元田井上両先生事蹟講演録』二九〇―三〇頁）。「国立国会図書館デジタル化資料」では、52〜53コマ。この大隈重信の条約改正案については、三宅雪嶺『同時代史』第二卷、岩波書店、一九五〇年、三七六頁を参照。

\*62 前掲『井上毅伝』史料篇第三、三〇―四頁。

\*63 井上毅「山県参議宗教処分意見」（井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料篇第六、国学院大学図書館、一九七七年、一六五頁）。なお、同史料名は編者が付けた見出しであり、井上本人は「為山県内務卿代草」と題している（同右、一六二頁）。この文書の執筆時期は、明治一六年と推定されているが（同右）、新田均によれば、明治一七年である（新田均『近代政教関係の基礎的研究』大明堂、一九九七年、一二八―一二九頁）。

\*64 井上毅「教導職廃止意見案」（前掲『井上毅伝』史料篇第一、三九二頁）。なお、同史料名は編者が付けた見出しであり、井上本人は「神祇局意見 宗教論」と題している（同右、三八六頁）。

\*65 大久保利謙編『森有礼全集』第二卷、宣文堂書店、一九七二年、五三〇頁。

\*66 山崎正董『横井小楠伝』下巻、日新書院、一九四二年、二八頁。前掲『井上毅研究』二五二頁。

- \*68 \*67 井上毅「横井沼山問答書留」(前掲『井上毅伝』史料篇第三、四頁)。  
井上毅「交易論」(同右、一七〇―一八頁、二二二頁)。なお、同史料名は編者が付けた見出しであり、井上本人はこの文書に題を付けていない。この文書の執筆時期は、「沼山問答」から程遠くない頃と推定されている(同右、七一―三頁)。なお、井上が時習館に入門するまで、キリスト教や宗教全般について、どのように考えていたのかは明らかでない。
- \*69 『稿本肥後文教史』に、「居寮は一期日教三ヶ年に相究居申候間年は四ヶ年に懸申候、格別出精学業進歩謹慎宜敷有之候人柄は一期の場に至り、今一ヶ年留学被仰付候。弥以進歩仕候へば、猶一ヶ年一ヶ年と留学被仰付、数年被差置候儀に御座候」と述べられている(前掲『稿本肥後文教史』二六〇頁)。
- \*70 前掲『古城貞吉稿井上毅先生伝』四二頁。井上は慶応元年一二月二三日には、「学業ニ付テハ、於御家来中而モ、年齢ニハ拔群及進達、旁々ニ付此段ヲ以テ目録(御紋付染地一反金子百疋)之通被下置、弥以テ一器ヲ致成就旨被仰付候事」と達せられた(同右)。
- \*72 \*71 前掲『井上毅の教育思想』七八頁。  
前掲、小早川秀雄「井上梧陰先生」(『元田井上両先生事蹟講演録』七頁)。「国立国会図書館デジタル化資料」では、4コマ。
- \*73 前掲『井上毅の教育思想』七八―八〇頁。  
同右、八〇頁。
- \*74 \*75 山路愛山『基督教評論・日本人民史』岩波書店、一九六六年、三一頁。  
船山信一『明治哲学史研究』ミネルヴァ書房、一九五九年、一四一頁。
- \*76 隅谷三喜男『近代日本の形成とキリスト教』新教出版社、一九六一年、四九頁。
- \*77 前掲『基督教評論・日本人民史』三〇頁。
- \*78

- \*79 前掲『井上毅の教育思想』八七頁。
- \*80 前掲『近代日本の形成とキリスト教』四九頁。
- \*81 前掲『井上毅伝』史料篇第三、四九九頁。
- \*82 明治二三年六月二〇日付の山県有朋宛井上書簡（井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料篇第二、国学院大学図書館、一九六八年、二三二頁）。
- \*83 梅溪昇『明治前期政治史の研究』、未来社、一九六三年、三一九〜三二〇頁。前掲『井上毅の教育思想』八七頁。
- \*84 前掲『井上毅研究』四五六〜四五七頁。
- \*85 井上と共に洋行した司法省関係者については、菅原彬州「岩倉使節団のメンバー構成」（中央大学法学会編『法学新報』第九一卷第一・二号、中央大学法学会、一九八四年、一〇六〜一〇七頁）を参照。当初、井上らは江藤新平（司法卿）に随行する予定であったが、江藤の洋行は「司法事務の組織創定を必要とする事情」により中止された（的野半介『江藤南白』下、原書房、一九六八年、一二二頁）。
- \*86 洋行の日程については、前掲『井上毅研究』四五七〜四五八頁を参照。
- \*87 稲田正次『明治憲法成立史』上巻、有斐閣、一九六〇年、一九一頁。井上は鶴田皓、岸良兼養、名村泰蔵、川路利良、今村和郎、岩下大尉と共にボアソナードから教えを受けた（同右）。
- \*88 前掲『井上毅の教育思想』一〇七頁。
- \*89 前掲『井上毅伝』史料篇第三、一一二〜一一三頁。
- \*90 同右、一二四頁。
- \*91 前掲『明治憲法成立史』上巻、五四五〜五四六頁。「憲法私案」は明治一五年四〜五月頃に書かれ、岩倉具視（右大臣）に読まれた後、ドイツで憲法調査中の伊藤博文に送られたと見られている（同右、五四四〜五四五頁）。

\*92

本章第二節の「井上草案」を参照。

## 第二節 井上毅草案一〇五

前節では、井上毅の青少年期とその後の思想との関連を明らかにした。本節からは三節にわたって、井上の教育勅語草案（明治二三年六月二〇日付の山県有朋宛井上書簡に添えられた草案）を基とした諸草案（「井上草案」）の推敲過程を明らかにし、それによって草案の背景にある井上らの考えを従来の研究より明らかにしたい。

これから井上草案の推敲過程を、初稿の「草案一」から、下賜された（完成形の）教育勅語と同文の「草案二〇」まで、二〇段階に分けて見ていく。本節では、井上が教育勅語を起草した理由について確認してから、「草案一」から「草案五」まで（井上の起草から、一回目の上奏案の作成まで）の推敲過程を明らかにしたい。

なお、井上が勅語を起草した理由については、海後宗臣『元田永孚』（文教書院、一九四二年）、同『教育勅語成立史の研究』（東京大学出版会、一九六五年）、稲田正次『教育勅語成立過程の研究』（講談社、一九七一年）、梅溪昇『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』（青史出版、二〇〇〇年）などに詳しい。

法制局長官であった井上は<sup>\*1</sup>、明治二三（一八九〇）年六月二〇日付の山県有朋宛書簡に、「演説ノ体裁トシ文部省ニ下付サレズシテ学習院カ又ハ教育会へ臨御ノ序ニ下付セラル（政事命令ト区別ス）」つもりで書いた草案を添えている<sup>\*2</sup>。この書簡の文頭に、「被仰付候教育主義ノ件ニ付遅延ノ罪恐縮奉存候実ニ此事ニ付テハ非常ノ困難ヲ感シ候テ両三日来苦心仕候」とあることから<sup>\*3</sup>、彼は山県からの命令で起草したと見られている<sup>\*4</sup>。この経緯について、海後は次のように推測している。

井上が文部省立案の勅語案を恐らく一読して山県総理にこれを酷評して語ったと推測して誤りないであろう。それで山県は井上にそのように批評するのであれば、法制局長官ではあり、政府部内の文筆家でもあるので、自から勅語案を気の向くように起草してみてもどうかと井上に話を進めたのであろう。それで井上はこの山県の意見を聞き入れて、それ

では自分が筆をとって一つの草案を書きあげてみようかと答え、兩人の間では少くともこの点の了解ができていたのであるとみる<sup>\*5</sup>。

また、野口伐名と祝淑春によれば、井上が起草した理由として、山県からの命令以外に、次の三つが考えられている。

- 一 井上が法制局長官であり、明治政府のブレーションであったから<sup>\*6</sup>。
- 二 井上が「かねてから国民教育問題に対して深い関心と識見を備えて」おり、「更に明治憲法起草の関係者として、明治国家、つまり天皇制国家体制を、内面的且つ実質的に支える国民形成＝国民教育の問題に無関心ではいられなかった」から<sup>\*7</sup>。

三 井上が、自分が「最初に教育勅語起草の主導権を握ることによって」、教育勅語が「中村正直の宗教的（キリスト教）な教育勅語制定観」や、「元田永孚の儒教主義的な政教一致の教学思想（国教主義、天皇治教の思想）」に支配されることを避けようとしたから<sup>\*8</sup>。彼は「宗教に必然的に内包する『宗旨上ノ争端』に問題を認めていた」ため<sup>\*9</sup>、政教一致に反対し、宗教ではなく、国体を国民形成（教育）の基礎・原理にしようとした<sup>\*10</sup>。

右の三つの中で、井上の最も強い起草理由は「三」であると考えられる。なぜなら、もし「一」または「二」が井上の最も強い起草理由であるならば、彼は中村や元田より先に起草していたと考えられるからである。確かに、井上は明治政府のブレーションであり、例えば、明治一四年に三大臣宛の意見書において、「中学并職工農業学校ヲ興ス」ことや漢学を勧めたり<sup>\*11</sup>、明治二〇年に森有礼（文部大臣）の閣議案を起草したりしているように<sup>\*12</sup>、国民教育の問題に深い関心があったと見られる。

しかし、井上は教育勅語の作成に慎重であった。中村や元田らがそれぞれに草案の推敲を重ねている中で、井上は右の六月二〇日付の山県宛書簡に草案を添えながらも、教育勅語を作成する際の七つの注意点を挙げ、「此ノ数多ノ困難ヲ避ケテ真成ナル王言ノ体ヲ全クスルハ実ニ二十楼台ヲ架スルヨリ難事ニ可有之候歟」と述べている<sup>\*13</sup>。井上が教育勅語の作成に慎重であった背景には、二つのことがある。一つは教育勅語と宗教・哲学の関係であり、もう一つは、教育勅語が政治家によ

る作品と見られないようにすることの難しさである。

まず、教育勅語と宗教・哲学の関係についてであるが、井上が右の書簡で挙げている七つの注意点のうち、四つは宗教・哲学に関するものである。

第二此勅語ニハ敬レ天尊神等ノ語ヲ避ケザルベカラズ何トナレハ此等ノ語ハ宗旨上ノ争端ヲ引起スノ種子トナルベシ

第三此勅語ニハ幽遠深微ナル哲学上ノ理論ヲ避ケザルベカラズ何トナレハ哲学上ノ理論ハ必反対ノ思想ヲ引起スヘシ：

：

第五漢学ノ口吻ト洋風ノ氣習トヲ吐露スヘカラズ……

第七世ニアラユル各派ノ宗旨ノ一ヲ喜ハシメテ他ヲ怒ラシムルノ語氣アルヘカラズ<sup>\*14</sup>

右の「第二」のように、井上が宗教的な争いに言及することは、以前にもあった。彼は「為山県内務卿代草」（明治一七年）で、「宗教ノ事、本ト政事ト顕冥ノ域ヲ殊ニス、之ヲ御スルニ其術ヲ得ル寸ハ、以テ互ニ局外ニ居リ、相妨ケ相触ル、コトナカルベク、又タ以テ其ノ力ヲ得テ、風化ヲ維持スルノ便ヲ致スベシ、若シ之ヲ御スルニ其ノ術ヲ失フトキハ、或ハ内変ヲ激シ外寇ヲ招キ、意外ノ禍ヲ醸スニ足ル」と述べている<sup>\*15</sup>。

次に、教育勅語が政治家による作品と見られないようにすることの難しさについてである。井上は右の六月二〇日付の山県宛書簡で、「第四此勅語ニハ政治上ノ臭味ヲ避ケザルヘカラズ何トナレバ時ノ政事家ノ勸告ニ出テ至尊ノ本意ニ出ズトノ嫌疑ヲ来スベシ」と述べている<sup>\*16</sup>。また、彼は同月二五日付の山県宛書簡でも、「若シ真誠之叡旨ニ出ずして地の學理的之議論を代表したる之意味ありて十目所視内閣大臣之意見又ハ何某之勸告ニ出たり即チ入レ智恵なりとの感触あらしめハ誰れか中心ニ悦服佩服するものあらん哉」と述べ<sup>\*17</sup>、教育勅語が政治家たちに「入レ智恵」されたものとして見られないように、注意を促している。

そして、井上は右の二〇日付の書簡で、「文部ノ立案ハ其ノ体ヲ得ズ如是勅語ハムシロ宗教又ハ哲学上ノ大知識ノ教義ニ類シ君主ノ口ニ出ツヘキモノニ非ス世人亦其ノ真ニ至尊ノ聖旨ニ出タル事ヲ信シテ感激スル者少カルヘシ」と述べて<sup>\*18</sup>、「文部ノ立案」（遅くとも「中村草案五」の段階のものであったと見られる）<sup>\*19</sup>は宗教（特にキリスト教）的・哲学的な「教義」であり、これを天皇の言葉として信じる臣民は少ないだろう、とこの草案を批判している。

しかし、先の宗教・哲学に関する四つの注意点から、井上が「文部ノ立案」を批判した理由は、他にもあると見られている<sup>\*20</sup>。すなわち、井上は、その草案は「宗旨上ノ争端ヲ引起スノ種子トナル」かもしれないから<sup>\*21</sup>、これを成立させてはならない、と考えたのである。なお、前節で述べたように、彼が宗教による争いを警戒していたことには、横井小楠からの影響があると思われる。

ところで、第一章第二～三節で考察したように、中村草案では「神」（キリスト教思想）、元田草案では「五倫」「三徳」（儒教思想）が前面に出されていた。それに対して、これから見ていくように、井上草案では五倫に基づいた上で「国体」が前面に出されている。なぜ彼は国体を選んだのであろうか。

その理由は、欧州のように宗教の力が強くない日本では、宗教を教育の基礎とすることは難しいため、皇室を中心とした国体の他に、それに適したものがない、と井上が考えたからである。明治二年六月一日に行われた伊藤博文（枢密院議長）の演説（第一回憲法制定会議での開会冒頭演説）は、井上からの影響を受けていると見られているものであるが<sup>\*22</sup>、この中で伊藤は、「歐洲に於ては……宗教なる者ありて之が機軸を為し、深く人心に浸潤して人心此に帰一せり。然るに我国に在ては宗教なる者其力微弱にして一も国家の機軸たるべきものなし。……我国に在て機軸とすべきは独り皇室あるのみ」と述べている<sup>\*23</sup>。

したがって、井上は、教育勅語自体が「宗旨上ノ争端ヲ引起スノ種子トナル」こと、あるいは、政治と宗教という、まったく「域ヲ殊ニス」るものを一緒にすることから様々な混乱や争いが生じることを避けるため<sup>\*24</sup>、教育勅語を作成する困難さを認識しながらも、山県からの命令を契機として、中村や元田らに任せずに、自分が国体を基礎とした草案を書き、それ

を教育勅語として成立させることを試みたのである。

ここまで、井上が教育勅語を起草した理由について確認してきた。

これから井上や元田らによる教育勅語草案の推敲過程について考察を進めていくが、本論文では、国会図書館憲政資料室所蔵『芳川顕正関係文書』の資料番号16（本論文での「井上草案一」）を基にして推敲された二〇種五三編の草案を「井上草案」と称する（付録一を参照）。それでは、これから一回目の上奏までに書かれた一一編の井上草案を、五段階（草案一〜五）に分けて考察していく。

## 井上草案一

井上草案の中で最初に書かれた草案、すなわち、明治二三年六月二〇日付の山県宛井上書簡に添えられていた草案の写しと見られているものは<sup>\*25</sup>、国会図書館憲政資料室所蔵『芳川顕正関係文書』の資料番号16であり、これを「井上草案一」とする。草案一は内閣の一〇行野紙（中央下部に「内閣」と印字された野紙）三頁に墨で書かれており、部分的に墨で修正を加えられている。

海後は、本論文での「井上草案二」が最も早い段階の井上草案であり、それを内閣で修正したものが、この草案一であると考えている<sup>\*26</sup>。それに対して、稲田は、草案一の後には草案二が書かれたと見ている<sup>\*27</sup>。

本論文での「井上草案三」と比べてみると、草案一より草案二の方が、草案三に近い形であることは明らかである。そのため、稲田が言うように、草案一→草案二の順に書かれたと見てよいだろう。本節では、草案二以降の井上草案についても、先行研究で指摘されている通りの順番で作成されたのか、改めて検討したが、その順番にほぼ間違いないと判断した<sup>\*28</sup>。

修正後の草案一は次の通りである。文字の上から墨で〇印が付けられている部分は、削除されていると見なした。

【井上草案一】

5  
我カ祖我カ宗、国ヲ肇ムルコト久遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚臣民厥ノ祖考ニ継キ王室ニ忠ニ世々厥ノ美ヲ濟シ以テ邦ノ光ヲ為セリ朕カ躬ニ逮テ大業ヲ中興シ首メニ有司ニ詔シテ最モ教育ヲ慎マシム教育ノ要ハ善ニ從ヒ知ヲ進ムルニ在リ父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ親族相睦シクシ隣里相保チテ相侵サズ朋友相厚クシテ相欺カズ自ラ愛シテ他ニ及ホシ己レカ欲セザル所ハ以テ人ニ施サズ其ノ国ニ在リテハ万衆心ヲ一ニシ義勇公ニ奉シ山海八道実ニ祖宗ノ旧物ニシテ即チ臣民ノ郷土、惟レ守リ惟レ固クシ以テ天壤無窮ノ皇道ヲ翼戴ス善ニ非スシテ何ソ乎人知ノ發達ハ世々其ノ歩ヲ進メ窮極アルコト無シ乃ノ天聰ヲ啓キ乃ノ良能ヲ導キ業ヲ勉メ芸ヲ習ヒ各々其ノ器ヲ成シ小ニシテハ生計ヲ治メ大ニシテハ公益ヲ広メ以テ俊良ノ民ト為リ身ヲ立テ家ヲ利シ国ノ興運ヲ助ク、知ニ非スシテ何ソ乎斯ノ道ハ実ニ祖宗ノ遺訓ニシテ立教ノ異同ト風氣ノ變遷トヲ問ハズ以テ古今ニ伝ヘテ謬ラズ以テ中外ニ施シテ悖ラザルヘシ朕衆庶ト俱ニ遵由シテ失ハザラムコトヲ願フ

草案一は下賜された教育勅語と同様に、前文・道徳内容・結語の三節から成っている。各内容は次の通りである。

前 文 … 朕（天皇）の先祖がはるか昔に国を建て、深厚な徳を立てた。臣民はその徳を継いで皇室に忠を尽くし、代々そのことを美として国を繁栄させてきた。

道徳内容 … 朕は役人らに最も教育に注意させる。教育の要は、善と知である。あなたたちは父母に孝行し、兄弟、夫や妻、親族、隣里、友達と仲良くし、自分も他人も愛して、自分が欲しないことを人に施さず、心を一つにして義勇をもって奉仕し、郷土を守り、天皇が行う政治を永遠に頂き、仕事や学業に励み、各自が人としての器を完成させ、自立して国の役に立ち、国の発展を助けなさい。

結 語 … これらは朕の先祖が残した教訓であり、古今東西誤りのないものである。朕も臣民と共にこれらに従い、これらがなくならないことを願う。

草案一の中に、周囲の人々への配慮や個人に関する言葉——「隣里相保チテ相侵サズ」「自ラ愛シテ他ニ及ホシ己レカ欲セザル所ハ以テ人ニ施サズ」「各々其ノ器ヲ成シ小ニシテハ生計ヲ治メ」——が入れられていることは注目すべきことである。これは前節で述べたように、井上が青少年期に、木下鞆村から個性尊重教育を受けたり、ヨーロッパで人権が尊重されていることを実感したりしたことによると考えられる。

「自ラ愛シテ他ニ及ホシ己レカ欲セザル所ハ以テ人ニ施サズ」は『論語』の、「子貢問うて曰わく、一言にして以て終身これを行なうべき者ありや。子の曰わく、其れ恕か。己れの欲せざる所、人に施すこと勿かれ」（衛霊公第一五——二四）<sup>\*29</sup>、に拠るものと思われる。孔子の言う「恕」とは、自分への「思いやり」、「自分を励まし、自分を磨くこと」であり、孔子は「自分を大切にできてこそ、初めてまわりの人間も大切にできる」と考えていた<sup>\*30</sup>。井上は国民全体の発展を願って、この文章を草案に入れたのであろう。

先に述べたように、井上は、教育勅語が宗教的なものになれば、その言葉を天皇の言葉として信じる臣民は少ないと考え、さらに、教育勅語が「宗旨上ノ争端ヲ引起スノ種子トナル」ことを警戒して、勅語に「アラユル各派ノ宗旨ノ一ヲ喜ハシメテ他ヲ怒ラシムルノ語気アルヘカラズ」と考えていた<sup>\*31</sup>。そのため、彼は宗教を教育勅語草案の前面には出さず、「五倫」・「三徳」などの儒教的な言葉を使っていないが、五倫・三徳を草案一の中心に書いていることは明らかである。前節で述べたように、幼少年期から儒教教育を受けてきた彼が、儒教を日本の教育の基礎にしようとしたことはごく自然なことである。

ところで、先に述べたように、井上草案一は「文部ノ立案」（遅くとも「中村草案五」の段階のものであったと見られる）に反対して書かれたものである。両者がどのくらい異なっているのか比較するため、第一章第二節と同じ、修正後の中村草案五——を再び引用する。傍線の~~~~は、キリスト教に基づいた忠・孝に関する部分を示す。

## 【中村草案五―一】

忠孝ノ二者ハ人倫ノ大本ナリ殊ニ皇国ニ生ル、者ハ万世一系ノ帝室ニ対シ常ニ忠順ノ心ヲ以テ各々ソノ職分ヲ尽シ自己ノ良心ニ愧チサルコトヲ務ムヘキナリ

父ハ子ノ天ナリ君ハ臣ノ天ナリ臣子ニシテ若シ君父ニ対シ不忠不孝ナレハ罪ヲ天ニ得テ逃ルヘカラスサレハ又忠孝ヲ尽ストキハ自ラ天心ニ合ヒ福祉ヲ得ルノ道ナリ或ハ不幸ニシテ忠孝ノ為メニ禍害ヲ蒙ムルコトアルモ美名ハ自然ト万古ニ伝ハリテ長ク朽チス後世子孫必ス其慶ヲ受クヘキナリ

敬天敬神ノ心ハ人々固有ノ性ヨリ生ス恰モ耳目ノ官ニ視聽ノ性アルカ如ク又木理石紋ノ如ク愈々刮リ去レハ愈々頭ハレ出ツ斯ノ心君父ニ対シテハ忠孝トナリ社会ニ向ヘハ仁愛トナリ信義トナル即チ万善ノ本源ナリ教育ノ根元ナリ

深夜暗室ノ中ニ生スル一念ハソノ善ソノ惡皆天地神明ノ照臨スル所ニシテ青天白日公衆ノ前ニ発現シテ掩フヘカラス天人一致内外洞徹顕微間ナシ神人ノ間感応影響ヨリモ捷カナリ人々其獨ヲ慎ミ之ヲ畏レサルヘケンヤ

吾カ心ハ神ノ舍スル所ニシテ天ト通スルナリ天ヲ敬シ神ヲ敬センニハ先ツ吾カ心ヲ清淨純正ニセサルヘカラス苟モ吾カ心清淨純正ナラサルトキハイカニ外面ヲ装ヘルモ天意ニ協ハス君父ニ対シテ忠孝トナラス世間ニ向ヒ仁愛トナラス信義トナラサルナリ

15

善ヲ好ミ惡ヲ惡ムハ人性ノ自然ニ出ツ而シテ善ニ福シ淫ニ禍スルハ天道ノ常ナリサレハ勸善懲惡ノ教規ニ服シ身ノ為メ国ノ為メ禍ヲ避ケ福ヲ求ムルハ人々須臾モ怠ルヘカラサル務ナリ故ニ何ノ教規ニ服スルヲ問ハス苟モ帝国ヲ愛護シ帝室ニ忠順ヲ致サント誓フ者ハ皆皇国ノ善良ナル臣民ナリ

今日皇国ノ臣民タルモノハ忠君愛國ノ義ヲ拳々服膺シ仁愛信義ノ道ヲ念々忘ルヘカラス智徳并ヒ長シ品行完全ナル人民トナリ国ノ品位ヲ上進セシメ外人ヲシテ望ンテ畏レ敬セシムルコトヲ期スヘシ

独立ノ良民トナリ団体上ヨリ富強ノ国タルコトヲ期シ艱難辛苦ヲ忍ヒ以テ一身一家及ヒ社会ノ福祉ヲ造ルヘシ是レ即チ人々自己ノ任ナリ決シテ他人ニ委ヌヘカラス

10

5

国ノ強弱ハ人民ノ品行ニ係ルコトナレハ今日万国対峙ノ世ニ在リテハ人民各自ニ忠信ヲ主トシ礼義ヲ重シ勤儉ヲ務メ剛勇忍耐ノ氣象ヲ養ヒ尊貴ナル品行ヲ植立スルコトヲ要ス而シテ輕薄怠惰詐偽驕佚等ノ悪行ノ萌芽ヲ發生セシメサルコトヲ務ムヘシ然ラサレハ是レ国ヲ衰弱ニ陥イレ万国ニ対峙スルコト能ハサルノミカ長ク強者ノ餌トナリ独立ノ良民トナルコト能ハサルヘシ深く畏レ痛ク誠メサルヘケンヤ<sup>\*32</sup>

海後は、「中村草案は、忠孝をもととするとしながら、西欧思想によって道德の根源を明らかに」したものであり、井上草案は「東洋道德を基としながら、市民生活の倫理もそれに組み合わせ国家興隆の目標にも適合するようにして道德の内容を組み立て」たものである、と指摘している<sup>\*33</sup>。両草案を比べると、確かに、中村草案の中心部分は「西欧思想」に基づいたものであるが、それ以外の部分は、井上草案とかなり近い、「東洋道德」に基づいた文章であると言える。つまり、両草案はまったく別々の思想に基づいているのではない。

## 井上草案二

井上草案一の次に書かれたと見られている草案は<sup>\*34</sup>、国会図書館憲政資料室所蔵『芳川顕正関係文書』の資料番号12であり、これを「井上草案二」とする。草案二は法制局の一〇行罫紙（中央下部に「法制局」と印字された罫紙）三頁に墨で書かれ、一か所だけ墨で修正を加えられている。海後は、草案二の本文は井上の自筆であり、墨での修正（墨で「山海八道実ニ祖宗ノ旧物ニシテ即チ臣民ノ郷土、惟レ守リ惟レ固クシ」の部分が消されている）についても、その仕方が無造作であること、また、井上が他の文書にしている修正の仕方と似ていることから、井上の自筆であると見ている<sup>\*35</sup>。

しかし、草案二の本文の筆跡と、井上の自筆と見られている他の文書——「井上草案一」の考察に入る前に触れた、三大臣宛の意見書「十四年 進大臣」（明治一四年）<sup>\*36</sup>——の筆跡を比べると、「所」や、全体的に右肩上がりの文字は似ているが、「変」「風」「能」「為」「民」イ（ぎょうにんべん）の書き方などは、同じであると断定しがたい。したがって、法制局

罫紙に書かれた草案二は、同局関係者が代筆したものであるとも考えられる。

その一方で、これから考察するように、草案二は修正後の草案一から大きく改められている。そのような多くの修正を、もともとの（草案一の）起草者と見られている井上以外の人物（芳川ら）が行ったとは考えにくい。そのため、草案二は代筆であるとしても、井上の意見に基づいて書かれたと見られる。

第一章第二節の「元田草案四」の考察で述べたように、井上草案二の初めの部分（「朕惟フニ……教育ノ本源ナリ」と文末の「庶幾フ」には、井上が元田草案を参照したことが、よく表れている。

ところで、山県が明治二三年七月二三日夕五字半付の井上宛書簡で、「拝読仕候、會而御内話仕候教育ニ関スル勅諭一篇草按、御送附忝多謝、丁度（芳川顕正）文部大臣も参り合居候付、是より熟読可仕と奉存候、今晚ハ八字過ならてハ芽城（目白にある山県の私邸のこと―引用者注）ニ罷越候様不相成歟ト察申候、御来訪被下候へ者、八字後相願度候」（ルビ原文）と述べているが<sup>\*37</sup>、この「草按」について、海後と稲田と梅溪の意見が異なっている。

海後は、「七月二十三日という頃は井上草案四（本論文での「井上草案五」のこと―引用者注）の段階のものが浄書された時期である」と推測して、「この時間の経過と、この書簡から山県に送付された勅語草案は井上草案四を浄書したものであった」と見ている<sup>\*38</sup>。

それに対して、稲田は、井上は七月四日から一三日まで<sup>\*39</sup>、神奈川県への「養病旅行中勅語案の再検討を試みた結果、初稿（本論文での「井上草案一」のこと―引用者注）とはかなり内容の構成を異にした次稿（本論文での「井上草案二」のこと―引用者注）を作成するに至った」と考えて、この「次稿」を右の「草按」と見ている<sup>\*40</sup>。

そして、梅溪は本論文での「井上草案五―三」を、右の「草按」と見ている<sup>\*41</sup>。

本節では稲田と同様に、右の「草按」は「井上草案二」であると考ええる。ただし、その根拠は稲田と異なる。まず、七月二三日付ということは、山県が草案一を井上から受け取った六月二〇日頃から、約一か月が経っているということであり、この時点で「拝読仕候」「御送附忝多謝」と述べるのは不自然である。すなわち、右の「草按」は草案一ではない。そして、

後で述べるように、草案三は内閣の一〇行罫紙に書かれたものと、文部省の一三行罫紙に書かれたものであるため、井上が山県や芳川と「草按」を熟読した後に書かれたと見られる。つまり、草案一と草案三の間に書かれた草案二が、右の「草按」であると考えられる。草案一から約一か月かけて草案二が推敲されたことになるが、時間がかかったのは、井上の養病旅行を挟んだためであろう。

井上草案一から草案二への修正点は次の通りである。(書き改め)は井上(の意見に基づいて、実際には法制局関係者か)が草案二を書く際に改めた部分、(墨)は墨で修正を加えた部分である。濁点のみの修正を除く。

①「我カ祖我カ宗、」(1行目)↓「朕惟フニ我カ皇祖皇宗」(書き改め)

・冒頭に「朕惟フニ」を加えて、この言葉が天皇のものであることを明確にした。また、「我カ祖我カ宗」を「我カ皇祖皇宗」に改めて(「皇」の字を入れて)、天皇制を強調したと見られる。井上がこのように修正した背景には、「井上草案一」の考察に入る前に述べたように、彼や伊藤が国体や皇室を日本の機軸にしようと考えていたことがあると思われる。

・「朕惟フニ」という言葉は、明治一四年一〇月一二日の「国会開設之勅諭」でも使われており<sup>42</sup>、教育勅語独自のものではない。

②「深厚臣民」(1行目)↓「深厚ニ臣民亦」(書き改め)

③「王室ニ忠ニ世々厥ノ美ヲ濟シ以テ邦ノ光ヲ為セリ朕カ躬ニ逮テ大業ヲ中興シ首メニ有司ニ詔シテ最モ教育ヲ慎マシム教育ノ要ハ善ニ從ヒ知ヲ進ムルニ在リ」(1〜2行目)↓「克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ以テ国ノ光ヲ為セルハ此レ乃国体ノ美ニシテ実ニ教育ノ本源ナリ爾衆庶」(書き改め)

・臣民が忠孝を尽くし、心を一つにして国を光り輝かせることは、国体の美しさであり、実に「教育ノ本源」である、と教育の拠り所を示した。

④「相欺カズ」(3行目)の後に、「虚偽ヲ去リ勤儉ヲ主トシ」を加えた(書き改め)。

⑤ 「其ノ国ニ在リテハ万衆心ヲ一ニシ」(4行目) ↓ 「子弟各々其業ヲ習ヒ知能ヲ啓發シ以テ其ノ器ヲ成シ小ニシテハ生計ヲ治メ身家ヲ利シ大ニシテハ公益ヲ広メ世用ヲ助ケ若夫レ国ニ在リテハ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ一朝事アレハ」(書き改め)

・この修正については長くなるため、草案一から草案二への修正点を一通り挙げてから、詳しく述べることにする。  
⑥ 「山海八道実ニ祖宗ノ旧物ニシテ即チ臣民ノ郷土、惟レ守リ惟レ固クシ」(4～5行目) ↓ 削除(墨)

・この修正についても長くなるため、草案一から草案二への修正点を一通り挙げてから、詳しく述べることにする。  
⑦ 「善ニ非スシテ何ソ乎人知ノ發達ハ世々其ノ歩ヲ進メ窮極アルコト無シ乃ノ天聰ヲ啓キ乃ノ良能ヲ導キ業ヲ勉メ芸ヲ習ヒ各々其ノ器ヲ成シ小ニシテハ生計ヲ治メ大ニシテハ公益ヲ広メ以テ俊良ノ民ト為リ身ヲ立テ家ヲ利シ国ノ興運ヲ助ク、知ニ非スシテ何ソ乎」(5～7行目) ↓ 「此ノ如キハ即チ朕力善良ノ臣民ナルノミナラス又国家興運ノ元素タルベシ」(書き改め)

⑧ 「立教」(7行目) ↓ 「子孫臣民ノ俱ニ守ルベキ所凡ソ古今」(書き改め)

⑨ 「古今」(8行目) ↓ 「上下」(書き改め)

⑩ 「朕」(8行目)の後に、「爾」を加えた(書き改め)。

・「朕爾」と、「ン」を続けて、音の調子を良くしたのであろう。

⑪ 「願フ」(9行目) ↓ 「庶幾フ」(書き改め)

まず、⑤の修正——井上が「国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ」を入れたこと——についてである。

稲田は、『国憲ヲ重シ』とは、その文字の通り天皇から下賜された憲法——欽定憲法を尊重するの意であって、どうかような句が設けられたかという点、国民の中に憲法の条項に対する不満があり、国民が憲法を軽んずることをおそれたのではないかと考えている。<sup>43</sup> 稲田によれば、「明治二十二年二月十一日の憲法発布当時すでに民間の新聞雑誌の中に憲法に対するかなりの批判」があり、例えば、明治二三年一月末頃に、自由党员の中江篤介は「衆議院議員の一大義務」と題する

論文において、憲法制定には内閣、枢密院、法制局が参加したが、彼らと多数人民の意思が一致しているとは言い難いため、人民の代表者である国会は、憲法を点閲・審査する権能を持つべきであると主張している<sup>\*44</sup>。確かに、「国民の中に憲法の条項に対する不満」があつたことは、井上が「国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ」を草案に入れた背景の一つであろう。

しかし、その背景として他に二つ考えられる。一つは、井上が憲法の起草者の一人であり、法の責任者（法制局長官）であつたことである。彼はそのような立場にあつたため、教育勅語において国憲国法の遵守、すなわち、前年二月一日に發布された大日本帝国憲法をはじめ、すでに施行されていた刑法や治罪法（共に明治一五年一月一日施行）、公布後間もない民事訴訟法（明治二三年四月二一日公布、法律第二九号）<sup>\*45</sup>や商法（同年四月二六日公布、法律第三二号）<sup>\*46</sup>、さらに、公布間近の刑事訴訟法（同年一〇月七日公布、法律第九六号）<sup>\*47</sup>など、各種法令の遵守を教育勅語に示した。これは憲法を「国ノ生命」として重視した<sup>\*48</sup>、井上らしい修正である。

もう一つは、日本が条約改正の前提である「文明国家」になるためには<sup>\*49</sup>、国民に子供の頃から「憲法」や「法」の意識をしつかりと身に付けさせる必要がある、と井上が考えていたことである。教育勅語が日本全国、小学生にまで下賜されるということは、井上にそのような考えがあつたということであろう。

次に、⑥の修正——井上が「山海八道実ニ祖宗ノ旧物ニシテ即チ臣民ノ郷土惟レ守リ惟レ固クシ」を消したこと——についてである。

この削除について、海後は、「義勇公に奉じとした後に、山海八道以下の国土を防衛する意味の文字があつて、消極的な国土保全の考え方となつている。こうした国土を防いで堅固にする意味の文字を除いて、天壤無窮へと続けたのである」と考えている<sup>\*50</sup>。

さらに、本節では、「山海八道……惟レ固クシ」の削除、すなわち、「消極的な国土保全の考え方」の削除は、当時の諸外国との緊張した関係を暗示していると見る。第一章第一節で述べたように、当時、清国は軍の整備を進め、ロシアは朝鮮や対馬を狙い、さらに、世界各地で鉄道や運河の建設が進められ、ヨーロッパとの距離が以前より近くなつていた。諸外国と

の関係について、山県は明治二三年三月の「軍備意見」で、「完全ナル独立ノ邦国タルコトヲ望ム」ならば、「疆土」という「主権線ヲ守禦スル」だけでは足りず、「已ムヲ得サルトキハ、強力ヲ用キテ」でも、朝鮮を「焦点」とした「利益線」も積極的に防護しなければならぬ、と次のように述べている。

国家独立自衛ノ道ニツアリ、一二曰、主権線ヲ守禦シ、他人ノ侵害ヲ容レス、二二曰、利益線ヲ防護シ、自己ノ形勝ヲ失ハス、何ヲカ主権線ト謂フ、疆土是レナリ、何ヲカ利益線ト謂フ、隣国接触ノ勢、我カ主権線ノ安危ト緊ク相関係スルノ区域是レナリ、凡ソ国トシテ主権線ヲ有タサルハナク、又均ク其ノ利益線ヲ有タサルハナシ、而シテ外交及兵備ノ要訣ハ専此ノ二線ノ基礎ニ存立スル者ナリ、方今列国ノ際ニ立チテ、国家ノ独立ヲ維持セントセハ、独リ主権線ヲ守禦スルヲ以テ足レリトセス、必ヤ進ンテ利益線ヲ防護シ、常ニ形勝ノ位置ニ立タサルヘカラス、利益線ヲ防護スルノ道如何、各国ノ為ス所苟モ我レニ不利ナル者アルトキハ、我レ責任ヲ帯ヒテ之ヲ排除シ、已ムヲ得サルトキハ、強力ヲ用キテ我カ意志ヲ達スルニ在リ、蓋利益線ヲ防護スルコト能ハサルノ国ハ、其ノ主権線ヲ退守セントスルモ、亦他国ノ援助ニ倚リ、纔ニ侵害ヲ免ル、者ニシテ、仍完全ナル独立ノ邦国タルコトヲ望ムヘカラサルナリ、……  
我カ国、利益線ノ焦点ハ、実ニ朝鮮ニ在リ、<sup>\*51</sup>

この「軍備意見」の起草者でもある井上は<sup>\*52</sup>、草案一から草案二への修正の際に、「山海八道実ニ祖宗ノ旧物ニシテ即千臣民ノ郷土、惟レ守リ惟レ固クシ」は、利益線（朝鮮）を積極的に防護することと矛盾する、と考えたのであろう。

井上（の意見に基づいて、実際には法制局関係者か）による修正後の井上草案二は次の通りである。傍線の――は書き改められた部分を示す。

### 【井上草案二】

朕惟フニ我カ皇祖皇宗国ヲ肇ムルコト久遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ニ臣民亦厥ノ祖考ニ繼キ克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一  
 ニシテ以テ国ノ光ヲ為セルハ此レ乃国体ノ美ニシテ実ニ教育ノ本源ナリ爾衆庶父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ親族相  
 睦シクシ隣里相保チテ相侵サズ朋友相厚クシテ相欺カズ虚偽ヲ去リ勤儉ヲ主トシ自ラ愛シテ他ニ及ホシ己レカ欲セサル  
 所ハ以テ人ニ施サズ子弟各々其業ヲ習ヒ知能ヲ啓発シ以テ其ノ器ヲ成シ小ニシテハ生計ヲ治メ身家ヲ利シ大ニシテハ公  
 益ヲ広メ世用ヲ助ケ若夫レ国ニ在リテハ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ一朝事アレハ義勇公ニ奉シ<sup>⑥</sup>以テ天壤無窮ノ皇道ヲ翼戴  
 ス此ノ如キハ即チ朕カ善良ノ臣民ナルノミナラス又国家興運ノ元素タルベシ斯ノ道ハ実ニ祖宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ<sup>⑧</sup>  
 俱ニ守ルベキ所凡ソ古今ノ異同ト風氣ノ変遷トヲ問ハス以テ上下ニ伝ヘテ謬ララス以テ中外ニ施シテ悖ラサルベシ朕爾<sup>⑩</sup>  
 衆庶ト俱ニ遵由シテ失ハサラムコトヲ庶幾フ<sup>⑪</sup>

### 井上草案三

井上草案二の浄書と見られている草案は二編ある<sup>\*53</sup>。本論文では、国会図書館憲政資料室所蔵『芳川顕正関係文書』の資  
 料番号20を「井上草案三―一」、同文書の資料番号10を「井上草案三―二」とする。草案三―一は文部省の一三行罫紙  
 （中央下部に「文部省」と印字された罫紙）二頁、草案三―二は内閣の一〇行罫紙三頁に墨で書かれている。稲田は草案三  
 ―二について、「この内閣用罫紙の筆者は前掲の井上毅の初稿（本論文での「井上草案一」のこと―引用者注）と同じであ  
 るので、井上毅の手許でつくられたものではないか」と推測している<sup>\*54</sup>。

しかし、草案一も草案三―二も「井上毅の手許でつくられたもの」であれば、法制局罫紙に書かれていたり、その控えが  
 井上の他の文書類と同じ場所（国学院大学）に残されていたりすると思われる。草案一と草案三―二はそうではなく、内閣  
 罫紙に書かれており、『芳川顕正関係文書』の中に残されている。そのため、これらは内閣で控えとして作られたものであ  
 ると考えられる。

草案三―一と草案三―二と、次の草案四―一（修正前）の関係を明らかにするため、草案二において「一ニシテ」「其

業」などと書かれていた所が、各草案においてどのように書かれているか、比較してみたい。結果は次の通りである。

草案二 …… 「一ニシテ」「其業」「凡ソ古今」「相侵サズ」「相欺カズ」「欲セサル」「施サズ」

「元素タルベシ」「守ルベキ」「問ハス」「<sup>(マ)</sup>謬ララス」「悖ラサルベシ」「失ハサラム」

草案三 …… 「一ニシテ」「其業」「凡ソ古今」「相侵サス」「相欺カス」「欲セサル」「施サス」

「元素タルヘシ」「守ルヘキ」「問ハス」「謬ラス」「悖ラサルヘシ」「失ハサラム」

草案三―二 …… 「一ニシ」「其ノ業」「古今」「相侵サス」「相欺カズ」「欲セザル」「施サズ」

「元素タルベシ」「守ルベキ」「問ハズ」「謬ラズ」「悖ラザルベシ」「失ハザラム」

修正前の草案四―一 …… 「一ニシテ」「其業」「凡ソ古今」「相侵サス」「相欺カス」「欲セサル」「施サス」

「元素タルヘシ」「守ルヘキ」「問ハス」「謬ラス」「悖ラサルヘシ」「失ハサラム」

草案三―一と草案四―一では、言葉も、濁点なしの文体も共通しているため、草案四―一は草案三―一を基にして書かれたと見られる。そのため、ここでは草案三―一を示しておく。草案二と比べると、濁点がすべて除かれ、「謬ララス」の誤字が直されている。

### 【井上草案三―一】

朕惟フニ我カ皇祖皇宗国ヲ肇ムルコト久遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ニ臣民亦厥ノ祖考ニ継キ克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ以テ国ノ光ヲ為セルハ此レ乃国体ノ美ニシテ実ニ教育ノ本源ナリ爾衆庶父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ親族相睦シクシ隣里相保チテ相侵サス朋友相厚クシテ相欺カス虚偽ヲ去リ勤儉ヲ主トシ自ラ愛シテ他ニ及ホシ己レカ欲セサル所ハ以テ人ニ施サス子弟各々其業ヲ習ヒ知能ヲ啓発シ以テ其ノ器ヲ成シ小ニシテハ生計ヲ治メ身家ヲ利シ大ニシテハ公

益ヲ広メ世用ヲ助ケ若夫レ国ニ在リテハ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ一朝事アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇道ヲ翼戴ス此ノ如キハ即チ朕カ善良ノ臣民ナルノミナラス又国家興運ノ元素タルヘシ斯ノ道ハ実ニ祖宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ守ルヘキ所凡ソ古今ノ異同ト風氣ノ変遷トヲ問ハス以テ上下ニ伝ヘテ謬ラス以テ中外ニ施シテ悖ラサルヘシ朕爾衆庶ト俱ニ遵由シテ失ハサラムコトヲ庶幾フ

## 井上草案四

井上草案三の次に書かれたと見られている草案は三編（所蔵を確認できたものは二編）ある<sup>\*55</sup>。本論文では、国会図書館憲政資料室所蔵『芳川顕正関係文書』の資料番号11を「井上草案四―一」、早稲田大学中央図書館特別資料室所蔵『元田永孚書翰・建言・教育勅語関係文書』（臨時帝室編修局にいた渡辺幾治郎が収集した複写本）の二冊目に所収の「徳教資料（文部省文書）」の中の「二」（右上欄外に黒の細ペンで「二」と書かれている）を「井上草案四―二」<sup>\*56</sup>、海後が「元田文書として所蔵されていた」と見ている同文の草案（現在の所蔵場所は不明で、図版もない）を「井上草案四―三」とする<sup>\*57</sup>。草案四―一は無罫紙二頁に墨で草案三―一と同文を書かれ、部分的に朱と紫で修正を加えられ（朱↓紫の順に加えられたと見られる）、上欄外に朱で別案を書かれている。紫での修正について、海後は「紫色鉛筆」<sup>\*58</sup>、稲田は「紫の鉛筆らしいもの」で行われたと見ているが<sup>\*59</sup>、鉛筆ではなく、紫のインク（蒟蒻刷りで使う液か）のように見られる。

草案四―一において墨で本文を書き、朱で修正と別案を加えた人物について、海後と稲田の意見が異なっている。海後は筆跡から、元田が本文も朱文字もすべて一人で書いたと考えている<sup>\*60</sup>。

それに対して、稲田は、朱での「加筆は元田の筆蹟ではない」と見て<sup>\*61</sup>、さらに、本論文での「井上草案二〇」の上奏後の修正で明らかのように、「『中外ニ施シテ』の次を『悖ラス』とするのは元田の熱心な持論であったのであるが、前掲の加筆（草案四―一における朱での修正と別案のこと―引用者注）では『悖ラサルヘシ或ハ悖ルコトナシニ作ル』とあって、それが元田の意見でないことは明らかである」と指摘している<sup>\*62</sup>。そして、稲田は草案四―一と、墨で「此朱書ハ島田重礼氏

(帝国大学文科大学教授―引用者注) ナラン」と書かれた付箋のある『芳川顕正関係文書』の資料番号9(本論文では「島田参考草案―1」と称する)を比較して、いずれの草案でも「ある字句について二つ以上の修正文をかかげているやり方」が採られていると指摘し<sup>\*63</sup>、さらに次のように述べている。

いずれも無罫の白紙を使っており、筆蹟も似ていることなどから考えると、前掲の加筆の場合も、やはり島田の意見ではなかったかと一応推定できると思う。前掲の加筆は本文と同じ人の筆蹟であるが、恐らくは島田自身のものではないかと思われる。無罫の白紙を使っているので芳川の秘書が写したものではない。島田は恐らく芳川文部大臣から勅語案の字句の点について、修正意見を徴せられて、それに応じたのであつたらう<sup>\*64</sup>。

しかし、本節では、草案四―1の本文と朱文字は、島田の意見に基づいて<sup>\*65</sup>、文部省関係者が書いたものであると考える。まず、草案四―1では、朱で「己レカ欲セサル所ハ以テ人ニ施サズ」の部分が消されているが、「井上草案一」の考察で述べたように、この言葉は孔子の教えに基づいていると見られる。そのため、儒教を重視していた元田が、この言葉を削除するとは思えない。また、草案四―1の本文と朱文字の筆跡は、「民」「此」「器」「訓」「凡」「今」の字に特徴があり、確かに、「元田草案一」「元田草案二」の筆跡と異なっている。

それから、草案四―1の本文と朱文字、島田参考草案―1の本文の筆跡は、文部省罫紙に書かれた草案三―1の筆跡と同じである。すなわち、これらの筆跡は文部省関係者のものであると見られ、この三編は『芳川顕正関係文書』の中に残されている。そして、島田参考草案―1の付箋には、「朱書ハ」島田によると書かれており、同草案の朱文字の筆跡と本文の筆跡は異なっている(朱文字は本文の文字より丸みがある)。つまり、草案四―1の本文と朱文字の筆跡は、島田のものであるとは言えないのである。

ただし、草案四―1と島田参考草案―1を比べると、本文の筆跡だけでなく、稲田が指摘しているように、別案の書き方

や用紙も共通している。それゆえ、草案四―一における朱での修正と別案は、島田の意見に基づいて、文部省関係者が書いたものであると見られる。おそらく、もともとは島田が自ら朱で修正と別案を加えた草案も存在していたが、それを文部省関係者が写したものの（草案四―一）と、その写し（草案四―二）だけが残されたのであろう。

草案四―一の本文と朱文字を書いた人物について、海後と稲田と本節の違いを整理すると、海後は元田、稲田は島田、本節では、島田の意見に基づいて、文部省関係者が書いたと考えている。

草案四―二は一二行罫紙二頁に墨で書かれ、朱で修正を加えられている。

井上草案三―一から草案四―一への一回目の修正点は次の通りである。これらは島田の意見に基づいて、文部省関係者が草案四―一に朱で修正を加えた部分である。草案四―一の上欄外に朱で書かれている別案も示す。濁点のみの修正を除く。

① 「国ノ光ヲ為」（2行目）↓「国家ヲ保持」

※ 「或ハ国家ノ光輝ヲ発揚セルハニ作ル」と別案がある。

② 「美」（2行目）↓「粹美ナル所」

・「美」の意味を強めたのであろう。

③ 「衆庶」（2行目）の後に、「善ク此ノ意ヲ体シ」を加えた。

・その前にある、「臣民亦厥ノ祖考ニ継キ克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ以テ国家ヲ保持セルハ此レ乃国体ノ粹美ナル所ニシテ実ニ教育ノ本源ナリ」の部分を、よく心にとどめるように強調した。

④ 「己レカ欲セサル所ハ以テ人ニ施サズ」（3〜4行目）↓削除

・他者への配慮については特に触れないことにした。

⑤ 「若夫レ国ニ在リテハ」（5行目）↓「常ニ」

⑥ 「義勇公ニ奉シ」（5行目）↓「義勇ヲ奮テ公ニ奉シ」

・文章をわかりやすくした。

⑦ 「翼戴」(5行目) ↓ 「翼賛」

※ 「天壤無窮ノ皇祚ヲ光隆ス光隆ハ鞏固ニ作ル天壤無窮ノ皇基ヲ恢弘ス」と別案がある。

・ 「皇道ヲ」(天皇が行う政治を) に続く言葉としては、「翼戴ス」(助けて上位に頂く) より「翼賛ス」(補佐する)の方が適していると考えたのであろう。

⑧ 「即チ」(6行目) ↓ 「独リ」

⑨ 「国家興運ノ元素」(6行目) ↓ 「国運昌盛ノ基礎」

・ 「元素」より「基礎」の方がわかりやすいと考えたのであろう。

⑩ 「伝へ」(7行目) ↓ 「推シ」

※ 「推ノ字或ハ及ホスニ作ル」と別案がある。

※ 「又」(6行目) に修正はないが、「又ノ字或ハ実ニ作ル実ノ字或ハ即チニ作ル」と別案がある。

※ 「悖ラサルベシ」(7行目) には、濁点以外の修正はないが、「悖ラサルヘシ或ハ悖ルコトナシニ作ル」と別案がある。

島田の意見に基づいた、文部省関係者による一回目の修正後の井上草案四―一は次の通りである。傍線の……は朱で修正を加えられた部分を示す。

### 【一回目の修正後の井上草案四―一】

5 朕惟フニ我カ皇祖皇宗国ヲ肇ムルコト久遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ニ臣民亦厥ノ祖考ニ継キ克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ以テ国家ヲ保持セルハ此レ乃国体ノ粹美ナル所ニシテ実ニ教育ノ本源ナリ爾衆庶善ク此ノ意ヲ体シ父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ親族相睦シク隣里相保チテ相侵サス朋友相厚クシテ相欺カス虚偽ヲ去リ勤儉ヲ主トシ自ラ愛シテ他ニ及ホシ④子弟各々其業ヲ習ヒ知能ヲ啓発シ以テ其ノ器ヲ成シ小ニシテハ生計ヲ治メ身家ヲ利シ大ニシテハ公益ヲ広メ世用ヲ助ケ常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ一朝事アレハ義勇ヲ奮テ公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇道ヲ翼賛ス此ノ如キハ独リ⑧

朕力善良ノ臣民ナルノミナラス又国運昌盛ノ基礎タルヘシ斯ノ道ハ実ニ祖宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ守ルヘキ所凡ソ古今ノ異同ト風氣ノ変遷トヲ問ハス以テ上下ニ推シテ謬ラス以テ中外ニ施シテ悖ラサルヘシ朕爾衆庶ト俱ニ遵由シテ失ハサラムコトヲ庶幾フ

右の形になった草案四―一に、紫で修正が加えられている。その修正を加えた人物についても、海後と稲田の意見が異なっている。海後は筆跡と、井上の他の文書に同様の修正が見られることから、井上が紫で修正を加えたと考えている<sup>\*66</sup>。

それに対して、稲田は、井上は明治二三年九月三日付の元田宛書簡で、「無悖ハ、ヤハレ中庸ニ依リ不レ悖ニ作ル方強シ、文部省ニテ不ヲ無ニ易ヘタルハ、出典ヲ忘レタルナリ」<sup>\*67</sup>、と文部省を批判しているため、彼が紫で「悖ラサルヘシ」を「悖ルコトナシ」に改める（次の⑨の修正）はずはないと考えている<sup>\*68</sup>。そして、稲田は、草案四―一に紫で修正を加えた人物は、「勅語案作成について責任をもっていた芳川ではなかったか」と考えている<sup>\*69</sup>。

本節では稲田と同様に、芳川が紫で修正を加えたと考ええる。文章の専門家（帝国大学文科大学教授）である島田の文章を、上奏直前（次の草案五は上奏されたと見られている）という大事な時期に修正することが、最も可能な人物は芳川であろう。また、稲田が指摘しているように、「不レ悖ニ作ル方強シ」と言う井上が、「悖ルコトナシ」に修正することはないと思われる。

芳川は一回目の修正後の井上草案四―一に、さらに次のように紫で修正を加えた。

① 「深厚ニ」（1行目）↓「深厚ナリ」

・一つの文として長すぎるため、ここで分けたのであろう。

② 「国家ヲ保持」（2行目）↓「国ノ光輝ヲ発揚」

・今のままの「国家ヲ保持」するのではなく、これから近代的な国家として積極的に「国ノ光輝ヲ発揚」する、という文章に改めた。